

情報モラル教育 実践ハンドブック



※ハンドブックに掲載している教材や資料等は、それぞれの著作権の所有者から使用許諾を得て
おりますが、著作権法の例外措置が適用となる教育以外の目的で利用することはできません。

令和4年3月 高知県教育委員会

はじめに

現在、スマートフォンやタブレット、SNSが社会生活の中で急速に普及するに伴い、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、個人情報の流出、有害情報の問題など、プライバシーや人権侵害につながる行為が増加しています。

このような状況から、子どもの安全を守ることが大人の役割でもあり、安全で安心なインターネットの使い方などについては子どもだけでなく、大人も一緒に考えていく必要があります。そして、子どもたちが加害者にも被害者にもならないためには、子ども自身がこうした犯罪やトラブル等を自分事として捉え、インターネット機器やSNS等のコミュニケーションツールを正しく利用するための知識や、情報活用能力等（情報モラルを含む。）を育むことが大変重要となります。

学習指導要領において、情報モラルについては、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」と定められ、「情報活用能力」とともに学習の基盤となる資質・能力と位置付けられており、教科等横断的にその育成を図ることが求められています。

そのため、情報発信による他人や社会への影響や、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせるなどの学習活動を通して、子どもたちが正しい知識と情報モラルを確実に身に付け、行動化できることが重要であると考えています。

そこで、県教育委員会では、インターネットの利用に関する情報モラルやネット問題の危険性等についての理解を深め、自らトラブルを防止しようとする子どもの育成とともに、家庭でのルールづくりなどの取組が充実するよう、情報モラル教育実践ハンドブックを作成しました。

今後、児童生徒の情報活用能力の育成と情報社会に参画する態度を身に付ける学習が全ての学校で充実するよう、平成27年発行の「情報モラル教育実践事例集」と併せて積極的な活用をお願いします。

令和4年3月

高知県教育長 伊藤 博明

目次

第1章 なぜ情報モラル教育なのか

- 1 子どもたちを取り巻く環境等の現状について 1
 - (1) デジタル社会（情報社会）の発展 ～Society5.0 から GIGA スクール構想へ～
 - (2) 高知県における児童生徒の現状
- 2 新学習指導要領における情報モラル教育の位置付け 3
 - (1) 情報活用能力
 - (2) 情報モラル教育
 - (3) 情報モラルに関する小・中・高等学校学習指導要領の主な記述
- 3 情報モラル教育の進め方 9
 - “ステップ1” 子どもたちの実態の把握や整理
 - “ステップ2” 年間指導計画の作成
 - “ステップ3” 指導方法の検討
 - “ステップ4” 実際の指導と評価
 - 情報モラル指導カリキュラムチェックリスト 10

第2章 実践するために

- 1 保護者や先生 ～家庭と学校で取り組む～ 11
 - (1) スマートフォンとは、どんなもの？
 - (2) インターネットを使わせる時に心がけたいこと
 - ① インターネット利用が及ぼす心身の影響
 - ② 子どもとのコミュニケーションの方法や時間を工夫する
 - ③ 不適切な情報の閲覧やうっかり課金、性犯罪被害に注意する
 - ④ 成長に合わせた道具や使わせ方
 - ・ 乳幼児（0～6才）
 - ・ 児童生徒（7～18才）
 - (3) 子どもの成長に伴った保護者の手助け
- 2 乳幼児の保護者や幼稚園・保育所の先生 16
 - (1) 幼児期の子どもたちは、どんな時期にあるのか
 - (2) 将来につながる使い方 ～就学前の段階では～
 - (3) 子どもが利用するうえでの保護者の不安と義務
 - ① 保護者が、子どもにインターネットを利用させるうえで不安に思っていることは？
 - ② 不安や心配を軽減するために ～青少年インターネット環境整備法～
 - (4) こんなときは、どうする？
 - (5) 我が家のお約束 ～守れたらほめてね～
- 3 児童生徒 21
 - (1) 学校の授業などでご活用いただくために
 - (2) ショート教材活用について
 - (3) 指導案活用について

☆ 授業を実施する際の留意事項

- ① 本冊子の活用について
- ② 家庭でのインターネット環境がない児童生徒への指導の配慮について
- ③ 授業で使うアンケートの取り扱いについて
- ④ 「特別の教科 道徳」で取り扱う際の留意

分野	時間※	校種	指導事項・「題材名」・「教材名」	頁数
情報社会の倫理	①帰りの会	小学校（低）	①約束や決まりを守る 「どんなつかい方をしたらいいのかな？ ①」	25
	①特別活動	小学校（低）	①約束や決まりを守る 「つかいすぎていないかな」	27
	②特別活動	小学校（中）	②相手への影響を考えて行動する 「スマートフォンやタブレットなどの利用マナー」	32
	③道徳	小学校（高）	③他人や社会への影響を考えて行動する 「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」	36
	④特別活動	中学校	④情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する 「メールやSNSのトラブルを解決しよう」	40
	④道徳	中学校	④情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する 「友だちへのネットいじめ」	44
	⑤特別活動	高等学校	⑤情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす 「インターネット上への書き込みや動画等のアップについて考えよう」	48
法の理解と遵守	⑥帰りの会	小学校（低）	⑥生活の中でのルールやマナーを守る 「どんなつかい方をしたらいいのかな？ ②」	52
	⑦帰りの会	小学校（中）	⑦情報の発信や情報をやりとりする場合のルールやマナーを守る 「その使い方、だいじょうぶ？」	54
	⑦道徳	小学校（中）	⑦情報の発信や情報をやりとりする場合のルールやマナーを守る 「“ウチら”のルールとわが家のルール」	56
	⑧道徳	小学校（高）	⑧「ルールやきまりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する 「コピーしてもいいの？」	59
	⑨帰りの会	中学校	⑨違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない 「『〇〇だから、大丈夫』で、大丈夫？」	62
	⑨特別活動	中学校	⑨違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない 「誰の権利も侵害しないインターネットの利用の仕方を考えよう」	64
	⑩情報	高等学校	⑩情報に関する法律の内容を積極的に理解し、適切に行動する 「インターネットの使い方に関する法律について」	68
公共的なネットワーク社会の構築	⑪特別活動	小学校（高）	⑪ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う 「おもしろ半分では無責任」	72
	⑫帰りの会	中学校	⑫ネットワークの公共性を意識して行動する 「インターネットの公共性について考えよう」	76
	⑬帰りの会	高等学校	⑬ネットワークの公共性を維持するために、主体的に行動する 「メールからの誘導によるフィッシング詐欺被害」	78
安全への配慮	⑭帰りの会	小学校（低）	⑭大人と一緒に使い、危険に近づかない 「どんなきけんがあるのかな？」	80
	⑮特別活動	小学校（中）	⑮不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する 「住所や電話番号を教えることは慎重に」	82

※①～⑮は、該当時間の指導事項を表しています。

分野	時間※	校種	指導事項・「題材名」・「教材名」	頁数
安全への 配慮	⑯総合的な 学習の時間	小学校 (高)	⑯不適切な情報であるものを認識し対応できる 「Web サイトの情報を上手に活用しよう」	86
	⑰道徳	中学校	⑰安全性の面から、情報社会の特性を理解する 「考えよう情報社会の光と影」他	89
	⑱帰りの会	高等学校	⑱情報社会の特性を意識しながら行動する 「ネットでの取引で気を付けたいこと」	92
	⑲帰りの会	小学校 (低)	⑲知らない人に、連絡先を教えない 「だいじょうぶ？！こじんじょうほうの入力」	94
	⑳帰りの会	小学校 (中)	⑳健康のために利用時間や約束を守る 「健康に気を付けて使っていますか？」	96
	㉑特別活動	小学校 (中)	㉑健康のために利用時間や約束を守る 「携帯型ゲーム機に夢中になると」	98
	㉒帰りの会	小学校 (高)	㉒健康を害するような行動を自制する 「スマホ利用、自分をコントロールする力をつけよう！」	102
	㉒特別活動	小学校 (高)	㉒健康を害するような行動を自制する 「オンラインゲームにのめり込むと」	104
	㉓調べ学習の 前に	中学校	㉓情報の信頼性を吟味できる 「情報の信頼性について考えよう」	108
	㉔帰りの会	高等学校	㉔情報の信頼性を吟味し、適切に対応できる 「自撮り被害に気を付けよう！」	110
情報 セキュリティ	㉔特別活動	小学校 (中)	㉔パスワードの認証の重要性を理解し、正しく利用できる 「～パスワード～自分の大切なものを守る『鍵』」	112
	㉕特別活動	小学校 (高)	㉕不正使用や不正アクセスされないようにインターネットを利用できる 「無料につられたら」	117
	㉖帰りの会	中学校	㉖情報セキュリティの基礎的な知識を身に付ける 「インターネットのセキュリティについて考えよう」	121
	㉗帰りの会	高等学校	㉗基礎的なセキュリティに関する基本的な知識を身に付け、適切な行動 ができる 「フリーWi-Fiに気を付けよう！」	123

※①～㉗は、該当時間の指導事項を表しています。

第3章 実践の充実・発展

1 指導のための Q&A ～学級活動について～	125
2 児童生徒が発信する ～他校種や地域への啓発・支援～	127
3 児童会・生徒会による活動 ～ネットフォーラムより～	128

巻末資料

1 高知県サイバー防犯ボランティア ～学生団体 CyKUT～	131
2 何かあったときの相談窓口	133
参考・引用文献等	134

第1章 なぜ情報モラル教育なのか

1 子どもたちを取り巻く環境等の現状について

(1) デジタル社会（情報社会）の発展 ～Society5.0 からGIGAスクール構想へ～

平成28年度に内閣府策定の「第5期科学技術基本計画」において、“世界に先駆けた「超スマート社会」の実現（Society5.0）”が掲げられ、サイバー空間とフィジカル空間（現実世界）が高度に融合した「超スマート社会」を未来の姿として共有し、ビジネス力の強化、サービスの質の向上を目指すことが明記されています。情報社会（Society4.0）では、知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分だったり、たくさんある情報の中から自分に必要な情報を見つけるという作業が負担だったり、様々な課題に対して制約があり、対応の難しさがありました。それに対して、Society5.0で実現する社会は、すべての人とモノが繋がり、様々な知識や情報が共有され、これらの困難が克服されることで、新たな価値観が生まれたり、人の可能性が広がったりすると考えられています。

そうしたSociety5.0における情報社会の技術の発達、学校での教育や学びの在り方にも変容をもたらします。例えば、一斉一律の授業スタイルの限界から抜け出し、読解力等の基盤的学力を確実に習得させつつ、個人の進捗や能力、関心に応じた学びの場となることが可能となっていきます。また、同一学年での学習に加えて、学習履歴や学習到達度、学習課題に応じた異年齢集団での協働学習など、学習形態の広がりにも期待ができます。

さらに、学校の教室での学習のみならず、大学、研究機関、企業、NPO、教育文化スポーツ施設、農山村の豊かな自然環境などの地域の様々な教育資源や社会関係資本を活用して、いつでも、どこでも学ぶことができるようになると予想されています。

今後は、こうした多様な学びが関連し合うことで、更なる学びの発展にも繋がっていくことでしょう。つまり、AIやビッグデータ等の先端技術が学びの質を加速的に充実する世界、Society5.0における学びの時代を確立させていかなくてはならないということです。

このようなSociety5.0時代を生きる子どもたちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められており、“GIGAスクール構想の実現”に向けて1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを活用した授業が行われているところです。

参照：文部科学省「Society5.0に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～」(平成30年6月5日)

(2) 高知県における児童生徒の現状

子どもたちを取り巻くデジタル環境の発達に伴い、子ども自身もスマートフォンやタブレットを当たり前のように使うようになり、オンラインゲームやSNS等の利用による犯罪被害やいじめ等も生じているため、文部科学省は「情報モラル教育について」(2019)において「児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが一層重要」になっていることを明記しています。

実際に、高知県の児童生徒の情報機器利用の現状については、高知県教育委員会が令和2年度に高知県内の小学生2,241名、中学生6,319名、高校生5,084名を対象として実施した「スマートフォン・インターネットの利用に関する調査」と、令和2年度に内閣府が実施した「青少年のインターネット利用環境実態調査」を照らし合わせて考えてみます。

高知県の子どもの「家でのインターネット利用」は、全国値と比べると小学生での利用率が高いことが分かります(図1参照)。

また、ゲーム機の利用率は、全国値と比較して中学生で10%程度、高校生で20%程度高く、スマートフォンの利用率においては、小学生・中学生が全国値に比べて、20%近く高くなっています(図2・3参照)。

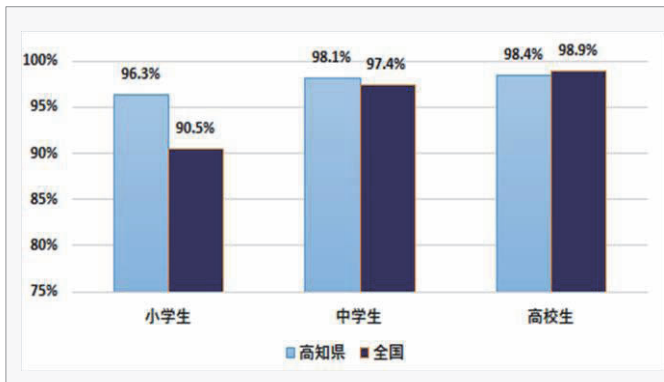


図1 家でのインターネット利用

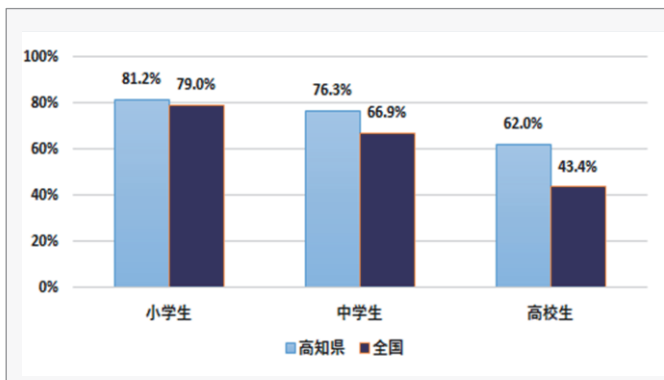


図2 使用している機器(ゲーム機)

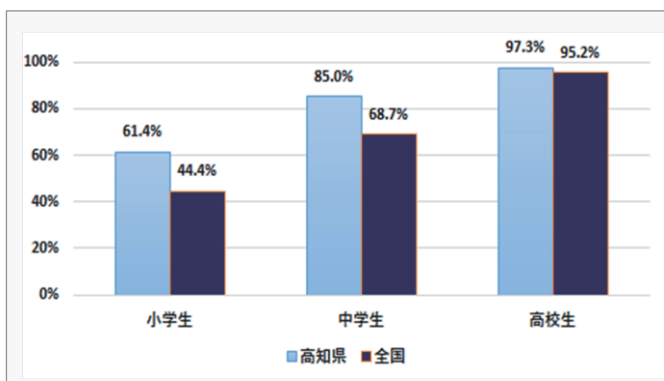


図3 使用している機器(スマートフォン)

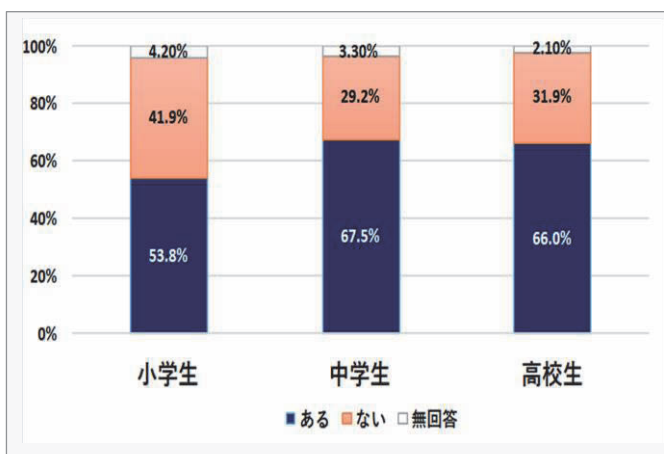


図4 使いすぎたと思うこと

さらに、高知県では携帯電話（スマートフォン）やパソコン（タブレット）、ゲーム機等のインターネットに接続できる情報機器について、子ども専用のものを持っている割合が高く、情報機器の使用率の高さに影響していると考えられます。

高知県の子どもたちは、情報機器の使いすぎについて、「使いすぎたと思う」小学生は 53.8%、中学生は 67.5%、高校生は 66.0%と、情報機器を使用している子どもたちの半数以上が「使いすぎた」と感じていることが分かります（図4参照）。

使いすぎたと思う理由はどの年代もあまり変わりませんが、情報機器の使いすぎによって「睡眠時間が短くなった」という子どもが 20%～40%を占め、健康への影響が心配されます（表1参照）。

また、情報機器を使いすぎることによって、「家族と過ごす時間(会話)が減った」、「迷惑をかけてしまった」と回答した子どももあり、家庭生活に影響が出てきていることがうかがえます（表1参照）。

そして、情報機器の使いすぎによって、「やらなければならないことをする時間がなくなった」という中学生が 36.2%、高校生が 31.4%を占め、使用時間を自己管理することの難しさや家庭学習等の滞りも懸念されるところです（表1参照）。

<参考資料>

- ①内閣府「令和2年度青少年のインターネット利用環境実態調査」
- ②高知県教育委員会「令和2年度スマートフォン・インターネットの利用に関する調査」

図1) ①、②を参考

図2～図4・表1) ②を参考

表1 スマートフォンやインターネットを使いすぎたと思うとき（複数回答、「ある」と回答したもの）

	小学生	中学生	高校生
睡眠時間が短くなった	20.8%	32.8%	40.0%
やらなければならないことをする時間がなくなった	15.1%	36.2%	31.4%
家族と過ごす（話す）時間が減った	8.1%	9.1%	5.5%
家族に迷惑をかけた	4.9%	6.3%	3.4%
友達とトラブルになった	3.3%	5.6%	4.1%
課金をしすぎた	2.2%	3.6%	3.6%
詐欺被害や個人情報の流出	1.1%	2.7%	2.7%

2 新学習指導要領における情報モラル教育の位置付け

「情報モラル教育」と聞いた時に、特定の時期に携帯電話会社やアプリ運営会社等の外部講師を招いての講演の中で、トラブル事例等を聞くものとか、何か子どもがトラブルを起こしてから、その行動を変容させるために、特別に情報モラル教育の授業や集会を行うという印象をもつかもしれません。

しかしながら、情報モラル教育は、講演によるものだけでもないですし、何か起こってから注意を促すだけのものでもありません。情報モラル教育は、子どもが日常の中で危険な目に遭わないための「未然防止の取組」として、学校教育のさまざまな時間を利用して、できるだけ定期的に、意図的に実施するものです。つまり、何かトラブルが起こる前に計画的に各教科の授業に絡めながら実践していくことが重要なのです。

（1）情報活用能力

インターネットに接続できる情報機器は、安全に正しく使うことができればとても役立つ便利なものです。しかしながら、インターネットに接続できる情報機器は世界中の様々な人々に繋がっているため、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけになったり、誹謗中傷やいじめの温床になったりするなど、様々な問題を抱えています。

また、子どもたちにとってスマートフォンやタブレット、ゲーム機等のインターネットに接続できる情報機器を使うことが日常化している現在では、子どもたちが被害を受けるだけでなく、加害者になってしまうケースも生じています。

これからのデジタル社会を生きていく子どもたちを被害者・加害者にしないためにも、スマートフォンを始めとするインターネットに接続できる情報機器、SNSなどのコミュニケーションツールを「賢く活用する知識・知恵」、「ルールを守って使える健全な心」、「安全に利用するための危機管理意識」を家庭と学校が連携しながら育んでいくことがとても大切です。

こうしたデジタル社会の深化を鑑み、新学習指導要領（小学校令和2年度全面実施、中学校令和3年度全面実施、高等学校令和4年度から年次進行で実施）では、情報教育ICT活用教育の実施ポイントについて次のように述べられています。

小・中・高等学校共通のポイントとしては、「情報活用能力（情報モラルを含む）」が言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」として位置付けられるとともに、「学校のICT環境整備」と「ICTを活用した学習活動の充実」を挙げています。また、小学校プログラミング教育の必修化を含め、小・中・高等学校を通じてプログラミング教育の充実を図ることとしています。

学校種別に見ていくと、小学校においては、文字入力など基本的な操作を習得することに加え

て、プログラミング的思考を育成することが盛り込まれています。中学校では技術・家庭科（技術分野）においてプログラミングに関する内容が拡充され、高等学校では情報科において共通必修科目「情報Ⅰ」が新設されています。つまり、小・中・高等学校を通じてすべての児童生徒がプログラミングのほか、ネットワーク（情報セキュリティを含む）やデータベースの基礎等について学習を進めることで、「情報活用能力」の段階的な習熟を目指しています。

この「情報活用能力」とは、情報及び情報手段を主体的に選択し、活用していくための個人の基礎的な力を指し、「A 情報活用の実践力（ICTの基本的な操作や情報収集・整理・発信等ができる）」、「B 情報の科学的な理解（コンピュータを利用した計測・制御の基本的な仕組みの理解ができる）」、「C 情報社会に参画する態度（情報発信による他人や社会への影響を考えることができる）」で構成されています。どの力もデジタル社会を生きていくためには大切な力なのですが、子どもたちがインターネットを適切に活用する能力を習得できるようにするためには、まず「情報モラル」にかかわる「C 情報社会に参画する態度」を、子どもたちが身に付けられることが重要となります。

言い換えれば、子どもたちをデジタル社会の危険から守るためには、子どもたちにまずは「C 情報社会に参画する態度」を身に付けておくことが必要であるということです。そのためにも、学校や家庭における情報モラル教育の充実が、必要不可欠であり急務であるのです。

（２）情報モラル教育

情報モラル教育の目標や内容及び指導上の留意点は次のようになります。

【情報モラル教育の目標】

- ☆情報手段をいかに上手に賢く使っていくか、そのための判断力や心構えを身につける。
- ☆情報社会の特性の一側面である影の部分を理解する。

【内容及び指導上の留意点】

- ☆具体的には2領域5分野の内容をもれなく扱う。（図5参照）
- ☆各教科等の目標と情報モラル教育の目標との関係を明確にする。
- ☆学校の教育活動全体を通して適切に情報モラルを身に付けるための学習活動を位置づける。

また、「すべての児童生徒に情報モラルを身に付ける指導が必要」としており、その指導は「すべての教員」が行うことになっています。

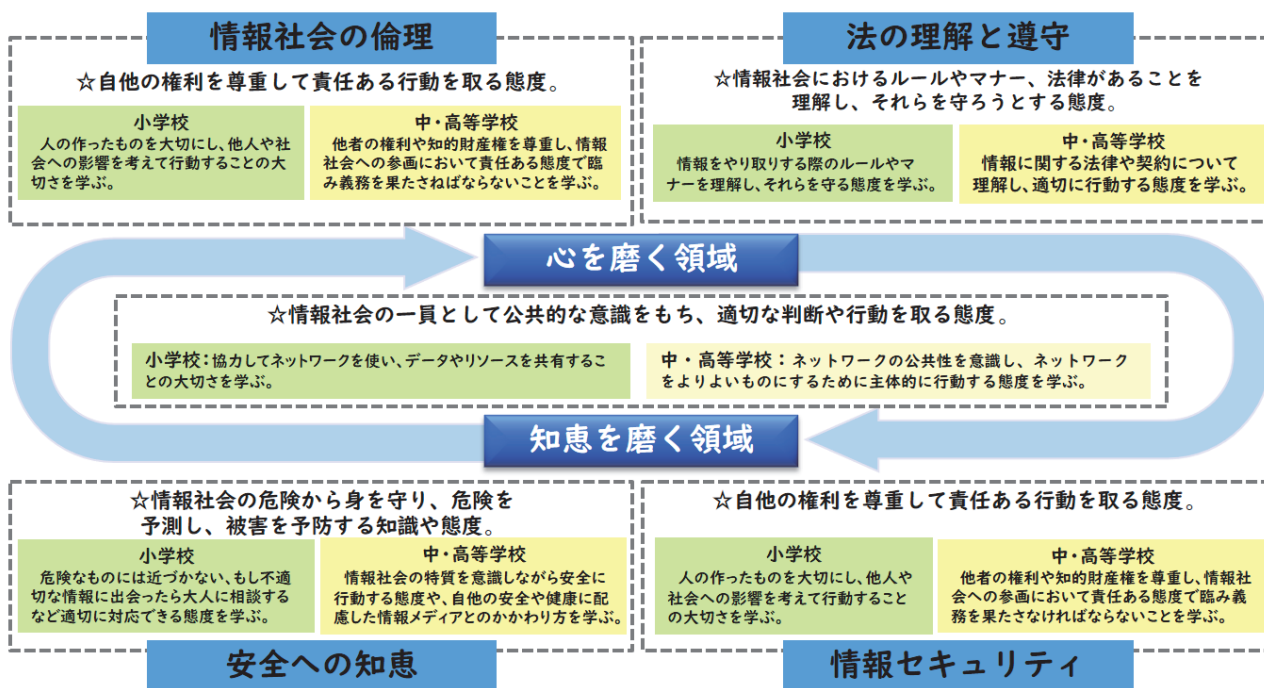


図5 情報モラル教育の内容（平成 19 年 文部科学省委託事業「すべての先生のための「情報モラル」指導実践キックオフガイド」）

新学習指導要領解説の総則編において、情報モラルとは「情報社会で適切な活動を行うための基になる考え方と態度」であり、具体的には「他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつこと」、「犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること」、「コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解すること」などと示されています。

具体的には、

- ☆情報発信による他人や社会への影響について考える学習活動
- ☆ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考える学習活動
- ☆情報には自他の権利があることを考える学習活動
- ☆情報には誤ったものや危険なものがあることを考える学習活動
- ☆健康を害するような行動について考える学習活動

などを通じて、子どもたちに情報モラルを確実に身に付けるようにすることが必要であり、実施する際には、情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習していくことが重要とされています。

そのためには、子どもたちのインターネットの使い方の変化について、学校や教師はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが必要となります。併せて、インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残る完全には消し去ることはできないといった、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを、子どもが発達段階に応じて身に付けることで、将来の新たな機器やサービス、あるいは危険にも適切に対応できるようにすることが重要とされています。

（3）情報モラルに関する小・中・高等学校学習指導要領の主な記述

小・中・高等学校の学習指導要領には、「情報モラル」について以下のように記述されています。

[小学校学習指導要領での情報モラル教育の扱い]

小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）	
総則	第 1 章 第 2 2(1)各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、<u>情報活用能力（情報モラルを含む。）</u>、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。
社会	第 2 章 第 2 節 [第 5 学年] 3(4)ア アの(ア)の「放送、新聞などの産業」については、それらの中から選択して 取り上げること。その際、<u>情報を有効に活用することについて、情報の送り手と受け手の立場から多角的に考え、受け手として正しく判断することや送り手として責任をもつことが大切であることに気付くようにすること。</u>
特別の教科 道徳	第 3 章 第 3 2(6)児童の発達の段階や特性等を考慮し、第 2 に示す内容との関連を踏まえつつ、<u>情報モラルに関する指導を充実すること。</u>また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。
総合的な 学習の時間	第 5 章 第 3 2(9)情報に関する学習を行う際には、探究的な学習に取り組むことを通して、<u>情報を収集・整理・発信したり、情報が日常生活や社会に与える影響を考えたりするなどの学習活動が行われるようにすること。</u>第 1 章総則の第 3 の 1 の(3)のイに掲げるプログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、プログラミングを体験することが、探究的な学習の過程に適切に位置付くようにすること。

[中学校学習指導要領での情報モラル教育の扱い]

中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）	
総則	第 1 章 第 2 2(1)各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、<u>情報活用能力（情報モラルを含む。）</u>、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。
国語	第 2 章 第 1 節 [第 3 学年] 2(2)話や文章に含まれている情報の扱い方に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 イ <u>情報の信頼性の確かめ方を理解し使うこと。</u>
社会	第 2 章 第 2 節 第 3 2(2)情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に調べ分かつようとして学習に取り組めるようにすること。その際、<u>課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。</u>
数学	第 2 章 第 3 節 第 2 [第 1 学年] 2D(1)イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) <u>目的に応じてデータを収集して分析し、そのデータの分布の傾向を読み取り、批判的に考察し判断すること。</u>

音楽	第2章 第5節 第3 2(1)各学年の「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。 カ <u>自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、音楽に関する知的財産権について触れるようにすること。また、こうした態度の形成が、音楽文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮すること。</u>
技術・家庭 [技術分野]	第2章 第8節 第2 D(1)ア <u>情報の表現、記録、計算、通信の特性等の原理・法則と、情報のデジタル化や処理の自動化、システム化、情報セキュリティ等に関わる基礎的な技術の仕組み及び情報モラルの必要性について理解すること。</u>
特別の教科 道徳	第3章 第3 2(6)生徒の発達の段階や特性等を考慮し、<u>第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てるよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。</u>
総合的な 学習の時間	第4章 第3 2(3)探究的な学習の過程においては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信するなどの学習活動が行われるよう工夫すること。その際、<u>情報や情報手段を主体的に選択し活用できるよう配慮すること。</u>

[高等学校学習指導要領での情報モラル教育の扱い]

高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）	
総則	第1章 第2款 2(1)各学校においては、生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力（<u>情報モラルを含む。</u>）、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科・科目等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。
国語	第2章 第2款 第5国語表現 2(1)イ <u>話し言葉と書き言葉の特徴や役割、表現の特色について理解を深め、伝え合う目的や場面、相手、手段に応じた適切な表現や言葉遣いを理解し、使い分けること。</u> A(1)ア <u>目的や場に応じて、実社会の問題や自分に関わる事柄の中から話題を決め、他者との多様な交流を想定しながら情報を収集、整理して、伝え合う内容を検討すること。</u>
地理歴史	第2章 第2節 第3款 2(4)情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際、<u>課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも留意すること。</u>
公民	第2章 第3節 第2款 第1 公共 3(3)カ(キ)アの(エ)については、(ア)から(ウ)までのそれぞれの事項と関連させて取り扱い、情報に関する責任や、利便性及び安全性を多面的・多角的に考察していくことを通して、<u>情報モラルを含む情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力を身</u>

	<u>に付けることができるよう指導すること。その際、防災情報の受信、発信などにも触れること。</u> 第2章 第3節 第3款 2(4)情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に学習に取り組めるようにすること。その際、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようにするとともに、情報モラルの指導にも配慮する。
芸術	第2章 第7節 第2款 第10 書道Ⅰ（Ⅱ・Ⅲに同様の記述あり） 3(11) <u>自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、書に関する知的財産権について触れるようにする。また、こうした態度の形成が、書の伝統と文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する。</u>
情報	第2章 第10節 第2款 第1 情報Ⅰ 2(1) ア(イ) <u>情報に関する法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解すること。</u> イ(イ) <u>情報に関する法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどについて、それらの背景を科学的に捉え、考察すること。</u> 第3款 2(1) <u>各科目の指導においては、情報の信頼性や信憑性を見極めたり確保したりする能力の育成を図るとともに、知的財産や個人情報の保護と活用をはじめ、科学的な理解に基づく情報モラルの育成を図ること。</u>

情報モラルについての取組は、小・中・高等学校の学習指導要領の総則に示されているように、特定の教科等だけで進めるものではなく、学校教育全体で行うものです。それぞれの校種、教科等における情報モラル教育の必要性、目標、内容をしっかり確認して、進めていきましょう。

また、情報モラル教育を実施する際は、子どもたちが情報モラルの問題について、「自分ごと」として捉える指導が重要となります。いくらトラブル事例と危険性が提示され、指導されても、子ども自身が「自分はインターネットやスマートフォンのマナーを守っている」、「自分はSNSを使い過ぎていない」と思っている場合は、「他人ごと」として受け止めてしまう状況もあると考えられます。

まずは、子どもたちがインターネット上のトラブル事例を「自分にも起こり得ることとして自覚する」ことが、未然防止の第一歩となるのではないのでしょうか。

特別活動の学級活動（2）の授業では、現在の自分の課題を見つめ、自己の成長のために、自分に合った具体的な解決方法や目標を意思決定し、自発的、主体的に実行することができるようにすることで自己指導能力を育てます。この教科の特色からも、子どもたちが情報モラルの課題について、「自分ごと」として捉え「自分はどう行動するのか」を自己決定していくという流れが考えられます。例えば、事前に情報機器の利用状況などについてのアンケートを実施し、社会科や家庭科等で情報モラルの知識・理解について学習したことを、特別活動の授業等に繋ぐことで、アンケート結果から課題を「自分ごと」として捉えられるようにすることができると良いでしょう。そのうえで、具体的な行動を自己決定することは、行動変容を促す「未然防止の取組」といえます。

各学校・各学級では、子どもたちのスマートフォンやゲーム機等の情報機器の使用状況等について実態を把握したうえで、未然防止に繋がる実践をお願いします。

3 情報モラル教育の進め方

情報モラル教育は、その必要性、目標、内容を確認し、次のように4つの“ステップ”を進めていきましょう（図6参照）。

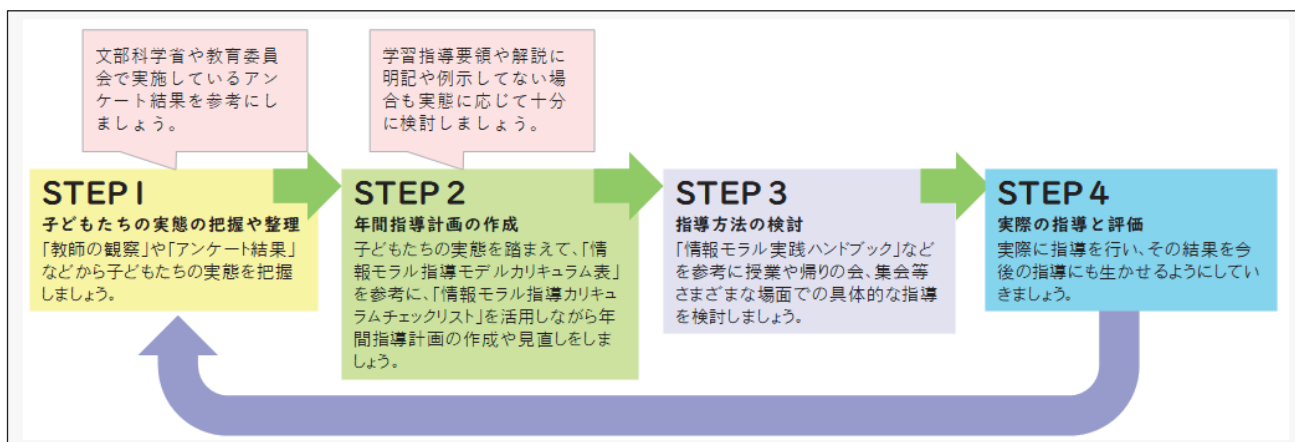


図6 情報モラル教育を進める4つのステップ

（平成 23 年 文部科学省 国立教育政策研究所「情報モラル教育実践ガイダンス～すべての小・中学校で、すべての先生が指導するために～」）

“ステップ1” 子どもたちの実態の把握や整理

子どもたちを取り巻く情報に関わる環境は日々変化しています。多くの子どもたちが、スマートフォンやタブレット、ゲーム機等のインターネットに接続できる情報機器を使っています。また、家庭でインターネットを自由に利用しています。アンケートなどを活用して、まずは、目の前の子どもたちの実態をしっかりと把握していきましょう。

“ステップ2” 年間指導計画の作成

各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の年間指導計画に情報モラル教育も位置付け、学校教育全体で情報モラル教育を推進できるようにしていきましょう。

<年間指導計画作成のポイント>

- ☆2領域5分野の系統的な指導を計画する。
- ☆情報モラル教育の指導事項を漏れなく指導する。
- ☆各教科等の内容と関連付けた指導を行えるよう構成する。

“ステップ3” 指導方法の検討

年間指導計画に位置付けられた学習内容を、授業や学校教育のさまざまな場面で指導する方法を検討しましょう。

<指導方法の具体例>

- ☆各教科等の内容として位置付けられている場合は、通常の授業と同じように教科書等を使って指導する。
- ☆教科等の内容では位置付けられていないが、指導が可能な場合は指導の必要性を検討したうえで統計資料やインターネット上の教材を使って指導する。
- ☆学年集会・PTA集会等でDVDの映像等を使って指導・啓発する。

“ステップ4” 実際の指導と評価

指導後の授業者の振り返りや子どもたちの感想文などから、実施した指導内容を評価し、今後に生かせるようにしましょう。また、自分の実践した授業を他の教師にも共有して実践してもらい、さらに良い授業にしていきたいと思います。

参照：文部科学省「小学校学習指導要領（平成 29 年告示）総則」（平成 30 年 2 月 28 日）
 文部科学省「中学校学習指導要領（平成 29 年告示）総則」（平成 30 年 3 月 30 日）
 文部科学省「高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）総則」（平成 31 年 2 月 15 日）
 文部科学省「教育の情報化に関する手引き検討案 第5章 情報モラル教育」（平成 21 年 1 月 29 日）

やってみた授業を事後に検討したら、授業がより子どもたちに合ったものになります。
 そして、それが翌年に生かされます！学校としての財産が増えていきますね！！



情報モラル指導カリキュラムチェックリスト

領域	分野	校種	学年	指導事項	チェック欄（指導したら○をつける）								
					小学校						中学校		
					1	2	3	4	5	6	1	2	3
心を磨く領域	情報社会の倫理	小	低	約束やきまりを守る									
			中	相手への影響を考えて行動する									
			高	他人や社会への影響を考えて行動する									
		中	全	情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する									
			低	人の作ったものを大切にすることを心もつ									
			中	自分の情報や他人の情報を大切にする									
			高	情報にも、自他の権利があることを知り、尊重する									
		中	全	個人の権利（人格権、肖像権など）を尊重する									
			全	著作権などの知的財産権を尊重する									
	法の理解と遵守	小	低	生活の中でのルールやマナーを守る									
			中	情報の発信や情報をやりとりする場合のルールやマナーを守る									
			高	何がルール・マナーに反する行為かを知り、絶対に行わない									
			高	「ルールやきまりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する									
		中	全	契約行為の意味を知り、勝手な判断で行わない									
			全	違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない									
			全	情報の保護や取り扱いに関する基本的なルールや法律の内容を知る									
			全	契約の基本的な考え方を知り、それに伴う責任を理解する									
	公共的なネットワーク社会の構築	小	中	協力し合ってネットワークを使う									
			高	ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う									
		中	全	ネットワークの公共性を意識して行動する									
知恵を磨く領域	安全への配慮	小	低	大人と一緒に使い、危険に近づかない									
				不適切な情報に出合わない環境で利用する									
			中	危険に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する									
				不適切な情報に出合ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する									
			高	予測される危険の内容がわかり、避ける									
				不適切な情報であるものを認識し対応できる									
		中	全	安全性の面から、情報社会の特性を理解する									
				トラブルに遭遇したとき、主体的に解決を図る方法を知る									
		小	低	知らない人に、連絡先を教えない									
				情報には誤ったものもあることに気づく									
			中	個人の情報は、他人にもらさない									
				情報の正確さを判断する方法を知る									
		高	全	自他の個人情報を他人にもらさない									
				情報の信頼性を吟味できる									
		中	全	自他の情報の安全な取り扱いに関して、正しい知識を持って行動できる									
	情報セキュリティ	小	中	決められた利用の時間や約束を守る									
			高	健康のために利用時間や約束を守る									
		中	中	健康を害するような行動を自制する									
			高	人の安全を脅かす行為を行わない									
		中	全	健康の面に配慮した、情報メディアとのかかわり方を意識し、行動できる									
				自他の安全面に配慮した、情報メディアとのかかわり方を意識し、行動できる									
		小	中	パスワードの認証の重要性を理解し、正しく利用できる									
			高	不正使用や不正アクセスされないようにインターネットを利用できる									
		中	全	情報セキュリティの基礎的な知識を身に付ける									
			全	情報の破壊や流出を守る方法を知る									
		中	全	基礎的なセキュリティ対策が立てられる									

第2章 実践するために

1 保護者や先生 ～家庭と学校で取り組む～

(1) スマートフォンとは、どんなもの？

スマートフォンは、従来のガラケーなどの携帯電話に比べてパソコンに近い性質をもった情報機器です。画面でWeb サイトや動画を閲覧したり、アプリケーション（通称アプリ）をダウンロードすることによって機能を自由に追加したりすることができます。

外出先でも様々な機能を使うことができる便利なスマートフォンですが、ウイルス※を含んだアプリケーションをダウンロードすることなどで、ウイルスに感染する危険性があり、感染した場合、左下（枠囲み）のような不具合が生じるだけでなく、スマートフォンの中の情報を抜き取られる等の被害に遭う可能性があります。スマートフォンは、アドレス帳やメールの内容、大切な仕事上のデータや位置情報等、様々な個人情報やプライバシー情報が保存されているため、ウイルスに感染しないよう、細心の注意を払うことが大切です。

※ウイルス：電子メールやホームページ閲覧などによって情報機器に侵入する特殊なプログラム

【 ウイルスに感染したと思われる状況 】

- ・スマートフォンの動作が遅くなる
- ・データ使用量が急に多くなる
- ・バッテリーの消費が速くなる
- ・カメラ機能が急に起動する
- ・広告や警告のポップアップが続いて表示される



【 ウイルスに感染させないために 】

- ・画面ロックの機能を「有効」にする
- ・不審なメールや添付ファイル、URL を開かない
- ・なりすまし SMS（ショートメッセージサービス）に返信しない
- ・フリーWi-Fi（無料Wi-Fi）にできる限り接続しない
- ・OS やアプリケーションを最新バージョンに更新する
- ・データを定期的にバックアップする
- ・セキュリティソフトをインストールする



参考：Canon 株式会社 キヤノンマーケティングジャパン サイバーセキュリティ情報局
「スマホがウイルスに感染！？不安に思ったら試したい5つの方法」

(2) インターネットを使わせる時に心がけたいこと

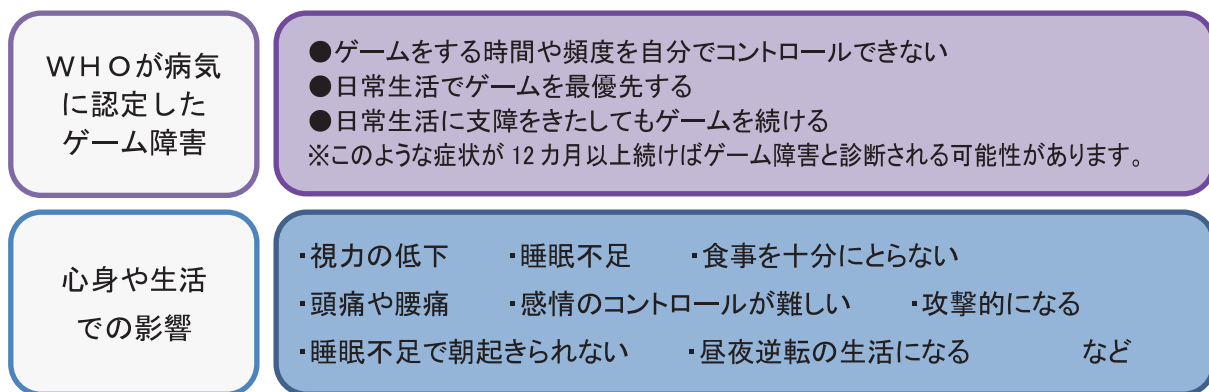
① インターネット利用が及ぼす心身への影響

東北大学加齢医学研究所の川島隆太教授は、頻繁なインターネット習慣が小児の広範な脳領域の発達や言語性知能に及ぼす影響について、平成 30 年に次のような発表をしました。

小児の3年間のMRIによる脳イメージング装置による縦断追跡データを用いて、インターネット習慣が数年後の言語知能や脳の灰白質、白質の容積の変化とどう関連しているのかを解析し、「頻回のインターネットの習慣がある小児は言語知能が3年後に相対的に低下している傾向があった」「頻回のインターネット習慣のある小児は広範な領域の脳の灰白質・白質の容積が相対的に減少していた」ことが明らかとなりました。この結果は、発達期の小児の頻回のインターネット習慣には一層の注意が必要であることを示唆しています。（参考：東北大学加齢医学研究所 2018 年プレスリリース・研究成果「頻繁なインターネット習慣が小児の広汎な脳領域の発達や言語性知能に及ぼす悪影響を発見」）

また、令和元年5月25日に世界保健機関（WHO）は、ゲームのやり過ぎで日常生活が困難になる「ゲーム障害」を国際疾病として正式に認定しました。スマートフォンなどの普及により、ゲーム依存の問題が深刻化し、健康を害する懸念は強まってきていることが国内外で報道されました。

インターネットゲームの長時間利用について、次のような影響があると言われています。



参考：厚生労働省 ゲーム依存症関係者連絡会議資料

② 子どもとのコミュニケーションの方法や時間を工夫する

対面のコミュニケーションの機会が不足すると、情緒の発達や対人関係の構築に影響することが考えられます。

また、友達や、同じ趣味の人同士が交流できるサービスSNS（ソーシャルネットワークサービス）では、文字だけのコミュニケーションで感情が伝わりづらい状況からトラブルになることもあり、「令和2年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）でも、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。」の件数が増加傾向にあることが報告されています。（H29:12,632件、H30:16,334件、R元:17,924件、R2:18,870件）子どもだけでは解決できない喫緊の課題となっており、未然防止の観点により大人も一緒にこの問題について考え取り組んでいく必要があります。

一緒に遊ぶ、学ぶ、楽しく会話するなど、日々の生活での小さな積み重ねが将来に役立つように、子どもとのコミュニケーションの方法や時間を工夫してみましょう。

③ 不適切な情報の閲覧やうっかり課金、性犯罪被害に注意する

不適切な情報や動画を見てしまうことを心配する声も多く聞かれます。動画は、「動画閲覧サイトやアプリケーションの制限付きモードをオンにする。」「子ども用の動画閲覧アプリケーションを利用する。」ことで防ぐことができます。

また、オンラインゲームで無料だと勘違いして有料のアイテムを購入してしまい、後から高額な料金を請求される事例もあります。機器の設定では購入の都度パスワード入力が必要な設定にすることや、パスワードを子どもに見せない・教えないということが重要です。

一方で、趣味を通じてインターネット上で知り合った人と直接会うことで性犯罪に巻き込まれたケースや、子どもがだまされたり脅されたりして自身の体の写真を撮影させられ、画像を送られるなどの犯罪被害に遭う深刻なケースもあります。インターネットを安全に使うことができるように、未成年者に対する有害情報サイトなどからの保護を主な目的とするフィルタリングサービスを利用するとともに、インターネットの危険な面についても教えることや、家庭での使い方のルールについてもぜひ話し合ってみましょう。

次のグラフは、令和2年度に高知県の小中学生、高校生を対象にした「スマートフォン・インターネットの利用に関する調査」の結果です。子どもたちは学習したり、経験したりする中で、インターネットに接続できる情報機器を利用するときの危険性を意識し、不安を感じていることがわかります（図7参照）。日頃からインターネットの問題について家庭や学校で話題にすることで、トラブルを未然に防いだり、子どもが不安を抱え込んだりしないように、コミュニケーションを大切にしたいものです。

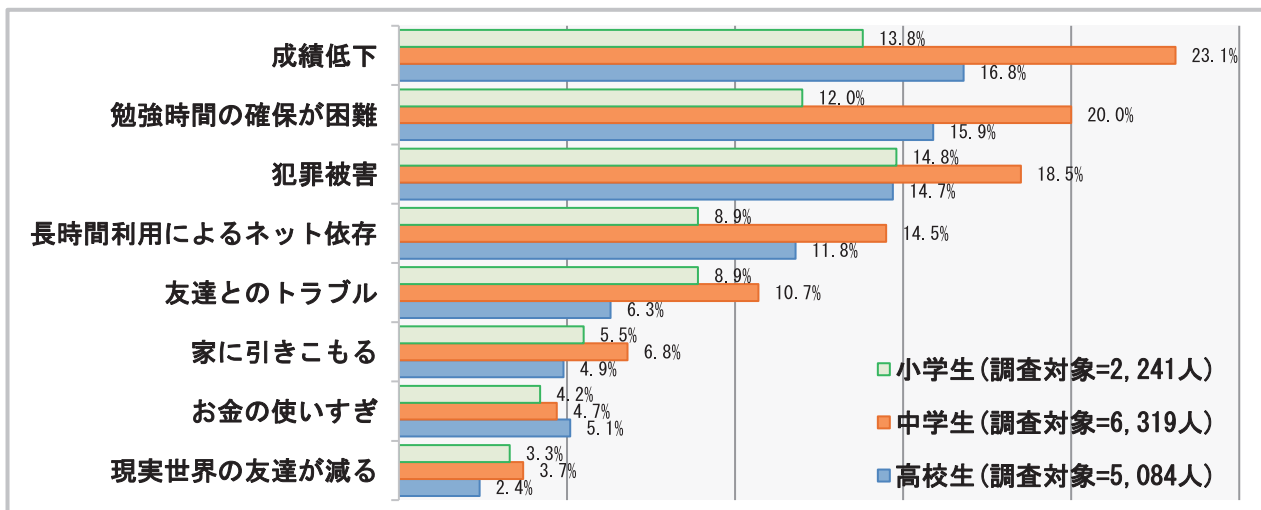


図7 スマートフォンやネットを使用することで不安や心配に思うこと (調査対象=13,644人)
(令和2年度 スマートフォン・インターネットの利用に関する調査 10～11月 高知県教育委員会抽出調査)

④ 成長に合わせた道具や使いせ方

子どもが何かをやり始めるときは、最初は大人と一緒にやって慣れさせるところからスタートし、**大人が見守り安全を保ちながら徐々に練習のレベルを上げ、そして一人前に♪**



子どもが使う道具も、**成長や上達に伴い、危なくないように成長に合わせたものに♪**



成長に合わせたトラブル回避の技術や知識を習得していないと、被害者になるだけでなく、加害者として、周囲を巻き込む大きな事故を発生させる可能性があります。

参考：総務省「デジタル時代の子育てを一緒に考えてみよう！」

乳幼児 (0～6才)

前述の研究（東北大学加齢医学研究所 川島教授）により、小児のインターネットの行き過ぎた利用が、言語知能や脳の発達などに悪影響をもたらすと考えられています。そのため、親子共々スマートフォン等の情報機器（デジタル家電）から離れる時間をつくり、一緒に話をしたり、絵本を読み、体を使った遊びを楽しんだりする時間を大切にしたいものです。

また、子どもがインターネットを利用する際のルールやマナー、モラルを身に付けるには、自転車の乗り方を習得するときのステップ同様、家庭で一緒にやって慣れさせるところからスタートし、大人が見守り安全を保ちながら、徐々に使用する道具や利用できる範囲を上げていくことが大切です。

一方で、大人が使用した情報機器を設定変更しないまま子どもに使わせてしまう場合は、さまざまな危険性があります。子どもの成長や使い方に応じて情報機器の設定変更をすることが求められています。

【情報機器の設定変更：フィルタリングを利用しましょう】

フィルタリングは、青少年を違法・有害情報との接触から守り、安全に安心してインターネットを利用する際の手助けをするサービスで、各携帯電話事業者が提供しています。年齢や家庭のルールに応じてカスタマイズすることができます。以下では携帯電話のフィルタリングに関する法制度や、具体的なサービスの仕組みを紹介します。

○ スマートフォントラブルをフィルタリングで防ぐ

携帯電話事業者は、携帯電話インターネット接続サービスの使用者が青少年である場合には、原則としてフィルタリングサービスを提供することになっています。これは、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 29 年法律第 75 号）」の施行によるもので、携帯電話事業者には、契約締結時の青少年確認義務や説明義務、フィルタリングの設定やインストールを行う有効化措置義務が課されます。詳細及び関連法令等については、以下の内閣府ホームページをご覧ください。

- ・ 内閣府 青少年インターネット環境整備法・関係法令

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_torikumi/hourei.html

○ フィルタリングの種類（制限される対象）

ホワイトリスト方式・・・子どもにとって安全で有益と思われる、一定の基準を満たしたサイトのみにアクセス可能で、それ以外のサイトへのアクセスを制限する方式

ブラックリスト方式・・・原則すべてのサイトにアクセス可能だが、出会い系やギャンブル等、子どもに有害と思われる特定のサイトへのアクセスだけを制限する方式

この他、携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスでは、閲覧制限の対象となっているサイトやアプリケーションについて、保護者が閲覧可能なサイトを個別に設定できるカスタマイズ機能が備わっているものもあり、この機能を利用すれば、子どもの成長や家庭の方針やルールに合わせて閲覧可能な範囲を設定することができます。

参考：総務省「フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）をご存じですか？」

【児童生徒（7～18才）】

令和 2 年度の内閣府の調査では、青少年（小中高生）全体の 95.8%がインターネットを利用してると報告されています。また、インターネットを利用している機器として、スマートフォンが 67.1%、タブレットが 36.3%、携帯ゲーム機が 32.5%となっており、多様な ICT 機器を利用していることがわかります。（図 8 参照）

インターネットを平日 2 時間以上利用すると回答した小学生は 55.1%、中学生は 72.3%、高校生は 84.3%と校種が上がるにつれ、回答率が増えています。（図 9 参照）

スマートフォン等のある生活の中で育ってきた今日の子どもたちは、保護者世代とは情報機器やインターネットに対する感覚が全く違っています。子どもたちにとってはスマートフォンやタブレット等の情報機器は幼少期からある“当たり前の道具”で危機感が希薄な状況もあり、不適切な情報の閲覧や高額課金、ネットいじめ、ゲーム依存、性犯罪被害等につながる危険性も伴っています。子どもの安全を守ることは大人の役割です。家庭での対話や、インターネット機器を使わない時間の過ごし方は子どもだけでなく、大人にとっても大切です。

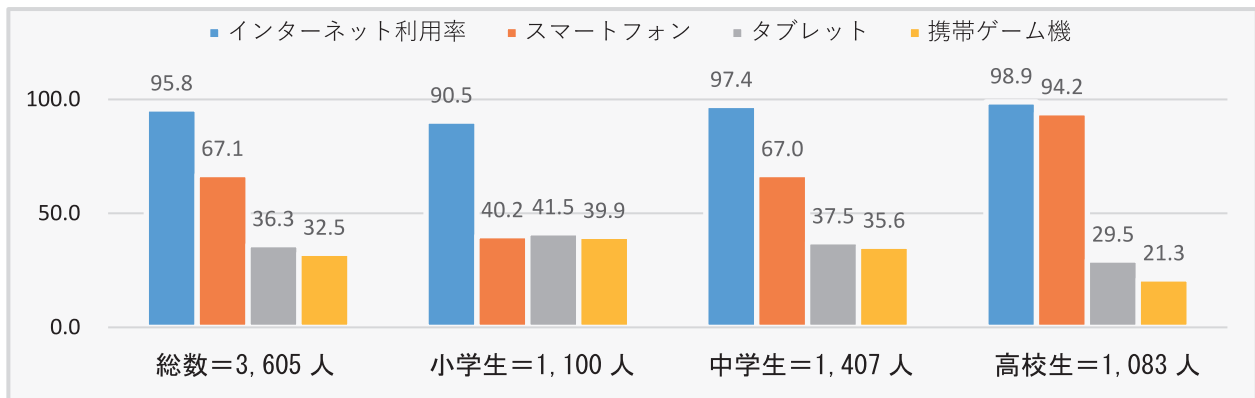


図8 インターネット利用率(機器・学校種別) (調査対象=3,605人)
(令和2年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 令和3年3月 内閣府)

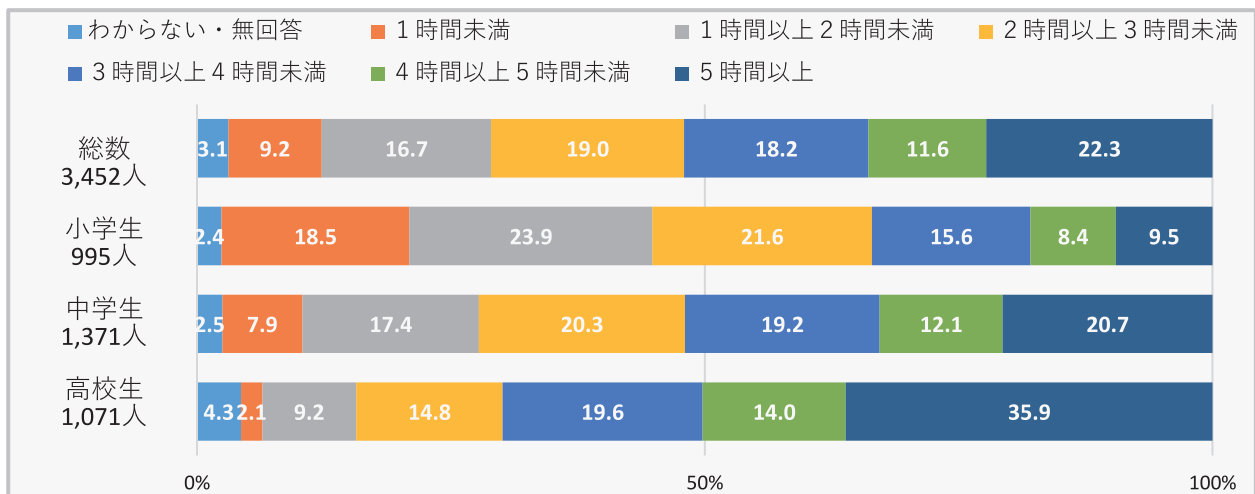


図9 青少年のインターネットの利用時間(利用時間の合計/平日1日あたり) (調査対象=3,452人)
(令和2年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 令和3年3月 内閣府)

(3) 子どもの成長に伴った保護者の手助け

スマートフォンやタブレット等の情報機器(デジタル家電)の使用により、様々なトラブルに巻き込まれたり、機器への依存による健康への影響が懸念されたりといった、子どもへの悪影響が危惧されるところです。そのため、それぞれの家庭で、家庭環境や教育方針、子どもの発達段階を踏まえてよく話し合っ、大人も子どもも納得のいく使い方を見つけていくことが大切です。子どもが、テレビやスマートフォン、ゲーム機等の情報機器だけの遊びだけでなく、公園や自然の中での遊びやスポーツ等いろいろな体験をしていくことが、子どもへの悪影響を防ぐことにもつながるのではないのでしょうか。また、スマートフォンやタブレット等を育児の道具として長時間使用している場合は、子どもの依存症や保護者の育児放棄の問題にもつながる危険性があります。保護者が、良質なコンテンツかどうかを判断し、子どもがそのコンテンツで遊べるように設定したり、課金サービスを利用できないようフィルタリングを設定したりすることなどもできます。幼児期や学童期、思春期と子どもの発達段階に応じて、機器の利用時間や課金、SNS等の利用制限等、家庭でよく話し合っ、使い方のルールなどを決めるとともに、家族で日常での機器の使い方を見守っていくことが大切です。そして、大人も子どもも健康で楽しく安全に情報機器やデジタル家電、インターネットを利用できるようにしていきたいものです。

また、インターネットやSNS等の使い方から生じる問題を未然に防ぐとともに、子どもがトラブルに巻き込まれたときにはすぐに手助けできるように、子どもへの具体的な支援方法について、次の項目で紹介しています。家庭や保護者間でもぜひ話題にしてみてください。

2 乳幼児の保護者や幼稚園・保育所の先生

(1) 幼児期の子どもたちは、どんな時期にあるのか

文部科学省は、幼児期について、「人の一生において、幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期である。幼児は、生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達、あるいは社会性を涵養し、人間として、社会の一員として、よりよく生きるための基礎を獲得していく」と述べています。このことから、人間の心身の基礎が培われる乳幼児の時期は大変重要な時期であることが分かります。

また、総務省は、幼児期の子ども達はどんな時期にあるのかを次のようにまとめています。

習 慣

毎日の生活の中で繰り返す
行動が**習慣**となって身に付く時期

可能性

どんなことにも興味を示す
無限大の**可能性**を秘めている時期

発 達

能力や機能など人間らしい言動の
基礎となる**発達**が促される大切な時期

成 長

身長や体重だけでなく、未発達で
生まれた部分も**成長**する重要な時期



引用：文部科学省「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の育児教育の在り方」（平成 17 年）
総務省「デジタル時代の子育てを一緒に考えてみよう」（令和元年）



二度と戻らない大切な時期だからこそ、
子どものためにできる工夫を考えよう！

スマートフォンやタブレットの「育児」への利用

東京慈恵会医科大学の前川喜平名誉教授（医学博士）は、“愛着が形成されると、人に対する信頼感をもとにして、しつけや自発性などの発達が順調に行われる。・・・（それに対して）スマホ子育ては、子どもが出すサインに母親が的確に対応していないので、愛着形成に障害を与える。”と、乳幼児期に養育者との触れ合いによって「愛着形成」を行う重要性について述べています。（第 38 回母子健康協会シンポジウム「触れ合い育児の大切さ」平成 30 年 2 月公営財団法人母子健康協会）

スマートフォンやタブレットの育児への利用については、十分な配慮が必要となります。



(2) 将来につながる使い方 ～就学前の段階では～

液晶ディスプレイやタッチパネルを用いた情報機器やインターネットを利用した活動は、クリエイティブな“学び”や“体験”を行う1つのツールとして大変有効です。



例えば

- ・好きな・興味のある動植物を動画でチェック！
動物の生態や植物の成長を映像で学べます。
- ・旅行前に行先のことを親子でチェック！
地名や予定を確認するとワクワク感もアップします。
- ・知育アプリなどを利用！
学ぶことの楽しさを体験できます。

何かを尋ねられたら、「あなたは、どう思う？」と聞き返しながら、一緒に調べましょう。たくさんの会話と「一緒に調べる」ことで、子どもの考える力を育みましょう。

そして、家族とのコミュニケーションが楽しければ、スマートフォンやゲームに向かう時間が自然と減り、依存予防にもつながります。言葉もたくさん覚え、驚くほど興味の幅も広がります。

とはいえ、子どもが使い始めるときに、保護者として気を付けたいことがなくなるわけではありません。子どもに情報機器を使わせるときには、少なくとも利用時の姿勢や画面との距離、連続使用時間、時間帯などについて、家族みんなで注意しましょう。

引用：総務省「デジタル時代の子育てを一緒に考えてみよう」（令和元年）

利用時の姿勢に、
気を配りましょう！



ごく近い距離の画面を、
長時間注視し続けるのは
避けましょう！

質の良い睡眠のために、
夜の利用は控えましょう！



(3) 子どもが利用するうえでの保護者の不安と義務

① 保護者が、子どもにインターネットを利用させるうえで不安に思っていることは？

安心ネットづくり促進協議会※₁が、平成27年12月から翌年1月にかけて、未就学児（0～6歳）の保護者と小学生低学年（1～3年）の保護者に行った調査※₂の結果（図10）では、子どもにインターネットを利用させるうえで保護者が不安に思っていることとして、半数以上が「ネット依存」（項目A）や「身体・運動機能の発達」（項目J）を挙げています。また、「不適切な情報に触れること・その影響」（項目E）についても、半数近くの保護者が不安に思っていることがわかります。

図10で、 表示されているものは、フィルタリング（項目C・F・G・H・I）やペアレンタルコントロール※₃（項目G・H・I）、ウイルス対策（項目F・H）などで対応、軽減することができる項目です。また、 表示されているものは、技術では軽減できない、軽減しにくい項目ですので、保護者が子どもと一緒に向き合うことが大切になります。

- ※1 インターネットの利用環境を整備するための民間における様々な取り組みの結節点となり、これまでの活動をより大胆に、そしてより効果的に行っていくために、利用者・産業界・教育関係者等が集う組織（平成21年設立）
- ※2 低年齢の子ども/保護者のインターネット利用実態、意識 アンケート（回答数1,184名）
- ※3 親が子どもの利用環境を管理すること、またその機能のこと（フィルタリングを含む）

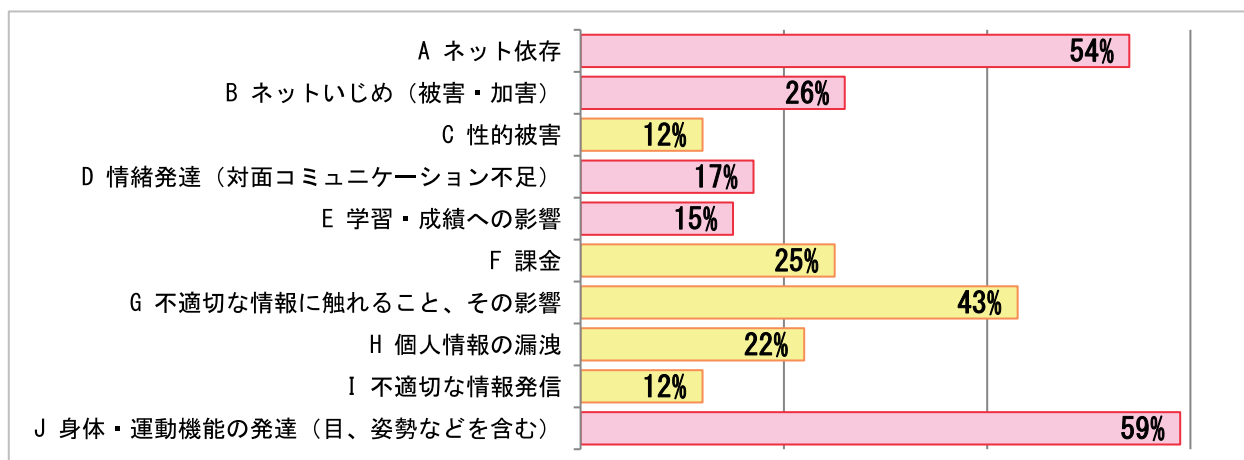


図10 お子様にインターネットを利用させるうえで不安に思っていること（複数回答、調査対象=580人）
（平成27年度 低年齢の子供のネット利用実態とその保護者の意識実態調査 平成28年3月 安心ネットづくり促進協議会）

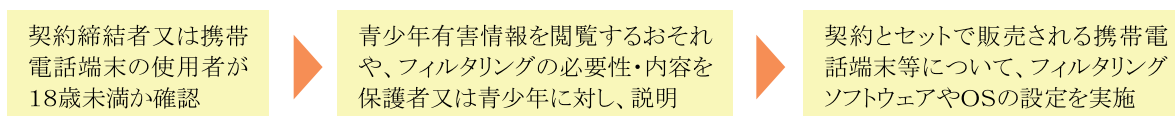
② 不安や心配を軽減するために ～青少年インターネット環境整備法～

平成30年2月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」には、国や地方公共団体、電気通信事業者等のインターネットの利用に関する事業を行う者、保護者における義務や努力義務が示されています。保護者に、子どものインターネットの利用状況の把握や適切な管理、子どもの情報リテラシーの促進に努めていただけるよう、次のア・イ・ウなどについて、働きかけることが大切になります。

ア 子ども専用の機器を与えるとき

18歳未満の利用者のスマートフォン等には、「フィルタリング」を設定することが原則です。手間を惜しまずフィルタリングを利用して、危険なサイトなどから子どもを守りましょう。

<携帯電話回線契約（更新）時の携帯電話事業者や契約代理店の義務>



使い始めるのに、適切な年齢という正解はありません。必要性や目的をじっくりと考慮して、機器を与えましょう。

イ 大人（保護者）の機器を貸すとき

子どもに使わせるときには、「フィルタリング・オン」、「小学生・中学生・高校生・高校生プラスのモード」があり、個別に設定しましょう。携帯電話事業者（契約代理店）の店頭や相談窓口、公式サイトなどで利用申請して初期設定できます。又は、アプリストアから使い方に合うものを導入することもできます。

ウ 使わなくなったスマートフォンを子どもに使わせるとき

- ① 入っているアプリケーションをチェックします。
対象年齢が上回っているアプリケーションは、削除しましょう！
- ② フィルタリングを導入します。
子どもの年齢に合わせて、レベルを設定しましょう！
- ③ 使うときに渡します。
保護者が管理して、有害情報や課金などへの対策を常に意識しましょう！

引用・参考：総務省「デジタル時代の子育てを一緒に考えてみよう」（令和元年）

（４）こんなときは、どうする？

インターネットの利用について、家庭内で共通理解をすることは、情報モラル教育を実践するにあたって大変重要です。次に挙げる状況とその対応例を参考に、お子さんの成長のため、発達段階や家庭の状況などに応じて、「目指す子どもの姿」を考え、どのように対応するのかを、大人（保護者・家族）が話し合い、実行していきましょう。

家庭内で大人によって対応がちがうのは、子どもにとってマイナスです。子どもにとって身近な大人の間で、状況とその対応について、しっかりと共通理解しておきましょう。

A スマートフォンを使いたいと「せがまれた」とき

例

「フィルタリング」を
ONにして渡す。

使う人によって設定を変更
することは大切です。

できるだけ
一緒に使うようにする。

使わせるときの対処方法の
一つですね。

「約束」した状況で
渡す。

×「せがめば使える」
○「約束を守って使う」

B 電車やバスで移動するとき

例

「静かに乗ろうね」と、
マナーを確認しておく。

守れた時（帰宅後）に
ほめることも有効で
、

外の景色と一緒に
眺めて会話をする。

看板の文字を読んだり、
色を尋ねたりしてみ
ましょう。

絵本などを持っていき、
静かな会話を心がける。

画面以外でも
楽しめそうですね。

C 外食や保護者会のとき

例

お絵かき帳や絵本など
を持参する。

「スマートフォン＝おもちゃ」
にしない工夫ですね。

パズルなどを持参
する。

できたことを一緒に
喜びましょう。

折り紙など、手先を使う
遊びを準備していく。

集中できるものを見付
けると発達にもプラス
です。

D 食事などの支度をしているとき

例

子どもと一緒に、
食事の準備をする。

家族のためにお手伝い
をすることを大切にした
いですね。

食事の準備をしながら、
子どもと会話をする。

年齢・状況によっては、
お手伝いができるかも。

食事の準備とおもちゃの
片付け競争を提案する。

自分から取り組めるよう
にしていきたいですね。

_____とき

_____とき

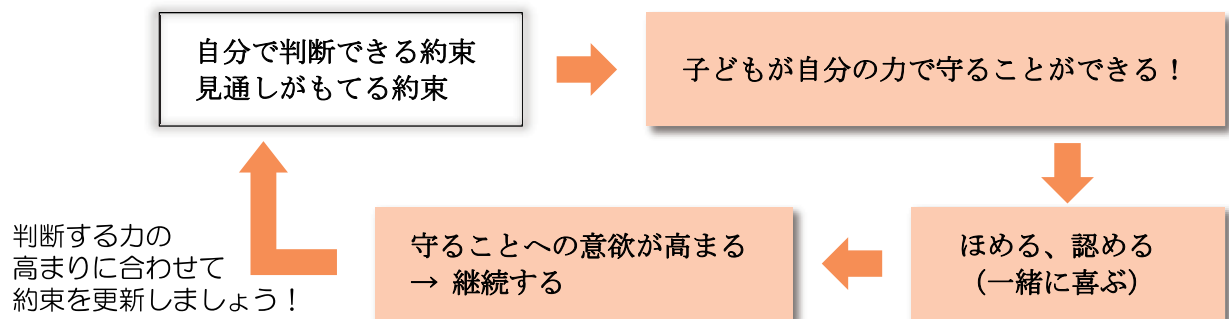
どのように対応するか

どのように対応するか

引用・参考：総務省「デジタル時代の子育てを一緒に考えてみよう」（令和元年）

（５）我が家のお約束 ～守れたらほめてね～

小さな子どもが覚えられる約束は、どんなに多くても５～６個が限界です。大人（保護者）の都合を押しつけず、子どもにも意識できる易しい約束が守れるようになる第一歩です。少なくともいいので、簡単で守りやすい・具体的でわかりやすい内容を一緒に決めましょう。家族それぞれも約束を決めて行動し、お手本になることも、約束を守ることの大切さを伝える方法の一つです。



約束は、家族みんなで話し合って決める、それぞれの事情に合わせて決めることが大切です。決めた約束は書き出して、見えるところに貼っておくと確認しやすいです。

引用・参考：総務省「デジタル時代の子育てを一緒に考えてみよう」（令和元年）

次の例を参考にしてください。



みんなで守ろう！我が家のお約束（例）

- 1 使うときは相談する！
- 2 姿勢よく使う！ 寝ながら使わない。
- 3 ご飯のとき、寝る前は使わない！
- 4 守れなかったら、次の日まで使わない！

図11 我が家のお約束の例

3 児童生徒

(1) 学校の授業などでご活用いただくために

本編は、これからのデジタル社会を生きていく児童生徒が、スマートフォンを始めとするインターネットに接続できる情報機器や、SNSなどのコミュニケーションツールを使う際に必要となる、「賢く活用する知識・知恵」や「ルールを守って使える健全な心」、「安全に利用するための危機管理意識」を教育課程の中で育む一助となれどと考え、作成しました。

本編の構成は、『情報モラル』指導実践キックオフガイド（平成18年度文部科学省委託事業）」に提示されている「2つの領域」と「5つの分野」をもとに、学年・校種ごとに「指導案」と「ショート教材」で2領域5分野を学習できるようにしています。

また、児童生徒が情報モラルを身に付けるためには学校と家庭の両輪での支えが重要であり、「指導案」も「ショート教材」も学校の中だけで終始するのではなく、家庭との連携が必要な場面を意識的に設定し、家庭でも同じテーマで考えていただけるようにしています。

指導案は、学級活動やLHR（高等学校）、特別の教科道徳、総合的な学習（探究）の時間、情報（高等学校）の時間の活用を想定しており、ショート教材は帰りの会や帯タイム等、短い時間での取組を想定しています。各学校の状況や児童生徒の実態に合わせてご活用ください。

「2つの領域」と「5つの分野」

領域	分野
心を磨く	情報社会の倫理
	法の理解と遵守
	公共的なネットワーク社会の構築
知恵を磨く	安全への配慮
	情報セキュリティ

(2) ショート教材活用について

一斉指導で使えるよう、2ページ1事例の構成としており、1ページ目は児童生徒が考える内容を提示し、2ページ目は主に解説やアドバイス等を掲載し、振り返りや家庭で決めたこと等を書けるようになっている場合もあります。

事例ごとに印刷して、ワークのための題材としたり、部分拡大してスクリーン等に投影したりするなど、ご活用ください。

使用例①

まず、イラストから想像できるトラブルをみんなで考えてみましょう。

事例をより深く考えるための問いかけを示しています。
ペアや班で話し合って全体で共有しましょう。

学校で児童生徒が学んだことを家庭にも知らせ、家庭とベクトル合わせをして進めていくことも重要です。

1ページ目

2ページ目

問題解決のためのヒントや解説を掲載しています。

使用例②

実際に起きたトラブル
です。
まずはここをじっくりと
読んでみましょう。

事例をより深く考えるための問いかけを示しています。

どんなトラブルが起きたのか予想してみます。

・何かをしながらスマホを見る「ながらスマホ」は、どんなじやトラブルをおこしそうですか？

とやの久と
遊ぼう



児童生徒がこの学習で分かったことを書き出します。

1ページ目

2ページ目

1枚目の行動をした結果、実際に起こったトラブルを提示しています。

A~Cの小見出しは、考える上でのヒントです。解説や発表へのコメントとしてお使いください。

（３）指導案活用について

指導案は、基本的な流れを示しています。

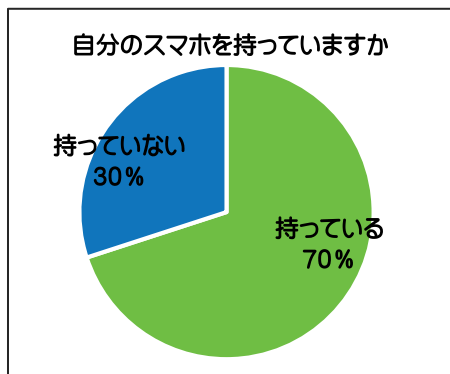
アンケートや授業で使うカード教材、ワークシートも資料として付けていますので、
実態に合わせてご活用ください。

事前アンケート

学級の実態、児童生徒の実態を把握するために
事前に行うアンケートです。
質問項目を変えるなど、実際の現状に合わせて
お使いください。

アンケート結果は、児童生徒にも学級の実態が分かるようにグラフにしたり、パーセンテージで表したりすると、より視覚的に理解しやすくなるでしょう。

＜グラフの作成例＞



情報社会の倫理 ②特別活動・小学校（中）

アンケート（教材）

スマートフォンやタブレットなどの利用^{りよう}についてのアンケート

年^{ねん} 組^{ぐみ} 番^{ばん} 名前^{なまえ} ()

あなたは、自分のスマートフォンやタブレットなどをもっていますか。あてはまるほうに○をつけてください。

() はい () いいえ

2 あなたは、家族^{かぞく}のスマートフォンやタブレットなどを使^{つか}ったことがありますか。あてはまるほうに○をつけてください。

() はい () いいえ

3 平日^{へいじつ}、1日にどのくらいの時間^{じかん}、ネット（動画^{どうが}を見るなど）やゲームをしていますか。

() 時間 () 分くらい

※ ネット（動画^{どうが}を見るなど）やゲームをしていないひとは「0」と書いてください。

4 ネット（動画^{どうが}を見るなど）やゲームをやめられなくなることがありますか。あてはまるほうに○をつけてください。

() はい () いいえ

5 自分の家^{いえ}以外の場所^{ばしょ}で、ネット（動画^{どうが}を見るなど）やゲームをしたことがありますか。あてはまるほうに○をつけてください。

() はい () いいえ

カード教材

教材カードを使い、ペアや班などで話し合ってみましょう。



教材カードを使うことで考える「範囲」や「程度」について、視点やきっかけを与えることができます。

ワークシート

ワークシートを参考にして、学級の実態に合った内容に変えて使うことができます。

書く活動を通して、児童生徒個人の考えを深め、学習を通して決めたことを記録できるようにしましょう。

カード「教材」

しつもん1

やってはいけない「歩きながらのスマートフォン利用」などを、やってしまいそうな時は？

①とつぜん

メッセージや
メールがあった時

②家族に急いで

れんらくしな
ければならない時

③もう少しで

ゲームなどを
クリアできそうな時

しつもん2

スマートフォンやゲームなどを
やってもよいと思うときは？

でんしゃ
①電車やバスが
す
空いている時

②電車やバスが
こんでいる時

※他の場面についても、
かんが
考えてみよう



※ 「電車やバスでスマートフォンを使わない。」とはしめから教えてしまうのではなく、どのような場面でどのような使い方をすると、まわりの人の迷惑になるのか、どのように行動すればマナーを守ることができるのかについて話し合うことで、実際の場面に出合ったときに子ども自身が考えて行動できるようにすることを目的としています。

ワークシート

友だちへのネットいじめ

年 組 番 氏名 ()

- コウタさんはどうだと思いますか。どちらかを選んで○をつけましょう。
また、そのように思ったのはなぜですか。選んだ理由を書きましょう。

() 掲示板上に投稿する () 掲示板上に投稿しない

選んだ理由

- あなたがコウタさんの立場であれば、掲示板上に投稿しますか？しませんか？
どちらかを選んで○をつけましょう。
また、そのように思ったのはなぜですか。選んだ理由を書きましょう。

() 掲示板上に投稿する () 掲示板上に投稿しない

選んだ理由

- あなたは掲示版をどのように使えばよいと思いますか？

★★★★★★★★★★★★★★★★ 授業を実施する際の留意事項 ★★★★★★★★★★★★★★★★

① 本冊子の活用について

情報モラル教育は、計画的に組織で進めることで本来の効果が発揮されます。注意したいのは、トラブルが起こった際に、児童生徒に反省させるために実施するものではないということです。「未然防止」を目的として実施することの共通理解をお願いします。

トラブルを通して、学級や学校全体で今一度考えたい場合などは、いつ、どのように授業を行うか、組織で十分検討されたうえでの実施をお願いします。

② 家庭でのインターネット環境がない児童生徒への指導の配慮について

多くの児童生徒が、家庭においてスマートフォンやタブレット、ゲーム機等のインターネットに接続できる情報機器やデジタル家電に触れている現状がありますが、中には学校の授業以外でインターネットを利用したことがない児童生徒もいます。

事前に、インターネットの利用状況や、機器の所持状況について十分に把握し、実態に応じた指導をすることで、児童生徒が課題意識をもって考え、よりよい行動ができるようになります。

日頃、インターネットを利用する機会が少ない児童生徒も、「もしインターネットを使うときには」を考えられるような授業づくりを行うとともに、実際に学校にある機器を使いながら体験を通して学びを深めることも効果的ですので、ぜひご検討ください。

③ 授業で使うアンケートの取り扱いについて

・ アンケート実施の方法について

質問内容によっては、無記名の方が回答しやすい場合も考えられます。例えば、「SNSで友達とトラブルになったことはないか？」など、人間関係に関することなどが考えられるでしょう。どのような内容を問うか、どのように授業に用いるか、どのように実施するか（記名・無記名、実施のタイミング 等）など、学年団や学校で検討し、共通理解を図っておくと、どの児童生徒も安心して回答できると考えます。

・ 児童生徒に任せられることと任せられないこと

児童生徒自身がアンケート項目を考えて実施する、結果を集計するなどの方法も、課題意識を高める方法の一つとして考えられます。また、話し合う場面など、授業の一部を児童生徒が主体となって進めることも考えられます。

内容によっては、アンケートの実施や集計を児童生徒に任せることが望ましくない場合も考えられます。一人でも不安になる児童生徒が出る可能性がある場合は、教師が実施することが望ましいと考えます。児童生徒に、「何を、どのように任せるか」についても、学年団や学校で必ず検討をするようにしましょう。



④ 「特別の教科 道徳」で取り扱う際の留意

本冊子に例示している指導案は、教科書の教材と差し替えて使用するものではありません。本冊子の指導案は、児童生徒の実態に応じて道徳の年間計画に加えて実施するようにしてください。



かな どんない方をしたらいいのかな？ ①

きよしさんは、ほしかったスマホをおたんじょう日に買ってもらって、大よろこびです。でも・・・

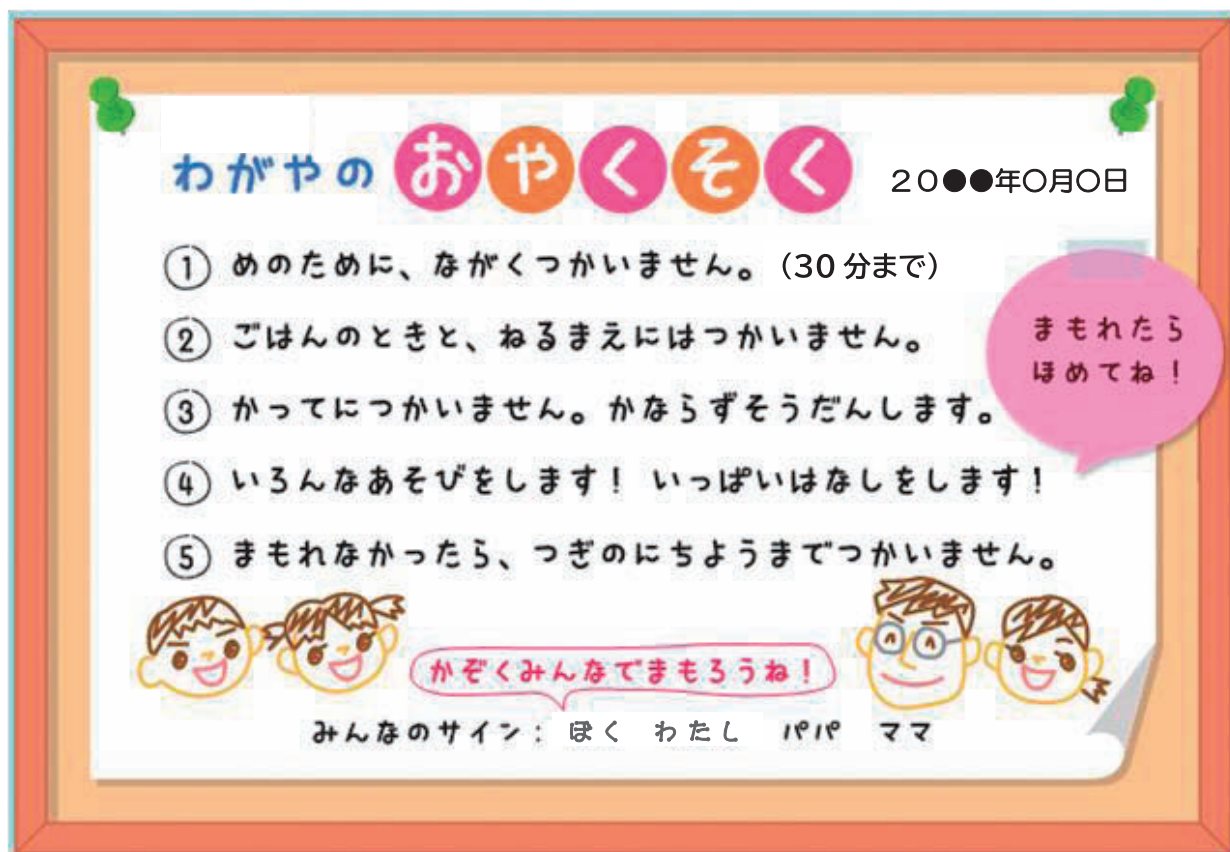


かんが 考えてみよう

★きよしさんのようすを見て、気がついたことはありますか？

とないのひと
 はな
 話してみよう





きよしさんは、お家の^{うち}の人と話し合^{ひと}って、家^{はな}ぞく^あみんな^かでまもる
「わがやのおやくそく」をつ^{つく}りました。

みんなも、お家の^{うち}の人と「わがやのおやくそく」をつ^{ひと}くってみよう！

〈お家の方へ〉

自分で判断できる約束、見通しがもてる約束に！

難しい内容や、自分で判断できない条件では、子どもが自分の力で守ることができません。誰かのサポートがなければ守れないルールはあまり意味がないと考え、子ども自身が判断できるように工夫しましょう。

家族みんなで守るルール、次のことも忘れないで

- 約束が守れたらちゃんと褒めてあげる。
- もしも守れなかったら、どうするかをきちんと決めておく。
- 保護者も、兄弟も、みんなで守って幼い子どものお手本になる。



学級活動（２）指導案

１ 情報モラル教育に関する指導事項 約束や決まりを守る

２ 題材名 「つかいすぎていないかな」 ア 基本的な生活習慣の形成

３ 題材について

（１）児童の実態（例示のため省略）

（２）題材設定の理由

小学生も携帯ゲーム機を持ち歩き、日常的に利用していることが当たり前になっている。保護者が単なるゲーム機としか捉えていない場合は約束事を決めることなく与えている場合もあるが、携帯ゲーム機はネットワーク環境を持ち、コミュニケーション手段の１つにもなり多様な楽しみ方ができるため、児童は大変夢中になる場合が多い。

そのため、児童は携帯ゲーム機に夢中になって、夜遅くまでやっていることが多く、高学年になると依存傾向を心配される児童が出てくることも考えられる。そうした状況により、家族とのコミュニケーション不足に繋がったり、生活リズムが整わず、日常生活に大きな影響を与えたりしてしまう場合もある。

本教材の学習を通して、過度のゲーム機の利用により、生活への影響が出ることを理解できるようにするとともに、ゲーム機の適切な利用の仕方について、家の人と約束をする過程を通して、節度を持って携帯ゲームを利用する態度を育てたい。

４ 事前の指導

時間	活動内容	指導上の留意点	資料
帰りの会	アンケートに記入する。	児童のインターネットの利用状況の実態をもとに授業をすること、アンケートの記述内容は個人的にとり上げられることはないことを確認する。	アンケート

５ 本時の流れ

観点	子どもの活動	指導上の留意点	資料
導入 (5分) つかむ	１ 事前アンケートの結果を確認する。 ・ 結構使っている人がいる。 ・ 全然使っていない人もいる。 ２ 本時のめあてを理解する。	○ 普段、どれくらいゲーム機などを使っているかについて確認し、全体で共有する。	アンケート結果
ゲームやネットの「使いすぎ」について考えよう。			

展開 (30分) やる・見つける	3 ワークシートのイラストを見て、児童と保護者の吹き出しにどんな言葉が入るのか考える。 (1) ワークシートに自分の考えを書く。 (2) グループで話し合い、全体で共有する。 【問題点】 ・ ゲームのやりすぎで疲れる。 ・ ゲームにたくさん時間を使ってしまうと勉強や生活に影響が出てくる。 ・ 家の人の言うことが聞けなくなる。 4 自分の経験を振り返る。 【カード教材で考えよう】 ◆ ゲームやネットをどのくらい使っていたら「使いすぎ」？ ① 30分 ② 1時間 ③ 2時間 (1) カードの中から1枚選んで、自分が選んだカードの理由を説明する。 (2) グループのみんなで意見を共有する。 ◆ どんなことに気が付いた？ (1) グループでの意見共有から気が付いたことをワークシートに記入し、発表する。 ・ ゲームに夢中になっていた。 ・ 我慢するのは難しい。 ・ やり始めるとなかなか自分では止められない。 (2) どのような行動をとるとよいか、また、家の人とどのような約束を作ると良いか、話し合いを通して、解決策を考える。 ・ ゲームをするときの約束を決めておく。 ・ 家族のルールを見えるところに貼る。 ・ ゲームだけでなく他の遊びもする。	○ 児童、保護者のそれぞれの気持ちを考えることで、登場人物の行動の何が問題なのか、考える。 ○ イラストの様子により、登場人物の行動の問題点を共有できるようにする。 ○ カード教材を用いて、グループごとに話し合う。 (なお、カード教材を準備できない場合には、大型掲示装置による投影や板書による指導も考えられる) ○ 個々の児童が自分の日常生活を振り返り、具体的な場面で考えられるよう配慮する。 ○ よりよいゲームとの付き合い方につなげるためにどうしたらよいのか、具体的な行動で考えることができるよう配慮する。	ワークシート ①、② カード教材 ワークシート ③ ワークシート ④
終末 (10分) 決める	5 携帯ゲームで遊ぶ時にどんなことに気を付けるのかを確認し、話し合ったことを参考に個々で取り組むこと(目標)を決め、ワークシートに記入する。 ・ 約束を守る。 ・ 時間を決める。	○ 家庭からのコメントをもらうことを確認する。	ワークシート

6 事後の指導

時間	活動内容	指導上の留意点	資料
朝の会 帰りの会 など	・ 保護者からのコメントを聞く。 ・ 定期的に携帯ゲーム機やネット機器の利用状況について確認し取組の継続を図る。	○ 保護者からのコメントを全体で共有し、実践の継続化を図る。 ○ 個々の児童が立てた目標に向けた取組の進捗状況を確認し、自分の状況について振り返る機会を継続的に設定する。	ワークシート

アンケート（教材）

ゲームをする時間^{じ かん}について考えよう^{かんが}

年^{ねん} 組^{くみ} 番^{ばん} 名前^{なまえ}（ ）

- 1 あなたはスマートフォンやパソコンをつかってインターネットにせつぞくしたことがありますか。あてはまるほうへ○をつけてください。

（ ）はい （ ）いいえ

- 2 「はい」に○をつけた人^{ひと}だけに聞^ききます。

あなたは、学校^{がっこう}のある日^ひには、どのくらいの時間^{じ かん}、けいたいゲームやスマートフォンやパソコンをつかってゲームをしていますか？

（ ）時間^{じ かん}（ ）分^{ぶん}

※ ゲームをしていない人^{ひと}は「○」と書^かいてください。

- 3 ゲームを、自分^{じぶん}でやめられなくなることがありますか？あてはまるほうに○をつけてください。

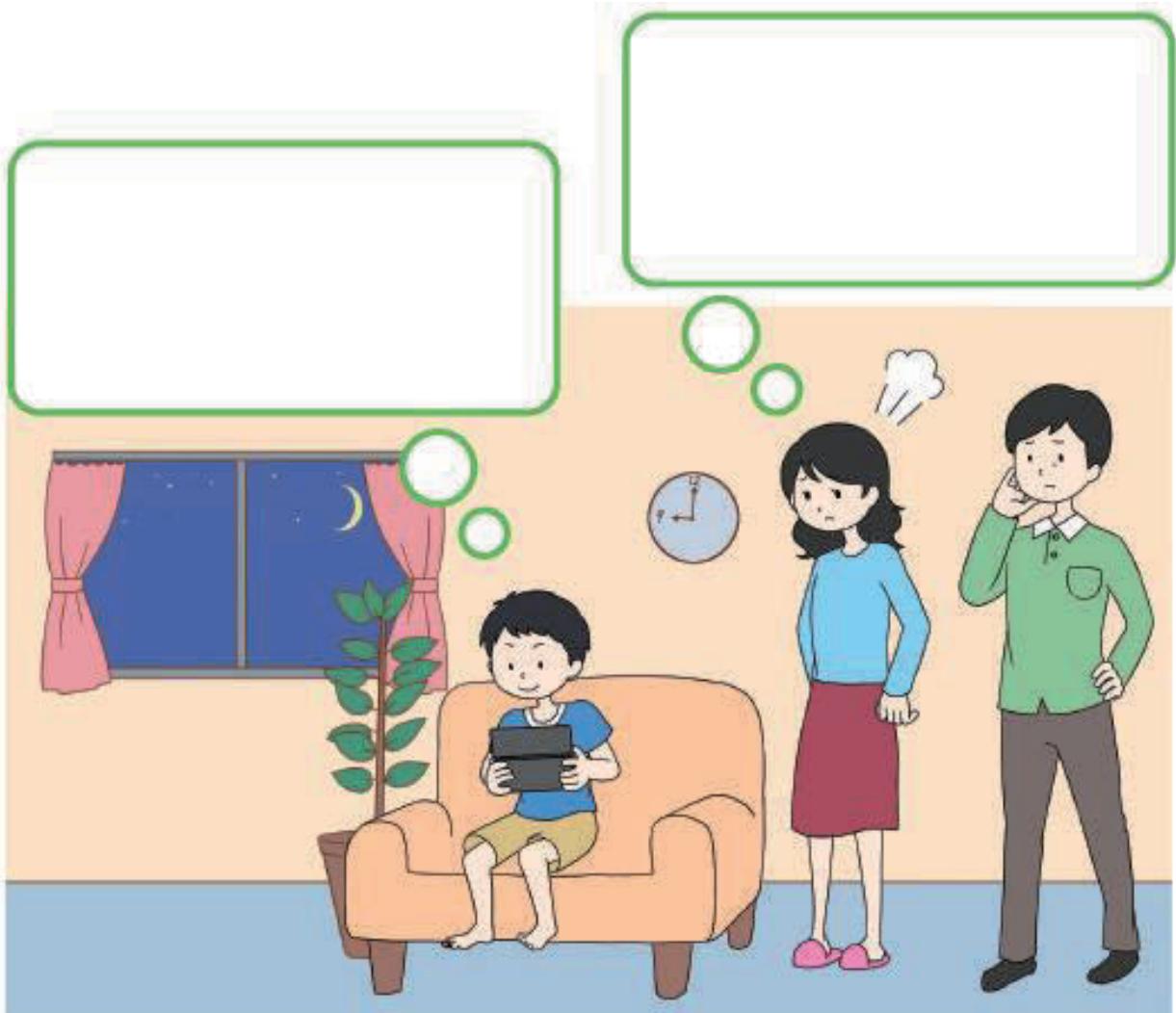
（ ）はい （ ）いいえ

ワークシート

ゲームやネットの「つかいすぎ」について^{かんが}えよう

^{ねん}年 ^{くみ}組 ^{ばん}番 ^{なまえ}名前（ ）

① ふきだし^{はい}に入ることば^かを書きましょう



② どん^{なお}なところを直したらよいでしょうか。自分^{じぶん}の考^{かんが}えを書^かきましょう。

- ③ ^{がっこう}学校のある^ひ日は、インターネットをどのくらい^{つか}使っていたら「使いすぎ」だと思^{おも}いますか。ひとつえらんで、^り理ゆうをせつめいしてみましょう。

1 ^{ぷん}30 分

2 ^{じかん}1 時間

3 ^{じかん}2 時間

ばん	理ゆう
----	-----

- ④ ^{とも}友だちのいけんを聞いて、どんなことに^き気がつきましたか。

--



これからの^{もく}目ひょう

--

^{うち ひと}お家の人から

--

学級活動（２）指導案

- 1 情報モラル教育に関する指導事項 相手への影響を考えて行動する
- 2 題材名 「スマートフォンやタブレットなどの利用マナー」 イ よりよい人間関係の形成

3 題材について

（１）児童の実態（例示のため省略）

（２）題材設定の理由

スマートフォンやタブレットなどの利用マナーについて、歩きながらのスマートフォンの利用や音漏れ、迷惑な写真撮影などの他者のマナー違反を見つける活動を通して、マナーを守ることの大切さに気付き、自分自身の行動を振り返ることで、どのようにすればマナーを守ることができるかについて考え、実践につなげる。

4 情報モラル教育に関する資料

情報化社会の新たな問題を考えるための教材（文部科学省）

<令和元年度作成> 動画教材（ユーチューブ動画へリンク） 教材⑩

全編 7:05 導入編 4:19 解説編 3:02

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm

5 事前の指導

活動の場	活動内容	指導上の留意点	資料
帰りの会	・ アンケートに記入する。	○ 学級全体の情報通信機器の所有、利用時間、利用場所などの実態をもとに授業をすること、アンケートの記述内容は個人的にとり上げられることはないことを確認する。	アンケート

6 本時の流れ

観点	子どもの活動	指導上の留意点	資料
導入 (5分) つかむ	1 事前アンケートの結果を確認する。 ・ スマートフォンやタブレット、ゲーム機などを使っている人がいる。 ・ 家以外の場所でも使っている人がいる。 2 本時のめあてを理解する。	○ 普段、どのような場所でスマートフォンやタブレット、ゲーム機などを使っているかについて確認し、全体で共有する。	アンケート結果
展開 さぐる・見つける	3 シーン1・2を視聴し、ここまでの問題点を簡単にワークシートに書き、グループで話し合い、全体で共有する。 【問題点（マナー違反）】 ・ 歩きながらスマートフォンを使ってしまった。 ・ 音が漏れてしまっていた。 ・ 周りを気にせず、写真を撮ってしまった。	○ 登場人物の行動の何が問題か、考えながら視聴する。 ○ シーンを振り返りながら、登場人物の行動の問題点を共有できるようにする。	情報化社会の新たな問題を考えるための教材<令和元年度>【教材⑩】

展開 (30分) やる・見つける	4 自分の経験を振り返る。 【カード教材で考えよう】 ◆ やってはいけない「歩きながらのスマートフォン利用」をやってしまいそうな時は？ ① 突然メッセージやメールがあった時 ② 急いで連絡しなければならない時 ③ ゲームなどをクリアできそうな時 ◆ スマートフォンやゲームなどをやってもよいと思う時は？ ① 電車やバスが空いている時 ② 電車やバスがとても混んでいる時 5 シーン3までの動画を視聴し、ここまでの問題点をワークシートに書き足す。また、スマートフォンやタブレットなどを使う時のマナーについて、グループで話し合い、全体で共有する。 【問題点（マナー違反）】 ・ 友達がいるのに1人で遊んでしまった。 ・ 友達と遊ぶ時には1人で使わない。 ・ 周りを見ながら使うようにする。 ・ 歩きながら使わない。 ・ 混んでいる場所では使わない。	○ カード教材を用いて、グループごとに話し合う。 (なお、カード教材を準備できない場合には、大型掲示装置による投影や板書による指導も考えられる) ○ 「どのように行動したらよいか」を具体的な場面で考えられるよう配慮する。 ○ 他の場所についても考えるように促す。 ○ 登場人物の行動の何が問題か、考えながら視聴するようにする。 ○ シーンを振り返り、登場人物の行動の問題点を共有できるようにする。 ○ 「どのようにマナーを守ればよいか」を具体的な行動で考えることができるよう配慮する。	カード教材
終末 (10分) 決める	6 シーン4を視聴し、スマートフォンやタブレットなどを利用する場合、どのようなことに気を付ければよいか確認する。 7 お互いが気持ちよく生活するために、自分が特に気を付けたいマナーを決める。	○ 以下について確認する。 ☆ マナーとは、お互いが気持ちよく生活するための気遣いであること。 ☆ 自分も知らないうちにマナー違反をしてしまう可能性があること。 ○ 「見つける」で話し合ったことを参考に、自分に合ったマナーを決めるよう助言する。	スマートフォンやタブレットを使うときに、自分が気を付けることを決めよう

7 事後の指導

活動の場	活動内容	指導上の留意点	資料
朝の会 帰りの会 など	・ 家庭等で作成した「スマートフォンやタブレットを使うときのマナー」を発表する。 ・ 保護者からのコメントを聞く。	○ 家庭等で作成した「スマートフォンやタブレットを使用するときのマナー」を掲示したり、順番に発表したりすることで、取組を共有できるようにする。 ○ 保護者からのコメントを全体で共有し、実践の継続化を図る。	家庭等で作成した「マナー」 アンケート

アンケート（教材）

スマートフォンやタブレットなどの利用^{りよう}についてのアンケート

ねん くみ ばん なまえ
年 組 番 名前（ ）

- 1 あなたは、自分のスマートフォンやタブレットなどを持っていますか。あてはまるほうに○をつけてください。

() はい () いいえ

- 2 あなたは、家族のスマートフォンやタブレットなどを使ったことがありますか。あてはまるほうに○をつけてください。

() はい () いいえ

- 3 平日、1日にどのくらいの時間、ネット（動画を見るなど）やゲームをしていますか。

() 時間 () 分くらい

※ ネット（動画を見るなど）やゲームをしていない人は「0」と書いてください。

- 4 ネット（動画を見るなど）やゲームをやめられなくなることがありますか。あてはまるほうに○をつけてください。

() はい () いいえ

- 5 自分の家以外の場所で、ネット（動画を見るなど）やゲームをしたことがありますか。あてはまるほうに○をつけてください。

() はい () いいえ

カード [教材]

しつもん1

やってはいけない「歩きながらのスマートフォン^{りよう}利用」などを、やってしまいそうな時は？

①とつぜん

メッセージや
メールがあった時

②家族に^{かぞく いそ}急いで
れんらくしなければなら
ない時

③もう少しで
ゲームなどを
クリアできそうな時

しつもん2

スマートフォンやゲームなどを
やってもよいと思うときは？

^{でんしゃ}
①電車やバスが
^す
空いている時

②電車やバスが
こんでいる時

^{ほか ばめん}
※他の場面についても、
^{かんが}
考えてみよう



※ 「電車やバスでスマートフォンを使わない。」とはじめから教えてしまうのではなく、どのような場面でのどのような使い方をするか、まわりの人の迷惑になるのか、どのように行動すればマナーを守ることができるのかについて話し合うことで、実際の場面に出合ったときに子ども自身が考えて行動できるようにすることを目的としています。

特別の教科 道徳 指導案

1 情報モラル教育に関する指導事項 他人や社会への影響を考えて行動する

2 教材名（資料）と主題名

（１）教材名（資料） 情報化社会の新たな問題を考えるための教材 （文部科学省）

＜令和元年度作成＞ 動画教材（ユーチューブ動画へリンク） 教材⑱

全編 10:29 導入編 7:19 解説編 3:25

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm

（２）主題名 「著作物を公開するためには」

【善悪の判断、自律、自由と責任】小学校 高A（１） 【規則の尊重】小学校 高C（12）

3 主題設定の理由

近年、SNSなどで自分の著作物を公開する児童も増えており、「自分の著作物をどのように公開するか」という送り手側の意識に着目することも必要である。本教材では受け手・送り手両方の立場から、著作物を取り扱う際の注意、公開範囲の違いによる法律やマナーの違いなどを考えさせる。

従来の著作権に関する教育では、「他者の著作物を尊重する」という受け手側の意識に着目した指導が中心であったが、SNSなどにおける自分の著作物の公開を踏まえた指導が必要となる。

また、「フリー素材」と呼ばれる自由に利用できるコンテンツも増えてきている。著作権の保護期間が過ぎたり、放棄されたりしたものや、利用料を必要としないコンテンツであるが、商用利用の場合は利用できないケースや自由に利用できる点数が決まっているケースもあり、利用するためには利用条件をよく確認する必要がある。

このようなことを踏まえ、児童には「フリー素材」の利用について考えさせ、どのようなSNSであれば公開してもよいのか、著作権が自由に使える範囲について考えさせたい。また、自分の著作物を公開する場合の注意点や、自分の著作物を勝手に使われた場合の問題なども考えさせることで、自分や他者の著作物を大切にする必要性を実感させたい。

そして、学級で友達と意見交流することで、他人の権利を理解、尊重し、自分の権利を正しく主張するとともに、責任を果たさないで権利ばかりを主張していたのでは社会は維持できないことについても具体的に考えを深め、道徳的実践力を身に付けさせたいと考えている。

4 情報モラル教育に関する指導の観点

（１）自らの自律的で責任のある行動のよさや、自分の権利や他人の権利を守ることの大切さについて理解する。

（２）権利者と利用者の両方の立場から、著作物を公開する場合やフリー素材を使う場合に、著作物の取り扱いについて自ら考え対処できる。

5 事前の指導

活動の場	子どもの活動	指導上の留意点	資料
帰りの会	アンケートに記入する。	学級としての情報通信機器の所有、SNSでの著作物の公開経験などの実態をもとに授業をすること、アンケートの記述内容は個人的にとり上げられることはないことを確認する。	アンケート

6 本時の流れ

	学習活動（主な発問と予想される反応）	指導上の留意点	資料
導入	1 事前アンケートの結果を確認する。 ・ SNSで著作物を公開したことがある人がいる。 ・ 著作権を侵害した事例を見たことがある人がいる。	○ 著作権の侵害に関する事例について確認し、全体で共有する。	アンケート結果

導入 (10分)	2 本時の課題を確認する。 ◎ 著作物を公開するために気を付けることについて考えよう。	○ 著作権法について簡単に説明する。 著作権法とは、「著作物を創作した人（作者）やその関係者の権利（著作権）を守るために作られたもの」である。 また、著作権法第1条には「著作権法の目的について著作物等の権利を定め、その公正な利用に留意しつつ、権利の保護を図り、文化の発展に寄与すること」と書かれている。
展開 (30分)	3 シーン1までの動画を視聴し、「部活のポスター」にフリー素材を使ってもよいか、またその理由について考える。 (1) フリー素材は使ってもよいの？ ・ 使ってもよい／商用目的ではないから大丈夫 ・ 使ってはダメ／利用条件をよく理解していないから不安 (2) ポスターに勝手に使ってもよい画像は？ ① ネットで公開されている風景の写真 ② ネットで公開されているイラスト ③ ネットで公開されているイラスト（フリー素材） ④ 自分が撮ったアイドルの写真 ⑤ 自分が撮った風景の写真 4 シーン2までの動画を視聴し、部活のポスターをSNSに公開してもよいか考える。また、著作物を公開するために気を付けることについて、グループで話し合い、全体で共有する。 (1) SNSに公開してもよいの？ ・ 公開してもよい／商用目的ではないから大丈夫 ・ 公開してはダメ／利用条件に有料と書いてあるから (2) カード教材で考えよう ・ ポスターを送信または公開してもよい場合は？ ① 友達にSNSなどで送る。 ② 友達のグループにSNSなどで送る。 ③ クラスのグループにSNSなどで送る。 ④ 限られた人が見ることができるSNSなどで公開する。 ⑤ 不特定多数の人が見ることができるSNSなどで公開する。 ・ 著作物を公開するために気を付けることについて考える。 ・ 著作物を公開する目的や、公開範囲について考える。 ・ 他者の著作物を利用する場合は、利用条件をよく確認する。	○ 登場人物の行動の何が問題か、考えながら視聴できるようにする。 ○ シーン1を振り返りながら、登場人物の行動の問題点を共有するようにする。 ○ カード教材を用いて、グループごとに話し合うようにする。 （なお、カード教材を準備できない場合には、大型掲示装置による投影や板書による指導も考えられる。） ○ 「どのように行動したらよいか」を具体的な場面で考えられるよう配慮する。 ○ 登場人物の行動の何が問題か、考えながら視聴できるように配慮する。 ○ シーン2を振り返りながら登場人物の行動の問題点を共有するようにする。 ○ カード教材を用いて、グループごとに話し合うようにする。 （なお、カード教材を準備できない場合には、大型掲示装置による投影や板書による指導も考えられる。） ○ 「どのように行動したらよいか」を具体的な場面で考えられるようにする。
終末 (5分)	5 シーン4までの動画を視聴し、著作物を公開する場合、どのようなことに気を付ければよいのか確認する。	○ 著作権を侵害された側の心の痛みを知り、著作物を大切にできるよう配慮する。 ○ 以下について確認する。 ☆ 著作物を創作した時点で著作権が発生すること。 ☆ 著作物の利用については、目的や公開範囲を考える必要があること。 ☆ フリー素材のように自由に利用できるコンテンツについても、利用条件をよく確認する必要があること。

アンケート（教材）

著作権に関するアンケート

年 組 番 名前（ ）

- 1 あなたは、SNSが利用できる自分専用の携帯電話・スマートフォンを持っていますか。
（ ）はい （ ）いいえ
- 2 ふだん、SNSを利用しますか。
（ ）はい （ ）いいえ
- 3 自分のかいたイラストなどをSNSで公開したことがありますか。
（ ）はい （ ）いいえ
- 4 勝手に他人の著作権を公開しているような事例をSNSで見たことがありますか。
（ ）はい （ ）いいえ

カード [教材]

問1: ポスターに勝手に使っても よい画像は？	①ネットで 公開されている 風景の写真
②ネットで 公開されている イラスト	③ネットで 公開されている イラスト（フリー素材※）
④自分がとった アイドルの写真	⑤自分がとった 風景の写真

※ フリー素材

無料で使える曲や画像などの電子データのこと。ただし、利用の条件が定められている場合がほとんどで、ルールに従った使い方をしなくてはならない。

カード [教材]

問2: ポスター※を送信または公開してもよい場合は？ ※動画の中で「フリー^{そざい}素材集」を使っではるみさんが作成したポスター	①友達に SNSなどで送る
②友達のグループに SNSなどで送る	③クラスの グループに SNSなどで送る
④限られた人が 見ることができる SNSで公開する	⑤だれでも 見ることができる SNSで公開する

問1について

①× ②× ③△ ④× ⑤△

③について、利用条件によって公開してはいいものもあります。

⑤については、車や家など、個人情報に関わる物が写り込んでいないか確認しましょう。

問2について

著作権法で、「著作物は、個人的や家庭内、その他これに準ずる限られた範囲で使用するときに、使用する者が複製（コピー）することができる」とされており、ごく親しい友人数人の間等は認められています。

ただし、ポスターの内容（商業目的等）や、フリー素材集の利用条件によっては、他者に公開することが認められない場合があります。フリー素材集の利用条件を調べ、お家の人と確認しましょう。

学級活動（２）指導案

1 情報モラル教育に関する指導事項 情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する

2 題材名 「メールやSNSのトラブルを解決しよう」
ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成

3 題材について

（１）生徒の実態 （例示のため省略）

（２）題材設定の理由

スマートフォンの普及に伴い、SNSやチャットでコミュニケーションをする中で、過度に利用し依存に陥り、人間関係のトラブルに発展してしまうことが見受けられる。このような状態を“つながり依存”という。チャット上ではすぐに返信しないといけない、SNSへの投稿にはすぐにリアクション（「いいね」）をしないといけないといった思いを持っている生徒も少なくない。また、SNSやチャットをコミュニケーションツールとして活用することで、学校での友達のやり取りが帰宅後もずっと続くような状況が生まれている。友達との関係を悪くしたくないという思いから、SNSのチェックやチャットへの返信を義務のように行い、結果としてスマートフォンや携帯電話が手放せない生徒もいる。そのような生徒の中には、「本当は止めたくても止められない」という状況になり、生活リズムが乱れてしまうことがある。

本事例で、主人公は学校での友達関係の延長線上にあるSNSに対して、学校で友達にリアクションをするのと同じように、SNS上でもリアクションをしないといけないと感じており、自分がSNSに投稿した時に友達からリアクションがない時には、リアルの友達関係に影響が出たと思い込んで、ついには学校にも行きにくくなってしまう。

本時は、この事例をきっかけとして、実際に起こったSNSでの困り事を出し合う。そして、SNSなどのインターネットサービスとの関わり方について自分の考えを明確に持ち、話し合いを通してお互いの考えを共有できるようにする。これらの活動を通して、正しい関わり方や問題の対処法に対する考えを深め、情報モラルに関する意識の向上を図る。

4 使用する資料

ネット社会の歩き方 動画教材 No.80 (Japet&CEC)

「友達とつながっているのに…」(5:35)

<http://www2.japet.or.jp/net-walk/anime/movie.html?id=80>

5 事前の指導

活動の場	活動内容	指導上の留意点	資料
家庭	調べ学習をする。	○ 実際に起こったSNSに関する事件の事例を、各自で調べてくることを宿題にする。 ○ 調べてきたものは、授業の中で情報共有することを確認する。	新聞 ネット記事
帰りの会	アンケートに記入する。	○ 学級全体のSNSの利用状況、利用するにあたってのトラブルや悩みなどの実態をもとに授業をすること、アンケートの記述内容は個人的にとり上げられることはないことを確認する。	アンケート

6 本時の流れ

観点	生徒の活動	指導上の留意点	資料
導入 (5分) つかむ	1 事前アンケートの結果を確認する。 ・ スマートフォンを使っている人がいる。 ・ SNS関係で嫌な思いをしたことがある人がいる。	○ 学級での情報機器の利用度合いやSNSの利用の実態について確認し、全体で共有する。 ○ 調査結果については、生徒の個人情報の取り扱いに注意する。(似たような悩みを項目ごとにまとめる等、個人が特定されないよう配慮する。)	アンケート結果
	2 本時のめあてを理解する。	○ SNSを通じたトラブルや悩みが多いことから、本時はSNSの使い方や望ましい人間関係の築き方について考えることを示唆する。	
利便性や問題点を踏まえ、SNSとの関わり方について考えよう			
展開 (30分) つなぐ・見つける	3 動画を視聴(0:00~3:39)し、問題点を簡単にワークシートに書き、グループで話し合い、全体で共有する。 ○ 主人公の、どんなところが問題だと思いますか? ・ SNS上の関係=リアルの関係と思っている。 ・ 「いいね」にこだわってしまった。 ・ 「いいね」が付かない→「よくない」と思い込んだ。	○ 動画の「こんな気持ちにならないようにするには、どうすればいいのでしょうか?」を受けて、進行する。 ○ 主人公のような気持ちを抱いてしまうことは珍しいことではなく、誰にでも起こりうることであることを押さえる。	ネット社会の歩き方 動画教材 No.80 (5:35) ワークシート
	4 各自が調べてきた“SNSに関する事件”をグループで共有し、SNSの利便性や問題点について、意見交換する。 ○ 調べてきたことを聴いて、SNSの利便性や問題点について、ワークシートに書きましょう。その後に、書いた内容について話し合いましょう。	○ 話し合う際には、3~4人程度の班で行い、話す順番等について指示するなど、スムーズに実施できるように配慮する。	宿題 ワークシート
【利便性】 ・ 誰とでも気軽に繋がれる。 ・ 写真や画像で伝えることができる。 ・ 簡単。 ・ いつでもどこでもチャットできる。 ・ 同じ趣味の仲間と繋がれる。 【問題点】 ・ 常に気になる。 ・ 言葉が足りなくてトラブルになる。 ・ 悪い人かどうか分からず繋がってしまう。 ・ 簡単に繋がるから間違いも多い。			
終末 (10分) 決める	5 学級全体に発表する。	○ SNSの「利便性」と「問題点」を確認することで、さまざまな事件が起こった背景と、自分たちが抱える問題が繋がっていることに気付けるようにまとめる。	
	6 SNSとの望ましい関わり方について自己決定(意思決定)する。 7 自己決定(意思決定)した内容を発表する。	○ 「SNSを使わない」という安易な意見だけではなく、SNSの上手な使い方は、SNSだけに頼るのではなく、直接的な会話や非言語コミュニケーションも大切にする姿勢が持てるよう配慮する。	ワークシート

7 事後の指導

活動の場	活動内容	指導上の留意点	資料
学年集会 など	それぞれの学級の生徒の取組をまとめたものを発表する。	○ 学校全体の取組としたい場合には、生徒総会で提案し、学校全体で情報モラルを高めるための方法を考えるきっかけとなるようにする。	各学級で作成した「取組一覧」
保護者会 学級通信 など	学級で決めた取組について、保護者にも知らせる。	○ 生徒が自己決定した内容を実践するにあたり大人が見守る体制をつくる。	学級通信等

アンケート（教材）

SNSなどの利用についてのアンケート

_____年 _____組 _____番 氏名（ _____ ）

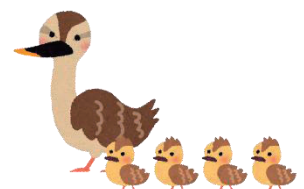
1 あなたは、SNSを利用していますか。あてはまるほうに○をつけてください。

（ ）はい （ ）いいえ

2 あなたは、SNSでいやな思いをしたことがありますか。あてはまるほうに○をつけてください。

（ ）はい （ ）いいえ

3 現在、あなたがSNS関係で知りたいことや気になること、悩んでいることを教えてください。（自由記述）



ワークシート

メールやSNSのトラブルを解決しよう

_____年 _____組 _____番 氏名(_____)

- 視聴した動画で、問題だと思ったことを書き出しましょう。

- SNSの利便性や問題点をまとめましょう。

SNSの 利便性・よいところ	○ ○
SNSの 問題点・困ること	○ ○

- 今日の授業でSNSを上手に使うために、あなたがやってみようと思うことを書きましょう。また、今日の授業で思ったことや考えたこと、気づいたことなどを書きましょう。

特別の教科 道徳 指導案

1 情報モラル教育に関する指導事項 情報社会における自分の責任や義務について考え、行動する

2 教材名（資料）と主題名

(1) 教材名（資料） ネット社会の歩き方 動画教材 No.49 (Japet&CEC)
「友だちへのネットいじめ」(2:17)
<http://www2.japet.or.jp/net-walk/anime/movie.html?id=49>

(2) 主題名 いじめをみつけたら
【思いやり、感謝】中学校 B (6) 【友情、信頼】中学校 B (8)

3 主題設定の理由

主人公の葛藤する姿を通して、掲示板の持つ社会的影響力の大きさや一度発信された情報は二度と回収したり取り戻したりできないという情報社会の特性に気付かせたい。そして、主人公がなぜ迷っているのか葛藤する理由を考える中で、投稿する、しない、それぞれの道徳的価値に気づき、もし自分が当事者だとしたらどちらの価値を優先するか等、役割取得を視点にして自分なりの意見を持たせ、さらに、異なる意見を持つ友達と学級で討論し交流し合うことで、より道徳的实践力を身に付けさせたいと考えている。

4 情報モラル教育に関する指導の観点

- (1) インターネットを介した情報発信においても、自分の責任を意識して、人を傷つけたり陥れたりすることがないように注意する。
(2) インターネット上での誹謗中傷の書き込みや匿名のコミュニケーションに対して正しく対処できる。

5 本時の流れ

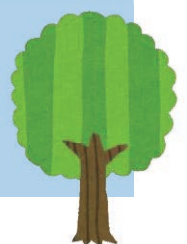
	学習活動（主な発問と予想される反応）	指導上の留意点	資料
導入 (10分)	1 サイト「掲示板」の利用状況や書き込み内容について共有する。 ・ 同じ趣味の人と語り合える（仲良くなる） ・ 悪口が書いてある（嫌な気持ちになる）	○ 日常生活の中で利用した例の発表（経験）や、「学校裏サイト」や「ネットいじめ」など、生徒の「掲示板」に対するイメージ（印象）を元に、進行する。	
展開 (30分)	2 動画教材を途中まで視聴（0:00～1:54）し、主人公の行動について考える。 ○ 誰が出てきましたか？ ・ タクヤ ・ コウタ ・ シュン ○ どんな話でしたか？ ・ タクヤに教えられた秘密のサイトの「キモイ男ランキング」に同じ小学校だったシュンの名前をみつけた ・ ある日、シュンが学校に来なくなった ・ サイトにシュンへの悪口が書かれていた ・ 悪口をやめるように書き込む、投稿する「内容」について悩んで、他を見ることにした ○ 主人公は、どうして「他のものも見てみる」ことにしたのでしょうか？ ・ 表現がきつくないか気になっている ・ 参考になる書き方があるかもしれない ・ 同じように書き込んでいる人がいるのか、その書き込みへの反応が気になっている ・ 投稿したことで自分が責められないか気になっている	○ ストーリーの読み取りに時間をかけ過ぎないようにする。 ○ 掲示板への「悪意の書き込み」は、いつでも多くの人の目に触れること、人の心を深く傷つけることを押さえる。また、個人情報を書き込まれるなどの「嫌がらせ」があることを確認する。 ○ 匿名のコミュニケーションでは自由に何でも発信できる反面、無責任な情報発信も起こること、無責任な情報がインターネットに発信されたら不特定多数の人が情報に惑わされたり、消したくても消せなくなったりすることがあることを確認する。	ネット社会の歩き方 動画教材 No.49 (2:17) 貼りもの（登場人物、内容）

展開 (30分)	◎ 主人公は、どうすると思いますか？ そう考えた理由も書いてください。 【投稿する】 ・ (そのまま) 自分の考えはしっかり伝えるのがいい、目には目を、匿名にすればいい ・ (表現変更) 感情的な表現は、相手を刺激するだけだから 【投稿しない】 ・ 表現に自信が持てない ・ 自分が正しいのか不安 (責められたくない) ・ シュンへの悪口が増えるのが怖い 3 動画教材の続きを視聴 (1:54~2:17) し、自分ならどうするのか考える。 ○ あなたが、主人公の立場ならどうしますか？そう考えた理由も書いてください。 【投稿する】 ・ 悪いことを、そのままにしておきたくない (シュンのためにできることをしたい) ・ シュンへのメッセージを投稿する ・ 悪口を書き込んで楽しんでいる人には、水をさしておくべき (反論は気にしない) 【投稿しない】 ・ 火に油を注ぎ酷くなると、シュンを追い詰めてしまう ・ シュンに連絡する、会いに行く	○ どうするのが正解という話ではなく、それぞれの意見の「選んだ理由」を丁寧に聞き取る。 ○ 「投稿しない」という選択肢を選ぶことは、悪いことではないことを確認する。 ○ 反論を「投稿する」ことで、友達を助けたら守ったりする優しさを示すことはできるが、自分が攻撃されたり友達を追い詰めたりする危険があること、「投稿しない」ことで、火に油を注いで友達を追い詰めることはないが、友達が孤立感・孤独感を感じることで思い詰める可能性があることを、理解できるように配慮する。 ○ 意見や考えが変わってもかまわないこと、<u>投稿すること以外にもできることがあれば書いてよいことを確認する。</u> ○ どうするのが正解という話ではなく、それぞれの意見の「選んだ理由」を丁寧に聞き取る。	ワークシート ネット社会の歩き方 動画教材 No.49 (2:17) ワークシート
終末 (10分)	4 サイト「掲示板」の利用、ネット上での文字のやりとりについて振り返る。 ○ サイト「掲示板」は、どのように使いたいですか？また、ネット上での文字だけのやりとりでは、どんなことが大切ですか？ ・ 明るい話題のやりとりに使いたい (友達と仲良くするために使いたい) ・ 人を傷つけるようなことは書かない (自分の発信することに責任をもつ) ・ 読む人のことを考えて言葉を選ぶ (相手意識) ・ 何を言っても分からない人はいるので、攻撃的にとれる書き込みはしない	○ 授業を通して、自分なりに考え、自分で判断することの大切さに気付けるようにする。	ワークシート

※ 道徳教材としての留意点

本教材では、道徳的实践力を育成することに主眼が置かれているため、教師の価値観を押し付けたり、禁止事項を一方的に守らせたりするのではなく、生徒が自分で考え、自分で判断するプロセスが重要である。また、間違った行動をしないように生徒に注意喚起することも、教師の価値観を押し付けることになるため、道徳的教材には適さないと考えられる。

また、「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説 特別の教科 道徳編」では、「道徳科は、道徳的価値の理解を基に自己を見つめる時間であるとの特質を踏まえ、例えば、情報機器の使い方やインターネットの操作、危機回避の方法やその際の行動の具体的な練習を行うことにその主眼を置くのではないことに留意する必要がある」としている。



ワークシート

友だちへのネットいじめ

年 組 番 氏名 ()

- コウタさんはどうすると思いますか。どちらかを選んで○をつけましょう。
また、そのように思ったのはなぜですか。選んだ理由を書きましょう。

() けいじばん とうこう 掲示板に投稿する	() けいじばん とうこう 掲示板に投稿しない
選んだ理由	

- あなたがコウタさんの立場であれば、掲示板に投稿しますか？しませんか？
どちらかを選んで○をつけましょう。
また、そのように思ったのはなぜですか。選んだ理由を書きましょう。

() けいじばん とうこう 掲示板に投稿する	() けいじばん とうこう 掲示板に投稿しない
選んだ理由	

- あなたは けいじばん 掲示板をどのように使えばよいと思いますか？

--

指導資料 「友だちへのネットいじめ」

小学校の時に同じクラスだったコウタとシュン。中学校に入学しても同じクラスになった二人でしたが、サッカー部に入部したコウタは、休み時間もサッカー部の友達と一緒にいる機会が増えたことから、シュンとは帰りに声をかけるくらいになり、あまり遊ばなくなっていました。

ある日の部活動の終わりに、コウタは部活動の友達からメモを渡されました。

友 達 「これ見てみろよ。おもしろいことが書いてあるぜ。コウタも何か書き込んだらどうだ。」

そのメモには、インターネットの URL が書いてありました。

コウタ 「これって、どこかのサイト？」

友 達 「そうだよ。この URL は秘密だからな。誰にも言っちゃダメだぜ。」

コウタ 「分かった。」

コウタは家に帰って、早速ケータイにこの URL を打ち込んで、サイトを開いてみました。それはケータイ向けの掲示板けいじばんでした。コウタの通っている中学校のいろんな話題（スレッド）が作られ、そのスレッドごとに書き込む（投稿とうこうする）ようになっています。スレッドはそれぞれの部活動の様子や先生の評判、学校の噂うわさ話なしなどがあり、匿名でいろいろな書き込み（投稿）がしてありました。

コウタ 「いろんなことが書いてあるんだなあ……」

スレッドの中に『キモイ男ランキング』というのを見つけて開いてみると、第一位にシュンの名前がありました。名前の下には『ネクラ』とか『運動オンチ』だとか『ブキミ』などと書かれていました。

コウタ 「ひどい書き込みだなあ……」

ある日を境に、シュンが学校に来なくなりました。気になったコウタが掲示板を見てみると、シュンが自分の名前で『こんな書き込みは、削除さくじょしてほしい！』と投稿しているのを見つけました。しかし、そのシュンの投稿に対して『だって事実じゃん』とか『さか上がりできてから書き込めや』など、一層きつい悪口が書き込まれて（投稿されて）いました。

コウタ 「逆にひどくなっているな……」「なんとかしてあげなきゃ……」

コウタはしばらく考えてから、掲示板に投稿する（書き込む）内容を打ち始めました。

コウタ 「こんな書き込みはいい加減にやめろよ。シュンが傷ついてそんなにおもしろいか。」

投稿する前に掲示板を読み進めると、中には悪口を非難する書き込みもありました。しかし、その書き込みに対して、『かっこつけんな』や『何様のつもり？』などと、さらに激しい口調の書き込みが続いているのを見つけました。

コウタは「うーん……どうしよう……」と、苦悩くのうに満ちた表情で悩みました。

ホームルーム活動（２）指導案

1 情報モラル教育に関する指導事項 情報社会において、責任ある態度をとり、義務を果たす

2 題材名 「インターネット上への書き込みや動画等のアップについて考えよう」
オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立

3 題材について

（１）生徒の実態（例示のため省略）

（２）題材設定の理由

近年、リベンジボルノ等、性的な写真や動画がインターネット上に流出する事案が続いている。写真や動画が公表された被害者の精神的な苦痛は甚大であり、生徒自身もこのような危険から身を守るための知識を身に付ける必要がある。

また、スマートフォン等の普及に伴い、手軽に写真や動画をインターネット上に投稿することができるようになったため、生徒がトラブルや犯罪に「加害者」として関わってしまう可能性も大きくなっている。より多くの生徒が身近な問題として捉えられるように、本題材では友人関係のトラブルから、恥ずかしい写真が流出するという事例を取り扱っている。生徒に「自分自身にも起こり得る問題であること」を意識させながら、このようなトラブルや犯罪の被害者にも加害者にもならないようにするために、事態を深刻にするインターネットの特性について理解を深めるとともに、危険を予測し身を守ろうとする態度と、情報に関する他者の権利を尊重しようとする態度を身に付けることができるようにしたい。

そして、別紙資料「メッセージアプリでの悪口・仲間外れ」を使って、SNSで情報をアップする行為の影響について理解するとともに、問題が生じた時の対応方法を学べるようにしたい。

4 情報モラル教育に関する資料

（１）YouTube 動画 教材⑥ 「写真や動画が流出する怖さを知ろう（全編）」（文部科学省）

<https://www.youtube.com/watch?v=NDGcNN1DrHk>

（２）インターネットトラブル事例集 2021 年度版 （総務省）

③メッセージアプリでの悪口・仲間外れ

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/

5 事前の指導

時間	活動内容	指導上の留意点	資料
SHR (帰り) など	アンケートに記入する。	生徒の実態（ネット上への書き込みや動画等のアップ状況等）をもとに授業をすることや、アンケートの記述内容は個人的に取り上げられることはないことを確認する。	アンケート

6 本時の流れ (50 分)

時間	子どもの活動	指導上の留意点 (○)	資料
導入 (10分) つかむ	1 事前アンケートの結果を確認するとともに、その行為の影響について考える。 ・ 友達の写真を投稿するときは、許可を得るようにしている。 ・ 不適切な写真をネット上に公開した人が逮捕された。 2 本時のめあてを確認する。	○ 事前アンケートの結果はグラフや表で示す。 ○ 新聞記事等を提示し、問題の深刻さを認識させることも重要である。	アンケート結果
他人への誹謗中傷や写真・動画に関するネットトラブルについて、自分にできることを考えよう			
展開 (25分) わかる・見つける	3 動画（導入編）を視聴して、事例の問題点と、各登場人物がどのように行動すればよかったのかを考える。 【問題点】 ・ まみさんが、仕返しに写真を送った。 ・ まみさんが、自分が悪いことを分かっていなかった。 ・ なおさんが、写真をその場で消さなかった。 4 対策のポイントについての動画（解決編）を視聴し、影響や対策についてグループで意見の交流をする。交流後に個人情報（写真や動画、ID等）の取り扱いについて確認する。	<導入動画> 4人の登場人物の中で写真をめぐって起こるトラブルの話です。4人それぞれの生徒の様子と問題点を考えながら見ましょう。 ○ ワークシートに書き、グループで話し合った後、全体で共有する。 ○ 話し合いを通して動画の問題点について整理し、その行為の影響や対策の重要性について理解できるようにする。	動画 教材⑥「写真や動画が流出する怖さを知ろう（全編）」 （導入編 3:23）
	5 別紙資料の「考えてみよう」を読み、SNSの今後の使い方について考える。	○ 恥ずかしい写真や動画を撮らせない・送らせない。 ○ 対処方法として、保護者や学校への連絡、証拠データの保全（コピー、プリントアウト、保存）、削除要求、警察への相談等について伝える。	動画 教材⑥「写真や動画が流出する怖さを知ろう（全編）」 （解決編 5:44）
終末 (10分) 決める	6 情報を安全に利用するために、話し合ったことをもとに、自分が取り組むこと（気を付けること）を決める。	○ 自分や友達がトラブルに巻き込まれず、情報を安全に利用するためには、どうしたらよいか解決方法を考える。 ○ 「さぐる・見つける」のプロセスで出された意見を参考にして良いことを伝える。 ○ 自分の実態に応じた内容を決められるよう助言する。	別紙資料 「③メッセージアプリでの悪口・仲間外れ」

7 事後の指導

活動の場	活動内容	指導上の留意点	資料
SHR (帰り) など	定期的にSNSの利用状況等について確認し、取組の継続を図る。	SNSの利用だけでなく、日常の相手を気遣う言動についての評価をする。	アンケート ワークシート

ワークシート

インターネット上の書き込みや動画等のアップについて考えよう

年 組 番 氏名 ()

■ 事前アンケート

- 1 普段、あなたはSNSをどれくらい使っていますか。a～cのうち1つ選んで、○で囲んでください。

a. 毎日（ほぼ毎日）使う b. 時々使う c. 使わない（ほぼ使わない）

- 2 あなたはSNSを使って、友達のことについての書き込みや写真・画像をアップしたことはありますか。また、あなたは友達に、あなたのことの書き込みや写真・画像をアップされたことはありますか。

- ・ 自分が友達のことをアップしたことが a. ある b. ない
・ 友達に自分のことをアップされたことが a. ある b. ない

■ 動画を見て

- 1 主人公まみさんのSNSの使い方について、どのように思いましたか。

- 2 この動画を視聴して、あなたはどのようなことを考えましたか。

■ 今日の授業を通して

SNSを利用するときのルールやマナーについて、今後あなたはどのような行動をしようと思いますか。

◇テーマ2◇友達や社会との関わりの中で気をつけたいこと

3 メッセージアプリでの悪口・仲間外れ

うっかり「？」をつけ忘れたために

一方的にグループから外されてしまった



Cさんは仲良しグループのトーク画面で、メッセージの最後に「？」をつけ忘れたまま送信してしまったことに気づかず、すぐにお風呂に入ってしまった。

お風呂上りにスマホを見ると、「ひどい！」などのメッセージが。誤解を解こうとしても、反応なし。Cさん以外のメンバーは別グループを作り、Cさんを外したのです。

考えてみよう！

▶学べる！
プチ動画③

会話の流れが速く、ささいなことでも誤解や感情の行き違いが生じやすいグループトーク。トラブルに発展することなく、仲良く使い続けるために気をつけたいことは？

A.誤解を与えないために

「？」と「！」では意味が真逆になることもある文字の会話。記号やスタンプ、(^_^)のような顔文字を活用して、気持ちが正しく伝わるよう工夫しながらやり取りすることが大切です。

B.速くて複雑な会話だから

グループトークはテンポが速く、複数の会話が並行して飛び交います。途中参加をすると、流れをつかむのは至難の業。でも、曖昧なままやり取りをするとトラブルに発展することも。

C.ムカッ！イラッ！としたら

どんな会話でも、嫌な気持ちになることはあります。そんなときは感情をすぐにぶつけず、一呼吸して考えて。文字だとケンカになりそうなら、電話で話してみるのも良い方法です。

解説

グループトークに起因する“いじめ”も、パターンはさまざま

スマホやSNSの普及で新たな問題となったのが、いわゆる“SNSいじめ”。これまでの、1人の子を多数で追い詰める、発言を無視する、いじめ・嫌がらせのネタとなる写真や動画を共有する、グループから外す(または新たなグループを作り会話を移動)などに加え、「ステメ※」を悪用した嫌がらせも全国で起きています。

スマホやSNSの普及で新たな問題となったのが、いわゆる“SNSいじめ”。これまでの、1人の子を多数で追い詰める、発言を無視する、いじめ・嫌がらせのネタとなる写真や動画を共有する、グループから外す(または新たなグループを作り会話を移動)などに加え、「ステメ※」を悪用した嫌がらせも全国で起きています。

メンバー以外は読むことができないグループトーク、誰宛てかを一切書かない悪口ステメ、いずれも人目につきにくく発見が遅れがち。保護者等が日々の様子や会話から変化・違和感を察することが早期発見・解決の鍵。気になった画面をスクリーンショット等に残して保護者や先生に相談しましょう。

ワンポイント
アドバイス

友達との関わりが大事な時期だから、同調圧力が働いてしまうことも。思いやりの心を育てるとともに、相談してもらえる関係性を保ちましょう。

※ステータスメッセージの略で、メッセージアプリのプロフィール欄に書ける一言メッセージのこと。ステメを使いたいじめやトラブルが増えている。



どんなつかい方をしたらいいのかな？ ②

いそいで行^いかなきゃ。
でも、スマホも気^きになるし。



あぶない!!
スマホを見^みながらの
うんてん!!

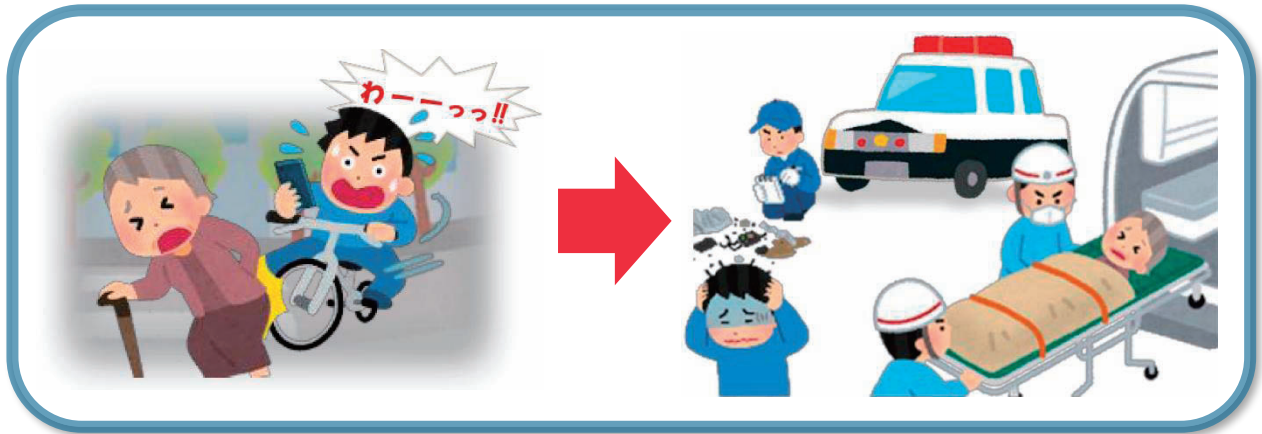
ひさしさんは、お家^{うち}の人^{ひと}におつかいをたのまれました。でも、友だち^{とも}とのメッセージのやりとりが気^きになったので、スマホを見^みながら行^いくことにしました。「なれているいつもの道^{みち}だからだいじょうぶ」

かんがえてみよう

★何^{なに}かをしながらスマホを見^みる「ながらスマホ」は、どんなじこやトラブルをおこしそうですか？

となりの人^{ひと}と
話^{はな}してみましょう





ひさしさんは、おうだん歩道^{ほどう ある}を歩いていたおばあさん^きに気づかず、ものすごいきおいでしよう^{あたま つよ}とつしてしまいました。おばあさんは頭^{あたま}を強くうち、きゅうきゅう車^{しゃ}ではこばれました。

「ながらスマホ」によるじこやトラブルは、とりかえしがつかない！

〈先生の解説〉

A.「危ない」と思った経験は？

ながらスマホは前方不注意や注意散漫になりがちです。

- 人やモノにぶつかった
- 階段や段差を踏み外した
- 赤信号に気づかなかった 他みんなで共有してみましょう。

B.自分が被害にあうケース

歩きスマホ中の人はひったくりや窃盗のターゲット。すれ違いざまにスマホをひったかれた人もいます。わざとぶつかってケガをさせたり因縁をつけられたりするケースもあるようです。

C.他人に害を与えてしまうケース

ゲームをしながら車を運転して人身事故を起こした大人も！道路、階段、駅のホームなどでは、ながらスマホが凶器になる可能性もあります。具体的に想像して認識を改めましょう。

★ひさしさんはどうしたらよかったのか、となりの人^{ひと はな}と話してみましょう。

☆お家の人^{うち ひと}と「ながらスマホ」について話^{はな}してみましょう。





その使い方、だいじょうぶ？

年 組 番 名前（ ）

こうじさんは、大好きな人気の
連載漫画をさつえいして、動画サ
イトに投こう（アップロード）し
ました。それをSNSでつぶやく
と、多くの人がそれを見て、こう
じさんに感しゃしてくれました。



こうじさんは「よいことをした」とうれしい気持ちでいっぱい
でした。

考えてみよう

☆テレビ番組、えい画、音楽、本、ざっしなどを、インターネット上の動画サイトなどにきよかな
く投こう（無だんアップロード）したら、どんなことになるでしょう？

★「無だんアップロード」について、分かったことを書き出してみましょう。



話の続き

…「考えてみよう」の活動後、読んでください



そんなある日、とつぜん、家にけい察
の人が来て、「まん画のアップロード
を続けているのは、あなたですね」と
言われ、こうじさんはけい察に連れ
て行かれてしまいました。

実は、こうじさんはまわりの人からだけでなく、「動画サイト」
からも、まん画のアップロードをやめるように注意されていたの
ですが、そのまま続けてしまっていたのです。

無断アップロードは、取り返しがつかない！

〈先生の解説〉 …「話の続き」をもとに児童が話し合った後で、正しく理解しておいてほしいこと（下のA～Cなど）について説明してください。

A.著作権者の権利を侵害

作者、脚本家、制作会社、演者、演奏者、歌手、作曲家、作詞家ほか、諸作物には多くの権利者がいます。自ら購入したものでも、それを複製して許可なく公開・転載すれば権利侵害となります。

B.スクリーンショットや画面録画は？

動画やライブ配信を楽しみながらスマホの画面を撮影・録画する人もいますが、利用条件で撮影・録画を禁じられている場合もあり、それらをSNSに公開したり、交換・販売したりすれば著作権侵害となります。

C.注意を受けたら素直に従う

たとえ一部の人から感謝されたとしても「違法かも？」と思ったらしないこと。気付かずにやってしまったことでも、注意を受けたら「何で自分だけ？」等と考えずに自分の行動を振り返りましょう。

特別の教科 道徳 指導案

1 情報モラル教育に関する指導事項 情報の発信や情報をやりとりする場合のルールやマナーを守る

2 教材名（資料）と主題名

（1）教材名（資料） ネット社会の歩き方 動画教材 No.50 （Japet&CEC）
「“ウチら”のルールとわが家のルール」（3:17）
<http://www2.japet.or.jp/net-walk/anime/movie.html?id=50>

（2）主題名 ルールを守るためには
【規則の尊重】小学校 中C（11）

3 主題設定の理由

小学校中学年は、気の合う仲間や集団の中にきまりをつくり、自分たちで決めたことを大切にしようとする傾向がある。しかし、一人一人が身近な生活の中で約束や社会のきまりと公共の場所との関わりについて考えることは少ない。

本教材は、ケータイを持つことになった主人公が家族と話し合っ、ケータイのルールを決めたが、クラスの仲の良い友達グループでも「大切なメール（☆付きメール）を受け取ったら5分以内に返信する」という“ウチらルール”を作った。そのため、主人公はケータイの使い方について、“わが家のルール”と“ウチらのルール”の間で揺れ動く。最後の場面には、どちらのルールを優先すればよいかわかる主人公の姿が描かれている。

主人公の葛藤する姿を通して、情報社会におけるルールの重要性やルールを守ることの意義に気づき、もし自分が当事者だとしたらどちらの価値を優先するかなど、登場人物の気持ちを想像することで個々の児童に自分なりの考えを持たせたい。そして、学級で異なる意見の友達と討論し交流することで、多様な考え方を知り、道徳的実践力を身に付けることができるようにしたい。

4 情報モラル教育に関する指導の観点

- （1）インターネットを使う時のルールを決め、守ることの大切さを理解する。
- （2）ルールを守ることの意義について気付く。
- （3）インターネット上のルールは通常のルールの延長線上にあることに気づき、ともに守ろうとする態度を養う。

5 本時の流れ

	学習活動（主な発問と予想される反応）	指導上の留意点	資料
導入 (5分)	1 インターネット利用のルールに関して、どのような経験があるか共有する。	○ 児童がどのようなルールを定め、どのように守っているのか、日常生活経験を共有することで、自分事で考えられるようにする。	
展開 (30分)	2 動画教材を途中まで視聴（0:00～1:35）し、“わが家のルール”をもとに、インターネットを利用するときに気を付けることを考える。 ○ “わが家のルール”が「この内容」に決められたのは、「どうして」だと思いますか？ ・ その1：寝る時間、寝ている人がいる ・ その2：お金がかかる ・ その3：個人情報 ・ その4：危ない ・ その5：ダメなこと ・ その6：子どもじゃ分からないことがある ○ 守るのが難しいと思うものはありますか？ ・ その1：楽しいから続けてしまう、眠くない ・ その6：ルールを破っていたら言えない	○ ミサキさんの家の“わが家のルール”を児童が把握できるよう、掲示する。 “わが家のルール” その1 ケータイの使用は夜9時まで ※9時までに居間の充電器にケータイを差し込むこと その2 勝手に買い物や応募をしない その3 名前や住所を教えない・写真をのせない その4 知らない人と会う約束をしない その5 悪口を書かない・悪い言葉を使わない その6 何か変なことや困ったことがあれば、お父さんかお母さんに言う	ネット社会の歩き方 動画教材 No.50（3:17）

展開 (30分)	3 動画教材の続きを視聴(1:36～3:17)し、どちらのルールを守るといいのか考える。 ◎ 主人公は、どうすると思いますか？ また、そう考えた理由も書いてください。 【充電器に差し込む】 ・ ケータイを取り上げられたくないから 【返事を書く】 ・ 友だちから外されたくないから ○自分なら、どうしますか？ また、そうする理由も書いてください。 【充電器に差し込む】 ・ 充電器に差し込んでおいて、お母さんに事情を説明して、返事を書けばいい 【返事を書く】 ・ 「ごめん、返事は明日の朝にする」など、打っただけなら1分もかからない 【他に】 ・ 友達に“わが家のルール”や生活リズムについて話しておけばよかった	○ どうするのが正解という話ではなく、それぞれの意見の「選んだ理由」を丁寧に聞き取る。 ○ どちらのルールを守ることを優先するかについて問い返すことで、「守らない方のルールによる弊害」があることに気付けるようにする。また、「ルールを守ること」への考えが深められるようにする。 ○ 意見や考えが変わってもかまわないこと、他にもできること・できていればいいことがあれば書いてよいことを確認する。	ネット社会の歩き方 動画教材 No.50 (3:17) ワークシート
終末 (10分)	4 ケータイの使い方について考えたことを振り返る。 ○ 授業を通して、ケータイのルールや生活のルールについて、考えたり感じたりしたことを書きましょう。 ・ ケータイのルールを決めておこうと思った ・ ルールは、みんなで守ることが大事 ・ 生活のルールの一部として、ケータイのルールも守れるよう頑張りたい。(守るために、わが家のルールを、友だちと共有したい)	○ 授業を通して自分なりに考え、自分で判断することの大切さに気付かせる。	ワークシート

※ 道徳教材としての留意点

本教材では、道徳的実践力を育成することに主眼が置かれているため、教師の価値観を押し付けたり、禁止事項を一方的に守らせたりするのではなく、児童が自分で考え、自分で判断するプロセスが重要である。また、情報モラルに関する話し合いを通して、その理解を深め、情報社会で適正な活動を行うための基になる、考え方と態度を育てることに資する道徳性を養うための学習となるように展開したい。

本教材は、児童が「わが家のルール」を選んでも、「ウチらのルール」を選んでも、ともに間違いというものがなく、それぞれに道徳的価値が含まれ、どちらも正しいことを伝えたい。むしろ、どちらを選ぶのか判断する根拠をもって考えることが重要であり、そのような態度を養いたい。

また、「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳編」では、「道徳科は、道徳的価値の理解を基に自己を見つめる時間であるとの特質を踏まえ、例えば、情報機器の使い方やインターネットの操作、危機回避の方法やその際の行動の具体的な練習を行うことにその主眼を置くのではないことに留意する必要がある」としている。



ワークシート

“ウチら”のルールとわが家のルール

年 組 番 名前（ ）

- ミサキは、どうすると思いますか。どちらかを選んで○をつけましょう。
また、そのように思ったのはなぜですか。選んだ理由を書きましょう。

（ ） ケータイをじゅう電器に差しこむ

（ ） サクラに返事を書く

えら
選んだ理由

- あなたがミサキなら、どうすると思いますか。どちらかを選んで○をつけましょう。
また、そうするのはなぜですか。選んだ理由を書きましょう。

（ ） ケータイをじゅう電器に差しこむ

（ ） サクラに返事を書く

えら
選んだ理由

- あなたは、ケータイをどのように使えばよいと思いますか？

今日の授業で考えたり感じたりしたこと、「自分はどうしよう」と決めたことを書きましょう。

特別の教科 道徳 指導案

1 情報モラル教育に関する指導事項 「ルールやきまりを守る」ということの社会的意味を知り、尊重する

2 教材名（資料）と主題名

(1) 教材名（資料） ネット社会の歩き方 動画教材 No.18 (Japet&CEC)
「コピーしてもいいの？」(2:12)
<http://www2.japet.or.jp/net-walk/anime/index.html>

(2) 主題名 権利を守るためには
【規則の尊重】小学校 高C (12)

3 主題設定の理由

社会の情報化が進展するに伴い、知的財産権の保護はますますその重要性が認識され、国民的な課題になっている。デジタル技術によりオリジナルの情報と同じ品質の複製が容易に作られ、伝えられると、一見しただけではどれがオリジナルか見分けがつかない。このような情報化の進展の中でこれからも豊かさを享受するためには、人の知的活動を尊重し、その創造性を保障する社会のシステムが必要不可欠である。

本時では市販ソフトの違法コピーが題材になっている。軽はずみな動機でもネット上で配布されると影響が飛躍的に拡大し、被害も深刻化してしまう状況がある。児童には「知的財産権の保護」という概念を指導し、守るべきことを押さえつつ、その保護の必要性について、順次考えさせるようにしたい。

4 情報モラル教育に関する指導の観点

- (1) 知的財産権の意味や考え方を知る。
- (2) 知的財産権を保護する理由やその重要性に気付く。
- (3) 知的財産権を守るための具体的な方策について理解する。
- (4) 知的財産権を尊重し保護する態度を育てる。

5 本時の流れ

	学習活動（主な発問と予想される反応）	指導の留意点	資料
導入 (5分)	1 学級の好きな〇〇を確認する。 ・ 好きなアーティスト ・ 好きな作家や漫画家 2 アーティスト（歌手や演奏家）や作家は、どのように収入を得ているのかを考える。	○ 事前準備として、「好きな〇〇アンケート」を取り、見やすいように表やグラフで示したものを提示する。 【発問①】「みんなが好きな音楽や本、漫画を作っている人たちは、どのように収入を得て生活しているのでしょうか？」	アンケート結果
展開 (20分)	3 動画教材（0:00～1:14）を視聴し、課題1「ケンタさんの行動で何が問題だったのか」に取り組む。 (1) ワークシートに個々で書き込む。 (2) グループで「何が問題だったか」について話し合う。	【動画教材ストーリー】 ツバサさんの持っている新作ゲームを借りて帰って、お兄さんのパソコンにインストールをするケンタさん。 ゲームをしていると、お兄さんに「借りたソフトを勝手にインストールするのは法律で禁止されているんだ。作った人に迷惑がかかるんだよ」と厳しく注意される。	ネット社会の歩き方 動画教材 No.18 (2:12)

	4 動画教材の続き（1:15～2:12）を視聴し、課題2「ケンタさんが知らずにしてしまったソフトのコピーはなぜいけないのか」に取り組む。 （1）ワークシートに個々で書き込む。 （2）グループで「なぜいけないのか」について話し合う。	○ 登場人物の言葉は児童が把握できるよう、掲示する。 【発問②】「主人公の行動で何が問題だったのでしょうか？なぜいけないのでしょうか？」 【発問③】「結末のようなことを防ぐためにはどのようなことに気を付ければよいのでしょうか？」	ワークシート
	5 身の回りのたくさんの知的財産物を守るためにどうしたらよいか考える。	○ 身の回りには多くの知的財産物があるということを、具体物を示しながら説明する。 ○ 許可を得て利用することが、正しく利用することにつながることを伝える。 ○ 多くの人が様々な目的をもって利用するインターネット上で情報を受発信するときには、お互いの立場を尊重し、やさしさと思いやりをもって行動する必要があることを考えさせる。	ワークシート
終末 （15分）	6 ワークシートに感想を書く。		

※ 問題事例が発生した際の教員や保護者の留意点

「知的財産権の保護」に関して問題事例が指摘された際には、まず事実確認を行うことが必要である。事実確認を行う際には、故意に行ったのかそうでないのかも含めて、当事者からの事情聴取が求められる。

このような事実確認のあとで、被害を受けた個人または団体との協議や調停になるが、学校の環境を利用した事例であれば、その管理者も当事者として責任を問われることになる。

いずれにせよ、学校や第三者機関などが被害者と加害者の間に入って連絡調整をすることや、今後このようなことが起きないようにどのような方策を立てるか、ということも考えていく必要がある。

ワークシート

コピーしてもいいの？

____年 ____組 ____番 名前（ _____ ）

■ 動画教材を見て、自分の意見を書きましょう。

ケンタさんの行動で、何が問題だったのでしょうか？	
ケンタさんが知らずにしてしまったゲームソフトのコピーをなぜしてはいけないのでしょうか？	

■ 今日の授業で思ったことや考えたことを文章でまとめましょう。



「〇〇だから、大丈夫」で、大丈夫？

年 組 番 氏名 ()



スマートフォン、タブレット、デジタルカメラなどなど…、みなさんは、様々な場面で写真や動画を撮影することがあると思います。「撮った画像」をすぐ見ることができたり、友達とインターネットを通じて素早く共有できたりと、とても便利ですよね。

でも、写真や動画、スクリーンショット機能（スクショ）を利用して「撮った画像」の取り扱い方については、みなさん大丈夫でしょうか？一緒に考えてみましょう！

① 有名人だから、大丈夫？

出かけた先で偶然、プライベートで買い物に来たらしい有名人を発見しました。Aさんは、嬉しくなって…

A お願いして一緒に写真を撮りました。



B 見つからないようにこっそり写真を撮りました。



★ AとBの事例について、問題点がないか、近くの人と話し合ってみましょう！

★ AとBの事例で撮った写真、SNSで公開することに問題がないか、考えましょう。

② 友だちだから、大丈夫？

友だちの部屋で遊んでいるとき「動画を撮ろう！」と、音楽を付けたショートムービーをつくることになって…

A 友だちと一緒に動画を撮影しました。



B 友だちの動画を撮影しました。



★ AとBの動画の加工について、下のア・イの場合に問題点がないか、考えましょう。

ア その場で編集・加工して公開しました。

イ 家に戻ってから、編集・加工して公開しました。

③ 私的・無料だから、大丈夫？

A 見逃したテレビ放送をスマホで録画していたので、友だちに送ってあげた。

B フリーマーケットに出店するときに、好きなアニメキャラを看板に書いて利用している。

C 自分のことが掲載されている新聞をコピーして、親戚や友だちに配った。

D 無料ライブを企画し、バンドを雇ってドラマやCM、アニメ、ゲームの有名な曲を演奏・歌ってもらった。

★ A～Dそれぞれの事例について、問題点がないか考えてみよう！



＜先生の解説＞ 知的財産権以外にも、意識すべきことや守るべきものがあります。

★ 肖像権

肖像（容姿やその画像など）に帰属される人権のことで、人格権と財産権がある。

本人の許可なく自分の顔または体を撮影されたり、公表されたりしない権利（人格権）や商業的価値をもつ著名人の肖像にある財産的価値の権利（財産権）のことで、社会的立場を問わず、広く一般の人がもっている権利である。

★ プライバシー権

自分のこと・私生活をみだりに公開されない（暴露されない）権利や自己の情報をコントロールする権利のこと。

肖像権と同様に、誰もがもつ権利である。



★ 私的使用のための複製（コピー）

著作権法で、「著作物※₁は、個人的や家庭内、その他これに準ずる限られた範囲※₂で使用するとき、使用する者が複製（コピー）することができる」とされている。

※1 創作的に表現されたもの：文芸・美術・映画・音楽・写真など（プロ・アマを問わない）

※2 ごく親しい友人数人の間（属する人物の間に強い個人的結合関係が築かれている小集団）

★ 公での上演・演奏・上映・口述

著作権者の許諾が必要ないのは、営利を目的としない（非営利）、見聞きする人から料金を受けとらない（非徴収）、実演家や口述者に報酬を支払わない（非報酬）とき。

非営利・非徴収・非報酬であっても、SNS への投稿（アップロード）は該当しない※₃。

※3 SNS への投稿やデータの送信は、データの複製になり、私的使用の「使用者が複製」からも外れます。

事例の解説

① 有名人だから、大丈夫ではありません。

肖像権の財産権としてだけでなく、一個人としてプライバシーが守られるべきです。公開の仕方によっては、損害賠償を請求されたり、名誉棄損罪に問われたりすることにつながります。

写真や動画を撮影したいときや、不特定多数の人の目に触れるインターネットなどへ公開（アップロード）するときには、本人の許諾を得ましょう。



撮らせてもらっていいですか？

SNS に載せてもいいですか？

② 友だちだから、大丈夫ではありません。

容姿だけでなく、部屋の様子も、公開（暴露）されることになります。

「自分なら構わないから」などと自分の感覚で決めると、友だちとのトラブルに発展する可能性があります。本人の意思を確認しましょう。

こんな感じに仕上がったけど、どうかな？

投稿してもいい？



③ 私的・無料だから、大丈夫ではありません。

A 送信することはデータを複製することで、受信した人（複製した人以外）が使うことになります。

B キャラクターを販売していなくても、人を集める、利益につなげる目的で使用しています。

C 新聞記事（内容）の権利は、新聞社や記者にあります。コピーを配ることで、権利を侵害しています。

D 無料ライブですが、バンドに報酬を払っているので、許諾が必要になります。販売のための集客としても×。

学級活動（２）指導案

１ 情報モラル教育に関する指導事項 違法な行為とは何かを知り、違法だとわかった行動は絶対に行わない

２ 題材名 「誰の権利も侵害しないインターネットの利用の仕方を考えよう」
エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成

３ 題材について

（１）生徒の実態（例示のため省略）

（２）題材設定の理由

社会の情報化が進展するに伴い、知的財産権の保護はますますその重要性が認識され、国民的な課題になっている。デジタル技術によりオリジナルの情報と同じ品質の複製が容易に作られ、伝えられると、一見しただけではどれがオリジナルか見分けがつかない。このような情報化の進展の中でこれからの豊かさを享受するためには、人の知的活動を尊重し、その創造性を保障する社会のシステムが必要不可欠である。

そこで、本題材を通して、社会生活を営む上で守らなければいけない法律や規則があるのと同じように、インターネットを使用する際にも守らなければいけない法律や規則があり、違反すると「知らなかった」では済まされず、罰せられることを理解する。そこから、自分の行動に対しては、自分自身が責任を取ることを自覚するとともに、自分の行為について振り返り、責任を問われることのない使用方法について考え、実行できるようにする。

※ スマートフォン・ゲーム機を使用する時間・機会が増える長期休業の前までに実施したい

４ 情報モラル教育に関する資料

（１）テレビCM「違法だよ！あげるくん」

<https://www.j-ba.or.jp/ioubokumetsu/>

（２）インターネットトラブル事例集 ２０２１年版（総務省）

⑩他者の権利を侵害する投稿・二次利用・ダウンロード

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/

５ 事前の指導

時間	活動内容	指導上の留意点	資料
・ 帰りの会等	・ アンケートの実施 （委員会から学級全員へ）	学級全体のインターネット利用状況の実態をもとに授業をすること、アンケートの記述内容は個人的に取り上げられることはないことを確認する。	アンケート
・ 放課後	・ アンケート集計の分析 （委員と班長）		アンケート結果

6 本時の流れ

時間	生徒の活動	指導上の留意点	資料
導入 (10分) つかむ	1 インターネットの利用における利便性や問題点、使用時の不安や心配について考える。 - 調べたいことや流行がすぐ分かるから便利。 - たくさんの情報があって、本当なのか悩む時がある。 - 勝手に自分の写真をアップされた。	○ インターネットの利用に関して個々が感じていることを共有し、各自が課題意識をもてるようにする。 ○ 家庭でインターネットを利用しない生徒がいる場合には、学校での調べ学習等のことを含んで考えるよう促す。	アンケート結果
誰の権利も侵害しないインターネットの使い方を考えよう			
展開 (30分) わける・見つける	2 動画を視聴（違法行為を認識）し、無断アップロードがなぜ違法とされているのかをペアで話し合う。 3 権利について知る。 4 インターネット上の情報の、よりよい利用の仕方について、気を付けなければならないことを班で話し合う。	○ 無断アップロードすることにより、誰のどのような権利を侵害しているか、話し合いを通して考える。 ○ どのような行為が違法となるかを確認する。 ○ 著作権だけでなく、肖像権や商標権についても確認する。 ○ 違法にアップロードされた情報に触れたことがなくても、「もし、このような時には」と仮定して考えるよう助言する。 ○ インターネットに情報をアップする際の行動についても考えるよう促す。 ○ 共有した意見を分類し、キーワードを付けておく。	違法だよ！あげるくん ワークシート インターネットトラブル事例集 別紙補助資料
終末 (10分) 決める	5 自分は、どのようにインターネットを使用していくか考え、決める。	○ 日常的にインターネットを利用していない生徒も、「もしインターネットを利用する場合には…」と想定して自己決定するよう促す。	ワークシート

7 事後の指導

時間	活動内容	指導上の留意点	資料
帰りの会等	一定期間の取組状況を振り返る。	取り組めたことや意識できたことを価値付ける。	ワークシート

著作権者は法律で守られていることをもっと意識して

動画や写真を投稿するサイトは年齢を問わず人気ですが、**子どもたちがさまざまな著作物を無許可でアップロードしてしまい、著作権侵害となる**ケースが生じています。公開だけでなく、違法だと知りながら動画等の著作物をダウンロードした場合も（個人で楽しむ範囲でも）、違法として2年以下の懲役または200万円以下の罰金（またはその両方）を科せられることがあります。これは営利目的でなくても適用されます。また、**自分のSNSでプロフィール欄に有名人の写真を利用する、友人の写真や動画を許可なく掲載するといったことも肖像権等の侵害**にあたる可能性があるので注意しましょう。

無料で使える曲や画像でも、利用の条件をしっかりと読み、ルールに従った使い方をしなければなりません。

アンケート（教材）

インターネット利用についてのアンケート

_____年 _____組 _____番 氏名（_____）

1 あなたは、普段どれくらいインターネットを利用していますか？あてはまるものに○をつけましょう。（学校などでの利用も含めます。）

- ☐ 毎日使う
☐ 時々使う（1週間に1～2回くらい）
☐ たまに使う（1ヶ月に1～2回くらい）
☐ ほとんど使わない

2 「毎日使う」「時々使う」「たまに使う」人は、どのような時に使いますか？あてはまるすべてのものに○をつけましょう。

- ☐ 調べたいことがあるとき
☐ 動画や写真を見たいとき
☐ 好きな芸能人やアニメのことを知りたいとき
☐ 自分の趣味やスポーツのことを知りたいとき
☐ その他 →どんなとき？（_____）

2 あなたがインターネットを使っていて、「よかったこと・楽しかったこと」はどんなことがありますか？また、「困ったこと・不安や心配」はどんなことがありましたか。

【よかったこと・楽しかったこと】	【困ったこと・不安や心配】

ワークシート

誰の権利も^{しんがい}侵害しないインターネットの利用の仕方を考えよう

_____年 _____組 _____番 氏名(_____)

- 無断アップロードすることにより、誰のどのような権利を侵害しているか、近くの人と話し合ってみましょう。

- インターネット上の情報のよりよい利用の仕方について、気をつけなければならないことを班で話し合いましょう。

- これからインターネットを利用していくときに気をつけること（取り組むこと）を決めて、下の枠内へ書きましょう。

気をつけること（取り組むこと）は、できるだけ具体的に決めましょう。
いつ、どんなとき、どのようになど具体的な場面や行動を入れて書くと、
自分が取り組めたかどうか振り返りやすくなりますよ。



情報科「情報Ⅰ」指導案

1 情報モラル教育に関する指導事項 情報に関する法律の内容を積極的に理解し、適切に行動する

2 題材名 「インターネットの使い方に関する法律について」

3 授業のねらい

不正行為アクセスや迷惑メール等、インターネットの利用に伴う様々なトラブルが起こっている状況があり、ネット利用に関する法律を学ぶことにより、日々のネットの使い方や法律を守る行動について考える。

情報社会で安全に適正な行動がとれるために、生活に関わりの深い法律について、その目的と基本的な内容を理解する。

4 使用する資料

データグラフ 「情報社会における犯罪について」

ワークシート 「インターネットの使い方に関する法律について」

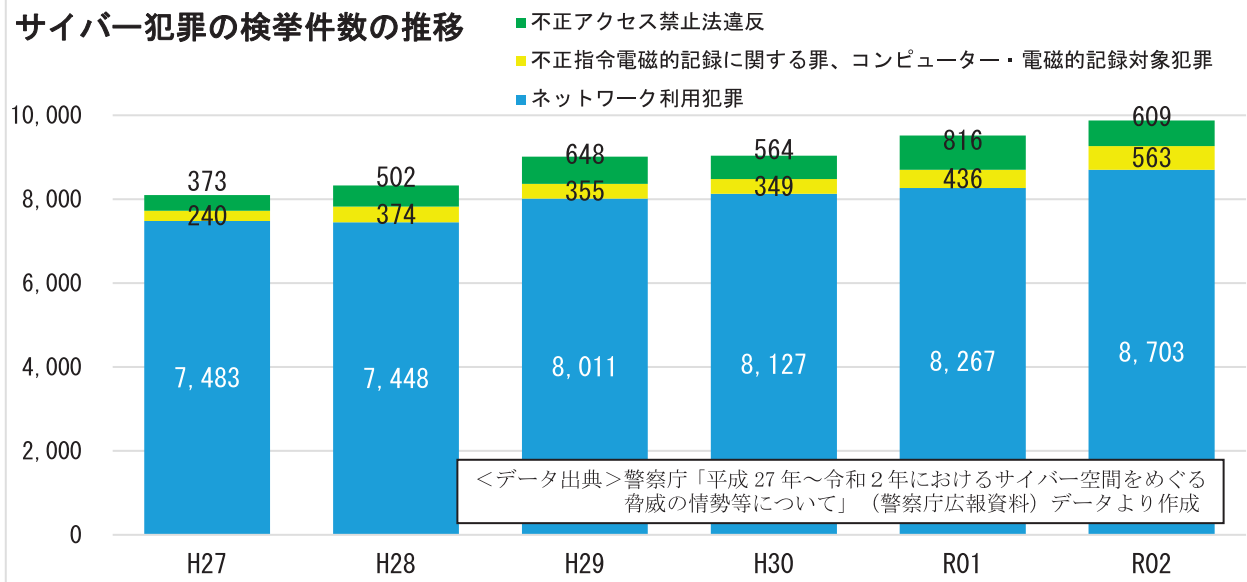
5 本時の流れ (50 分)

	学習活動	指導上の留意点
導入 (10分)	1 本時のねらいを確認する。	○ ネットワーク上においても、実社会と同様に守らなければいけない法律があることを知らせる。
	2 不正アクセス行為による被害についての資料「情報社会における犯罪」を見て、これらの実情を理解する。	○ 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」について調べさせ、どのような行為が法に触れるかを理解させる。 ○ 不正アクセス行為については、被害が無くても、ネットワークに他人のIDでログインしただけで法律に違反することを強調する。被害を与えた場合は、電子計算機使用詐欺（刑法）などの罪にも問われることを説明する。 ○ 不正アクセス行為の被害に遭わないために、どのようなことを心がけるべきかを考えさせる。
展開 (25分)	3 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」の目的と内容についてインターネット等を利用して調べ、どのような行為が不正アクセス行為に該当するか考える。	○ 次の行為がどのように行われているのか調べ、共通点を考えさせる。 ・ オンラインゲームで他人のアイテムの不正取得 ・ ネットオークションで他人になりすましての出品 ・ 他者の電子メールを許可なしに見る ・ Webページの改ざん ※ 共通点：他人のIDとパスワードでログインする

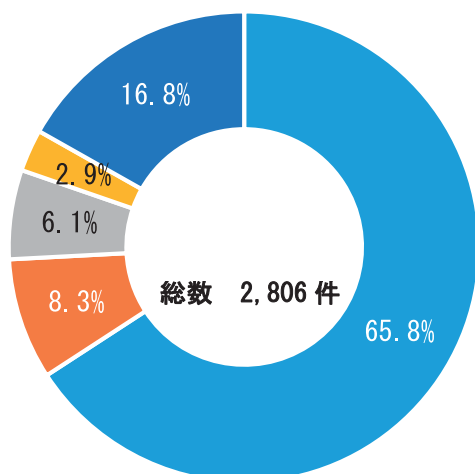
	4 次の法律の目的や内容について理解する。 ・ 特定商取引に関する法律 ・ 迷惑メール防止法 ※・ 個人情報の保護に関する法律 ・ プロバイダ責任制限法 ・ 出会い系サイト規制法 ※法令検索サイト e-GOV等を利用	○ 「迷惑メール」に対する制限を定めた法律には、消費者保護を目的とした「特定商取引に関する法律」と、公共のネットワークの保護を目的とした「迷惑メール防止法」があることを理解させる。 ○ メール送信の承諾を得た相手だけに広告メールを送信することができる「オプトイン方式」について説明し、無断で送られてくる広告メールに返信する必要のないことを理解させる。また、送られてきた場合の相談先を紹介する。 ○ 「個人情報保護法」「プロバイダ責任制限法」「出会い系サイト規制法」は、関係する部分について扱う。
まとめ (10分)	5 振り返りをする。 本時のまとめをワークシートに記入する。	○ 就職後は、メールの送信側、個人情報を管理する側の立場としてもこれらの法律と関係する可能性があることを伝える。

資料 情報社会における犯罪について

サイバー犯罪の検挙件数の推移



令和2年における不正アクセス後の行為別認知件数



- インターネットバンキングでの不正送金等 1,847 件
- メール盗み見等の情報の不正入手 234 件
- インターネットショッピングでの不正購入 172 件
- オンラインゲーム・コミュニティサイトの不正操作 81 件
- その他 472 件

知人になりすましての情報発信 26 件
暗号資産交換業者等での不正送信 18 件
ウェブサイトの改ざん・消去 10 件
インターネットオークションの不正操作 6 件 他 412 件

<データ出典>
不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況(国家公安委員会 総務大臣 経済産業大臣)

ワークシート

インターネットの使い方に関する法律について

_____ 年 _____ 組 _____ 番 氏名 (_____)

- 1 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律 平成 11 年法律 128 号」(不正アクセス禁止法)の目的や内容について、まとめてみましょう。

目的	
内容	

- 2 「迷惑メール」に関する法律の目的や内容について、まとめてみましょう。

- (1) 「特定商取引に関する法律 昭和 51 年法律 57 号」のうち、通信販売(第三節)において、特に電子メールに関する内容についてまとめてみましょう。この法律で規制される電子メールは、どのような内容でしょうか。

目的	
内容	

- (2) 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律 平成 14 年法律 26 号」(迷惑メール防止法)で規制される電子メールは、どのような内容でしょうか。

目的	
内容	

○迷惑メールを受け取った場合、どのように対応したらよいでしょうか。

3 次の法律の消費者・利用者の立場で直接関係のある内容についてまとめてみましょう。

- (1) 「個人情報の保護に関する法律 平成 15 年法律 57 号」(個人情報保護法)では、個人情報取扱業者に対して、どのようなことを求めることができるでしょうか。

内容	
----	--

- インターネットの利用時に、自分自身の個人情報を守るためには、どのようなことに注意すればよいでしょうか。

- (2) 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律 平成 13 年法律 137 号」(プロバイダ責任制限法)では、インターネット上に誹謗・中傷等の書き込みをされた場合に、どのようなことを求めることができるでしょうか。

内容	
----	--

- (3) 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律 平成 15 年法律 83 号」(出会い系サイト規制法)では、どのようなことを禁止しているでしょうか。

内容	
----	--

★ 今日の学習を振り返って、学んだことを記入してみましょう。



学級活動（２）指導案

1 情報モラル教育に関する指導事項 ネットワークは共用のものであるという意識を持って使う

2 題材名 「おもしろ半分では無責任」 イ よりよい人間関係の形成

3 題材について

（１）児童の実態（例示のため省略）

（２）題材設定の理由

スマートフォンやタブレットなどの利用の低年齢化に伴い、情報を発信する際には責任が伴うことについての理解が必要である。本教材では、1人のネット上の軽率な行動によりたくさんの人に迷惑をかけてしまった事案を考えることで、スマートフォンやタブレットの利用に伴う責任について考える。

そして、公共性が高いWebページに公開する内容について、掲載後に想定されることを考え、特に見る人の立場によって感じ方が異なることを児童が意識できるようにする。

また、「情報を発信するもの」として考慮しなければならない「責任」とは何かを考え、Webページを作るときの心構えを身に付けることができるようにする。

4 情報モラル教育に関する資料

ネット社会の歩き方 動画教材 No.8 (Japet&CEC)

「おもしろ半分では無責任」(1:46)

<http://www2.japet.or.jp/net-walk/anime/movie.html?id=8>

5 事前の指導

活動の場	児童の活動	指導上の留意点	資料
帰りの会	アンケートに記入する。	○ 教師と共に児童が実態調査の結果を集計したり、グラフや表にまとめたりすることにより、児童の問題意識を高めることにつなげる。 ○ アンケートの記述内容は個人的にとり上げられることはないことを確認する。	アンケート

6 本時の流れ

観点	子どもの活動	指導の留意点	資料
導入 (10分) つかむ	1 ネット上にある児童生徒が作ったWebページのいろいろな例を見る。	○ あらかじめ準備した学校の紹介ページ、クラスやクラブの紹介ページ、個人の日記を公開しているページ等を、例として見せることでイメージを掴めるようにする。	アンケート結果
	2 事前アンケートの結果を知る。 * 学級全体の情報機器の使用状況 * スマホやタブレットを利用している目的 * Webページへ発信した経験がある人がどのくらいいるのか	○ アンケート結果から、自分の課題として捉えたり、自分の行動を振り返ったりすることができるよう、学級の中のWebへの発信状況について、みんなで実態を把握できるようにグラフ等で示す。 ○ Webページで発信するときに心がけなければならないことについて考えることが、めあてであると説明する。	
	3 本時のめあてを理解する。		
せきにん じょうほうはっしん 責任ある情報発信について考え、自分が気を付けることを決めよう			

展開 (25分) やむを得ない	4 動画教材の前半(0:00～1:09)を視聴し、登場人物の気持ちを考える。 【ユウカ】 ・ おもしろいことを書きたかった、みんなに楽しんでもらえと思った(笑いのものにされたと言われてビックリしている) 【ケンタ、ミサキ】(本人) ・ 笑いの(バカ)にされていて嫌だ、ウソやデタラメを書かれて腹が立つ・迷惑・悲しい 【本人の家族】 ・ 腹を立てる、わが子を心配する、学校に連絡 【クラスの友達】 ・ 面白がる、ウソを書いているユウカを信用しなくなる、悲しくなる 5 ユウカの書き込みの影響を考える。 ・ いろいろな人がWebページを見ているから、ケンタ(ミサキ)さんの他の知り合いが信じてしまい、誤解しているかもしれない ・ 「こんなことを書くなんて」と、ユウカさんのことを信用しないようになる人もいるかも 6 動画教材の続き(1:09～1:46)を視聴し、ユウカは「どのように書いたら」よかったのかを考える。 ・ そもそも学校のことを書くこと自体がよくない。何か別のことを書けばよかった ・ 匿名にして書けばよかった ・ その人のことを褒める内容だったらよい ・ このような個人的なことは、書くべきではない	＜動画＞ ストーリー ユウカは、Webページに学校の友達のことを、おもしろ半分で書きこみました。 数日後、学校でケンタが「先生、ユウカちゃんがネットで僕のことを笑いのものにしています」と言いました。・・・ ○ はじめに、書き込んだ時のユウカの気持ちに寄り添うことで、意図せずに加害になってしまうことに気付けるようにする。 ○ 「自分のことを書かれたケンタやミサキ(本人)は、どう思うのか」「本人の家族やクラスの友達が見たらどう感じたのか」を押さえたうえで、Webの世界は広く多くの人とつながっているため、1人のおもしろ半分の行動が、多くの人を傷つけてしまう可能性があるということに気付けるようにする。 ○ 動画(1:09)の「ネットに書き込む内容について、あなたはどのように思いますか？」から、ユウカの書き込み(行為)の影響を考えることで、自分の個人情報だけでなく、周りの人の個人情報も大切に扱わなくてはならないことに気付けるようにする。 ＜動画＞ 解説 ネットで友達のことを、おもしろ半分でいろいろ書いたことで、友だちから、ウソやデタラメを書くなど非難されることになった。 ・ 人を不愉快にさせるような内容をネットにのせない ・ 人の役に立つ情報や読んで楽しい内容をのせよう	ネット社会の歩き方 動画教材 No.8 (1:46) ワークシート ネット社会の歩き方 動画教材 No.8 (1:46) ワークシート
終末 (10分) 決める	7 「責任ある情報発信」について、自分が取り組むことを考える。 ・ 人のことは書かない(個人情報、個人の特定) ・ 人が嫌な気持ちになることは書かない ・ まわりの人の立場(見る側)になって読み返してから発信する ・ 「おかしい」と感じたら、大人に伝える ・ 日頃のやりとり(言動)についても考えたい	○ 見る人によって感じ方が違うため、それに関わっている人の気持ちを配慮して発信する必要があること、自分が書かれた方の立場であつたらどのように感じるかを想像しながら、相手の立場に立って考えることの大切さを、気付くことができるようにする。	ワークシート

7 事後の指導

総合的な学習の時間等で、Webページでの情報発信の機会があれば、教員があらかじめ内容をチェックし、個別に新たな方法を加えて努力できるように促し、読み手に配慮できている部分については、称賛する。

【発展学習】

発展学習として、「利害が対立」する場合のWebページの例について話し合うこともできる。例えば、スーパーの批評やファストフードの比較等の大人が作ったWebページを紹介したり、「告発サイト」の例を出したりして、そのことを話し合うことも発展学習の1つであり、「少数派の意見を表明する」ことができるというインターネットのメリットにも触れておくことも大切であると考えられる。

【話し合いのテーマ例】

「Webページの情報は、どこまで信頼できるのか?」、「Webページは、なぜ面白いのか?」、
「Webページの役に立つ情報とは何か?」、
「学校のWebページで学校やクラス、クラブの紹介をするときに、どのようなことを載せたらいいのか?」

アンケート（教材）

スマートフォンやタブレットなどの利用についてのアンケート

年 組 番 名前（ ）

1 あなたはスマートフォンやタブレット、パソコンなどを使ったことがありますか。

（ ）はい （ ）いいえ

2 あなたは、スマートフォンやタブレット、パソコンなどを使って、どんなことをしていますか。

3 あなたが、今までスマートフォンやタブレットなどを使った時に、どんな「よかったこと・楽しかったこと」、「困ったこと」がありましたか。

よかったこと・楽しかったこと

困ったこと

4 あなたは、Webページに情報じょうほうを掲載けいさいしたことがありますか。 例：ブログ、ホームページ、紹介しょうかい、写真など

（ ）はい （ ）いいえ

5 あなたは、スマートフォンやタブレットの「パスワード」を使っていますか。

（ ）はい （ ）いいえ

ワークシート

せきにん じょうほう
責任ある情報発信について考え、気を付けることを決めよう

年 組 番 名前（ ）

■ ユウカさんは、「どんな気持ち」で友だちのことをWebページに書いたのでしょうか？

■ ユウカさんが、友だちのことをWebページに書いたことで、それぞれの人はどんな気持ちになっているのでしょうか？

○ ケンタさんとミサキさん（書かれた本人）	○ ケンタさんとミサキさん（本人）の家族
○ クラスの友だち（本人やその家族以外）	

■ もし、知らないうちに、あなたのことがWebページに書かれていたらどう思いますか？

■ ユウカさんは、「どのように」または「どんなことを」書いていたらよかったのでしょうか？

せきにん じょうほう
■ 「責任ある情報発信」をするために、あなたがこれから取り組むことを書きましょう。

インターネットの公共性について考えよう

年 組 番 氏名 ()



- ① 自分の考えや写真・動画を、インターネット上（SNS、動画サイト、^{けいじばん}掲示板など）にアップロードしたことはありますか？

() ある

() ない

気をつけていることはありますか？

アップロードするときに気をつけていること



- ② インターネット上にアップロードするよさと心配や危険を話し合ってみましょう！

よさ・利点

心配される点・危険が考えられる点

考えてみよう



ひとしさん達は、駅のホームで帰りの電車を待っていました。電車が来るまでまだ時間がたくさんあったので、安全だと思い、線路に降りたりホームに寝転んだりして騒いでいる動画をスマホで撮影しました。

うまく撮れたので、3人はもっと他の人にも動画を見せたくて、友人だけに公開しているサイトに動画をアップロードしました。

この事例を読んで感じたことや、このあとどんなことが起こっていくと考えられるか、近くの人と話し合ってみましょう。



事例のその後①



同じクラスのさとみさんは、アップロードされている動画が面白かったので、動画をコピーして、SNSで他校の友人に共有しました。

ひとしさん達が「友人だけ」と思って公開した動画は、知らない間にどんどん拡散されていきました。

解説

インターネットも「公共の場」、アップロードする際は、「誰が」「どのように」見るか想像する力が必要

今回の事例は、まず、行為そのものがルールやマナーに反しているものです。また、不適切な内容の情報を拡散することも、望ましい行動とは言えません。インターネットも公共の場であり、様々な考え方や立場の人が利用する場所です。現実の世界と同様に、インターネットの世界でも互いに気持ちよく、安心して過ごすためのルールやマナーは守りましょう。

また、インターネット上に様々なデータをアップすることは、情報を素早く共有できるという良さがある反面、一度アップロードすると情報の回収が非常に困難であるという点にも注意が必要です。今回のように「友人だけに」と思って共有しても、その人がコピーするなどして拡散することは容易ですし、その行為を完全に止めることはできません。

インターネットのよさをうまく生かせるよう、アップロードする先にいる人たちのことを想像できるようにしましょう。

事例のその後②



- * 動画が炎上（ニュースにも取り上げられる）
- * 制服から学校が特定され、名前もさらされることになる
- * 抗議の電話やメッセージが、学校に殺到
- * 本人たちは、「鉄道営業法違反」等の罪で家庭裁判所に送致

（その他の事例）いたずらのつもいで…

- * 動画が炎上（ニュースにも取り上げられる）
- * 免許証の画像も、家族の名前も出回った
- * 「威力業務妨害」と「器物損壊」の罪で逮捕
 - ・ 店側は、入っていたおでんがすべて売り物にならなかった
 - ・ 店側は、おでんのケースを洗浄しなくてはならなくなった

次は、おでん（笑）
熱々でしょうか？！



事例の共通点

- 1 その場のノリや勢いで、動画を投稿している
みなさんは、「面白い」を勘違いしたり、内輪しか見ない（見られない）と思い込んでいませんか？
- 2 社会的責任（民事上・刑事上の責任）を問われている
インターネット上にアップする以前に、そもそも行為そのものがダメなことです！

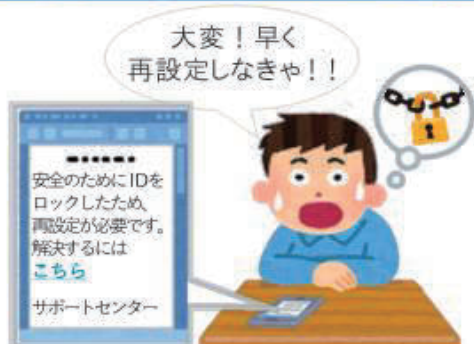
「デジタルタトゥー」と称されるように、情報は半永久的に残ります。

将来の就職などに影響した事例もあります。



メールからの誘導によるフィッシング詐欺被害

IDがロックされたというメールが届き



「アカウント情報確認と再設定のお願い」メールが届いたHくん。よく使うIDなのでロックされたら困ると、慌ててメールにあったリンク先で手続きをしました。

ポイントと個人情報を盗まれてしまった



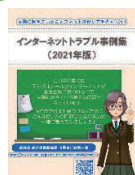
夕食後、アイコンからそのサービスを使おうとしたらアクセス不可。パスワードを再設定してログインすると、貯まっていたポイントが全て使われていました。

【被害事例】

ネットショッピングの業者名で、「システムの安全のためにIDをロックしています。ショッピングを続けるためには、IDの再設定が必要です。」と、ショートメールが届きました。解決するための「こちら」を押すと、IDやパスワード、名前、キャッシュカード情報等の個人情報を再設定するように画面指示があり、入力しました。

後日、キャッシュカード会社から連絡があり、ネットショッピングで数万円の品物を多数購入した形跡があるとの報告と、購入したかどうかの問い合わせがありました。実際は購入していませんでした。

考えてみよう



▶ 学べる！
プチ動画⑦



★ このようなメールが届いたときに、注意したらよいと思うことはどんなことでしょうか？



運営会社をかたり安全確認やセキュリティ問題解消を促すメールは増える一方です。
ウソを見抜き被害を避けるには、何に気をつけ、どんなことを心がければよいでしょう？

A. 疑わしいメールやメッセージ

携帯会社、OS事業者、銀行、ショッピングサイト等の名で届く確認メールは、本物そっくりの入力画面へ誘導し個人情報盗むことも。慌ててアクセスせず、公式サイトで必ず確認！

B.二セの対策アプリへ誘導等

セキュリティ上の問題が生じて、対策アプリのダウンロードが必要だとURLを示し、不正アプリを導入させようとするものも！
遠隔操作ウイルスにより盗撮等の被害に遭った人もいます。

C.不審なポップアップ

画面に出た「当たり」や「警告」のメッセージに不用意にアクセスすると、金銭や個人情報を騙し取られたり、ウイルス感染や機器乗っ取り等の被害に。「無視」も危機管理の1つです。

解説

安全をエサに釣る、巧妙な“フィッシングの仕掛け”に要注意

友人を装ったり興味を引くことを示して詐欺サイトへ誘導するワンクリック詐欺もありますが、**企業や行政機関等**をかたり、**安全性の確保を呼びかけるフィッシング**の仕掛けが増えました。「普段よく利用しているから何かあったら大変！」という人の心理を悪用し、パスワードやカード情報等を盗む手口。メールやメッセージの具体例や対策が各社の公式サイトに掲載されているので、**アクセスの前に確認するか、無視して削除**しましょう。

その他、ファイルを暗号化し解除をネタに金銭を要求する「ランサム(=身代金)ウェア」、盗撮や犯罪に利用するための遠隔操作ウイルス等の被害も発生しています。OSやセキュリティソフトの更新を忘れず安全な利用環境を!

ワンポイント
アドバイス

セキュリティ対策を行うと共に、日ごろから“用心”と“こまめな更新”を心がければ、突然の警告を不審に感じて、冷静な対応ができます。



フィッシングメールの 基本的な対処法

「変だな」「覚えがないな」
と思ったら…

- ① 開かない
- ② クリックしない
- ③ 入力しない
- ④ 返信しない
- ⑤ 無視する

ネット上で迷惑・違法行為を見つけたときや
被害に遭ったときの対処法は？

- ★ まず、保護者に知らせる。
- ★ 学校とかかわりがある場合は必ず教員に知らせる。
- ★ 専門機関に通報・相談する。
- ★ 殺人、爆破、自殺予告など緊急に対応が必要な情報はすぐに警察に通報する。



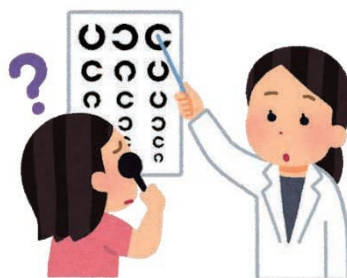
どんなきけんがあるのかな？

パソコンやスマホは、とてもべんりな道具です。でも、つかい^{かた}方をまちがえると、心^{こころ}や体^{からだ}によくないことがおこったり、きけんなことにまきこまれたりすることがあります。正^{ただ}しいつかい^{かた}方をおぼえて、ルールをまもってつかいましょう。

正しくつかえないと・・・



すいみんぶ^{そく}足で、
じゅぎょう^{ちゅう}中もねむくなる



し^{りょく}力がおちて
見えにくくなる



ゲームができないと
イライラする



じょうずにつかうには、どうしたらいいの？

★「けんこう」に気をつけてつかうために、どんなルールがあるとよいかをかんがえよう。

となりのひと
はな
話してみよう



どんなきけんがあるのかな？



いやなものを
み
てしま
み
せられる



かね
お金を
だましとられる



ウイルスにかんせん
→つかえなくなる
かってにきえたり
うごいたりする



こじんじょうほうが
ぬすまれる
→あくようされる

〈せんせいのかいせつ〉

パソコンやスマホはルールをまもってつかわないと、心や体によくないことがおこったり、つかう人があぶないめにあったりします。お家の^{うち}ひとと、パソコンやスマホのつかいかたのルールをつくって、かぞくみんなでももっていきましょう。

■ けんこうのために

- ① 時間をきめて、つかおう。
- ② 30分^{ふん}に1回^{かいきゅう}休けいをしよう。
- ③ せすじをのばして、^が画めんの^{しょう}正めんにすわろう。
- ④ ^{あか}明るいへやでつかおう。

■ あんぜんのために

- ① インターネットをつかう^{とき}時は、できる^{おとな}だけ、大人といっしょにつかおう。
- ② こまったことや、わからないことがあったら、先生^{せんせい}やお家^{うち}の人^{ひと}など、大人^{おとな}にそうだんしよう。

☆お家^{うち}の人^{ひと}と、パソコンやスマホのつかい^{かた}方のルールをきめましょう。

お家の方へ

パソコンやスマホは大変便利なツールの1つです。

しかし、使い方を間違うと、子どもが危険にあってしまう可能性があります。そんなことにならないよう、家族みんなが守れる、使い方のルールを作ってスマホやパソコンを安全に使えるようにしましょう。



学級活動（２）指導案

１ 情報モラル教育に関する指導事項 不適切な情報に出会ったときは、大人に意見を求め、適切に対応する

２ 題材名 「住所や電話番号を教えることは慎重に」 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

３ 題材について

（１）児童の実態（例示のため省略）

（２）題材設定の理由

「個人情報の保護」は情報化社会にとって必要不可欠なスキルである。社会のシステム自体に「個人情報の保護」が保障される仕組みが必要であり、情報化社会を生きる児童１人１人にも自らの個人情報を自分で守るスキルが求められている。そこで本事案を通して個人情報の保護の重要性を知り、さまざまな意見を聞いて個人情報を守るために自分は何に気を付けたらよいのかを考えさせたい。

４ 情報モラル教育に関する資料

ネット社会の歩き方 動画教材 No.11 (Japet&CEC)

「住所や電話番号をおしえるのは慎重に」(2:01)

<http://www2.japet.or.jp/net-walk/anime/movie.html?id=11>

５ 事前の指導

活動の場	児童の活動	指導上の留意点	資料
帰りの会	アンケートに記入する。	学級全体の情報通信機器の所有、利用時間、利用場所、個人情報のやりとりの実態をもとに授業をすること、アンケートの記述内容は個人的にとり上げられることはないことを確認する。	アンケート

６ 本時の流れ

観点	子どもの活動	指導の留意点	資料
導入 (5分) つかむ	１ 事前アンケートの結果を確認する。 ・ 親しい友達には電話番号を教えている。 ・ メールアドレスを交換したことがある。 ２ 本時のめあてを理解する。	○ 普段、スマートフォンやタブレット、ゲーム機などを使っているか、個人情報の取り扱いについて確認し、全体で共有する。	アンケート結果
	こじんじょうほう かんり 個人情報の管理について考えよう		
展開	３ 動画教材の前半（0:00～0:25）を視聴して、その後の展開について予想する。	<導入動画> ツバサくんがカードのプレゼントがほしくて、個人情報を一人で書き込んでいる場面まで視聴する。	ネット社会の歩き方 動画教材 No.11 (2:01)

展開 (30分) やる・見る・感じる	【その後の展開】 - カードが送られてこない。 - 無料と書いてあるが、お金を取られる。 - お金を請求される。 4 動画教材の後半（0:26～1:00）を視聴して、なぜ広告がたくさん届いたり、勧誘の電話がかかってきたりするようになったのかをグループで話し合い、全体で共有する。 【全体での共有】 - プレゼントに応募したから - 個人情報を書き込んだから他の業者に知られた。 5 個人情報がもれることの危険性と個人情報の適切な管理について知る。 - 個人情報を書き込んだり、伝えたりしてしまいそうな時は？ ① プレゼントの応募 ② インターネットにつないだゲームで仲良くなった人 ③ SNSに投稿 ④ ポイントがつくアンケート	○ 登場人物の行動の何が問題か、考えながら視聴するようにする。 ○ シーンを振り返りながら、登場人物の行動の問題点を共有できるようにする。 ○ 動画資料のまとめ（1/2、2/2）を提示し、個人情報とは何かについて考え、またそれが漏れることの危険性、個人情報を書き込むときの注意点について理解できるよう配慮する。 ○ どのようにすれば個人情報を守ることができるか、具体的な場面ごとに班で話し合うことで、自分の課題に合った方法のイメージがもてるようにする。	ワークシート
終末 (10分) 決める	6 個人情報を守るために、どうすればよいか、自分が決めたことを書く。 - 自分の個人情報だけでなく、友達や知り合いの個人情報も勝手に教えない。 - プレゼント応募やアンケートは必ず家の人に相談してから行う。	○ 以下について確認する。 ☆ 個人情報の重要性の理解 ☆ 自分の個人情報はもちろんのこと、他人の個人情報も大事 ☆ 個人情報の保護	ワークシート

7 事後の指導

活動の場	活動内容	指導上の留意点	資料
朝の会 帰りの会 など	- 各家庭で作成した「個人情報を守るために」を発表する。 - 保護者からのコメントを聞く。	○ 家庭等で作成した「個人情報を守るために」を掲示したり、順番に発表したりすることで、取組を共有できるようにする。 ○ 保護者からのコメントを全体で共有し、実践の継続化を図る。	家庭で作成した「個人情報を守るために」アンケート

アンケート（教材）

スマートフォンやタブレットなどの利用^{りよう}についてのアンケート

ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前（ ）

- 1 あなたは、自分のスマートフォンやタブレットなどを^もっていますか。

（ ）はい （ ）いいえ

- 2 あなたは、家族^{かぞく}のスマートフォンやタブレットなどを^{つか}ったことがありますか。

（ ）はい （ ）いいえ

- 3 ^{へいじつ}平日、1日にどれくらいの時間、ネット（^{どうが}動画を見るなど）やゲームをしていますか。

（ ）時間 （ ）分くらい

※ ネット（^{どうが}動画を見るなど）やゲームをしていないひとは「0」と書いてください。

- 4 ^{ともだち}友達に^{でんわばんごう}電話番号や^{じゅうしょ}住所を教えたことはありますか。

（ ）はい （ ）いいえ

- 5 ^{ともだち}友達にたのまれて、^{べつ}別の^{ともだち}友達の^{でんわばんごう}電話番号や^{じゅうしょ}住所を教えたことはありますか。

（ ）はい （ ）いいえ

- 6 プレゼントのおうぼをしたことはありますか。

（ ）はい （ ）いいえ

ワークシート

こじんじょうほう まも
個人情報を守るために

ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前（ ）

- どうが 動画を見て、つぎ 次 の 3 点 について自分のいけん 意見 を書きましょう。

なぜこんなことになってしまったのでしょうか？

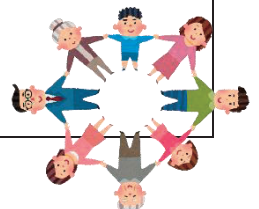
このあと、どうすればよいのでしょうか？

ふよう 不要なダイレクトメールや、しつこいかんゆう の電話をふせくためには、どのようなことに気をうつけ づけばよいのでしょうか？

- こじんじょうほう 個人情報にはどんなものがあるのでしょうか？

- こじんじょうほう 個人情報を守るため、自分がやろうとき 決めたことを書きましょう。

- お家のこじんじょうほう 個人情報を守るために、かぞく 家族でとく 取り組むことを話し合ひましょう。



総合的な学習の時間 学習指導案

1 情報モラル教育に関する指導事項 不適切な情報であるものを認識し対応できる

2 題材名 「Webサイトの情報を上手に活用しよう」

3 授業のねらい

インターネットでの情報収集は簡単に行うことができ、子どもたちも調べ学習等にインターネット検索を使用している。しかし、インターネットの情報社会には誤った情報が存在する場合があります、情報を入手しようとする側が入手のための手順や情報の信憑性を評価する方法を知らなければ、価値ある情報を上手に入手できない。

そこで、絞り込み検索などのWeb検索方法の学習や、情報の出所を識別する方法を学ぶこと、情報の信憑性を考える学習をすることで、情報を吟味することの必要性について考えさせる。

4 使用する資料

ネット社会の歩き方 動画教材 No.1 (Japet&CEC)

「Webサイトの情報を活用しよう」(3:08)

<http://www2.japet.or.jp/net-walk/anime/movie.html?id=1>

5 本時の目標

- Webサイトの情報を活用するときにどんなことに気を付ければよいか考えることができる。
- 検索サイトの使い方やキーワードの指定方法を知り、情報収集の方法を理解することができる。

6 本時の流れ

分	子どもの活動	指導の留意点	資料
導入 5分	1 どのようにWeb検索を行っているのか、また検索していて困ったことはなかったか、発表し合う。 - お気に入り（ブックマーク）から - 検索サイト - リンクボタン	○ インターネットを使って、見たいWebページを探すときはどうしているか、日常生活を振り返って思い出せるようにする。 ○ スマートフォンやタブレット等を使った事例も発表できるようにする。	
展開 35分	2 本時のめあてを確認する。 Webサイトの情報を使うときに気を付けることは何か考えよう 3 動画を途中まで視聴して、どんなことに気付いたのか、グループで話し合いJamboardに書く。 【気付いたこと】 他人が書いたものをWebサイトで見つけて、それをそのまま丸写ししてしまった。	○ 今後、「総合的な学習の時間」等でインターネットを活用する学習をする際に、どのようなことに配慮すれば、Webサイトの情報を正しく使えるのか考えながら視聴することを伝える。 ○ 自分のこれまでの経験を想起させながら、考えることができるように配慮する。	ネット社会の歩き方 動画教材 No.1 (3:08)

	- もう少し、他のものも見ればよかった。 - キーワードを絞り込んで検索していたのがよかった。 4 動画の続き（先生に注意されるシーン）を見て、どのようなことに気を付ければよいのか考える。 【どのようなことに気を付ければよいのか】 - Webで調べた情報が正しいかどうか、書籍でも確認する。 - Webで見つけた情報をそのまま使わない。 - 他人が書いたものは「書き方の参考」にしてもよいが、丸写しはだめ。 5 グループごとに話し合った内容を発表する。 6 残りの動画を視聴し、検索エンジンの使い方、信頼できる情報について知る。	○ なぜ、先生に注意されたのかを考えながらワークシートに書かせる。 ○ これまでの経験も踏まえて、どうしてそう思ったのか理由を付けたりしながら発表させる。 ○ 他人の情報をコピーすることは、正確な情報を得られないだけでなく、著作権法にも触れることを伝える。 ○ 検索エンジンの種類、絞り込み検索などの方法を例示する。 ○ URLに着目させ、go.jpやlg.jpなどの政府や役所関係の統計資料は、信頼性が高いこと、個人の随想的なページは必ずしも正確な情報ではないことを、動画の例を使いながら説明する。	
まとめ 5分	7 ワークシートに振り返りを書く。		

※ 「著作権」については、**法の理解と遵守** ⑧道徳・小学校（高）にも掲載しています。

ワークシート

ウェブ
Webサイトの情報を上手に活用しよう

年 組 番 名前

- 動画を見て、次の視点^{してん}から自分の意見を書きましょう。

○ どんなことに気付きましたか？

○ 最後の場面で2人は先生から注意^{ウエブ}されました。Webサイトを上手に活用するためにはどのようなことに気を付ければよいと思いますか？

- ウェブページを引用する際^{さい}の注意点をまとめましょう。

- 今日の授業^{じゅぎょう}で思ったことや考えたことをまとめてみましょう。

特別の教科 道徳 指導案

- 1 情報モラル教育に関する指導事項 安全性の面から、情報社会の特性を理解する

2 教材名（資料）と主題名

(1) 教材名（資料）

- ・ 私たちの道徳 P.226～ 考えよう情報社会の光と影
- ・ ネット社会の歩き方 動画教材 No.55 (Japet&CEC)
「おもしろ半分の投稿で人生だいなし!？」(3:02)
<http://www2.japet.or.jp/net-walk/anime/movie.html?id=55>
- ・ インターネットトラブル事例集 2021年度版 (総務省)
⑫ 悪ふざけなどの不適切な投稿
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/

(2) 主題名 「自分を律する心」

【節度、節制】中学校A (2)

3 主題設定の理由

電子メールやSNS、アプリなどインターネットを介した情報手段は、コミュニケーションをとる際に便利な道具（機能）である。しかし、顔（姿）が見えないことや手軽さを利用し、面白半分で軽はずみな行為を撮影した写真をネット上に投稿する事例が後を絶たない。また、デジタル機器やインターネット、アプリに関する知識や理解が不足していると、思わぬトラブルを招くことになる。そのため、デジタル機器を利用する自分の安全を守るために、ネットを利用するための知識や理解を深めることを大切にしたい意欲を高める必要があると考える。

ネット上の行為（動画や写真の投稿など）で、自分としては特定の範囲に限られているように感じ（アプリなどの機能を理解し）ていても、他の利用者の扱い方によっては、その範囲はどこまでも広がる可能性があることを、活動範囲・交友関係が広がり、多くが個人用の機器（スマホ）を所有する高校生になる前の中学生の段階で理解しておきたい。また、過激な投稿（書き込み）、不適切な動画やフェイク情報などが、「デジタルタトゥー」としてインターネット上に半永久的に残り、将来の就職などに影響することがあるため、電子メールやSNS、アプリなどを使用する際に、一時の感情に流されず、よく考えて使うことへの意欲を高めなくてはならない。

4 情報モラル教育に関する指導の観点

インターネット上のコミュニケーションも現実の延長線上にあることに気付き、インターネット上でも責任ある言動に努めること、節度ある利用（インターネット上のコミュニケーション）の仕方について考えることができる。

5 本時の流れ

	活動内容	指導上の留意点	資料
導入 (10分)	1 インターネットを介したコミュニケーションの利点を考える。 ○ どんなことにインターネット（スマホやタブレットなど）を使っていますか。 A 連絡、会話、<u>発信（文字、写真、動画）</u> B 情報収集、調べもの、勉強 C 動画視聴、ゲーム、SNSサーチ、暇つぶし	○ アプリ名などが挙げられた場合も、内容（使い方）を確認して、活動内容のA・B・Cなどに分類することで、インターネットを介する利点として捉えられるようにする。	私たちの道徳 P.226 ワークシート
展開 (30分)	2 <u>情報発信に注目し</u>、懸念される問題について考える。 ○ SNSや動画投稿サイトなどの利用で、不安や心配なことは何ですか。 ・ すぐに反応しないといけない ・ 既読スルーされる ・ 文字だけで、真意がわからない ・ 文字だけで、うまく伝わっているか ・ 人間関係が広がり過ぎる（会ったことのない人も多く参加している） ・ （インスタ）ライブを誰も見てくれない 3 動画を途中（0:00～1:38）まで視聴し、問題点について考える。 ◎ このようなことになったのは、どうしてでしょうか？ ・ ウケると思って写真をアップした ・ いたずら（悪ふざけ）の写真を撮った ・ 「面白い＝いたずら」と思っていた 4 動画の続き（1:38～2:02）を視聴し、将来へも影響することを知る。	○ 情報発信に利用しているサイトやアプリ、その利用状況について掘り下げる。 ○ バイトテロと呼ばれる状況であること、都市部だけのことではないこと（高知県でも発生している）を知らせ、ネットを介した行為についても自己責任であり、身近なこととして考えられるようにする。 ○ お騒がせ系 YouTuber の事例を取り上げることで、デジタルタトゥーについて理解を深める。（自分が投稿しなくても、他の人から個人情報を投稿されることもある）	ワークシート ネット社会の歩き方動画教材 No.55（3:02） ワークシート インターネットトラブル事例集 ⑫
終末 (10分)	5 インターネットを介して情報発信する際に、大事にしたいことを振り返る。 ○ SNSや動画投稿サイトなどを利用する（情報を発信する）ときに、大事にしたいことは何ですか？ ・ ネットは世界中とつながっていることを意識して使う（アップしたら消えない） ・ 責任ある行動を心がける（自分たちのおもしろいを、みんながおもしろいと思うとは限らない） ・ 日常生活でダメなことは、ネット上でもダメなので、よく考えて利用する	○ いくつかの振り返り（意見）を発表してもらうことで、表現できていない生徒が振り返ることができるようにする。 ○ 最後に、動画の解説（2:02～3:02）を視聴することで、振り返りの内容を協調し、実践する意欲を高める。	ワークシート ネット社会の歩き方動画教材 No.55（3:02）

ワークシート

インターネット上の情報発信について考えよう

_____ 年 _____ 組 _____ 番 氏名 (_____)

- ^{ふだん}普段、あなたはどのような事にインターネットを使っていますか？

- SNSや動画投稿^{とうこう}サイトなどの利用で、不安や心配なことは何ですか？

- 動画を見て、問題点について考えてみよう

- SNSや動画投稿^{とうこう}サイトなどを利用する（情報を発信する）ときに、大事にしたいことは何ですか？



ネットでの取引で気を付けたいこと

新品・未使用の服だから購入したのに



ずっと探していた服をフリマサイトで見つけたJさんは、**商品タグがついている写真と“新品・未使用”という記載を見て、サイズ等も確認して申込みました。**

状態が悪い品が届き、返品もできない



商品が届き受取処理をしたものの、中身を確認したところ、すれた跡や黄ばみがあり、タグも見当たらず。**返品相談をしましたが、応じてもらえません。**



「フリマアプリ」とは…

スマホ等を使い、ユーザー同士で身の回りのものを売買できるフリーマーケット・アプリのサービスです。

販売者は不要な商品の写真を掲載して、自分で価格を設定して出品します。購入者は、商品を安価で購入できる場合が多くあります。しかし、ネットオークションと同じように、多くは知らない個人ユーザーの間での取引であり、さまざまなトラブルが起きる場合があります。

トラブルを回避して、フリマアプリを便利に活用するためには、どのようなことに注意すればいいのでしょうか。

考えてみよう

うえのようなトラブルを回避するには、どんなことに気を付けたいのでしょうか？

豊富な商品と低価格で多くの人に使われているフリマを利用する上で、どんな注意が必要ですか？

A. 説明や写真をうのみにしない

「目立つ汚れなし」となっている、それは出品者の主観。人の感覚に差があることを悪用する人もいます。欲しいものを見つけても、購入前に**慌てずじっくり判断**することが大切です。

B. 優れたサービスを利用する

納得のいく商品が届いたことを確認・連絡後に代金が支払われる『エスクローサービス』や、名前・住所不要で配送できる『匿名配送』を使いましょう。**代金の節約よりも“安全”を!!**

フリマサービスの取引の流れ



解説

個人間取引も多いフリマやオークションは、より一層の注意を！

お金を払ったのに品物が届かない、ニセモノが届いたなどの被害だけでなく、「商品の状態が説明や写真と違っていた」「譲り受けたチケットで入場を拒否された」等、**個人間取引だからこそ生じがちな取引上の勘違いや情報不足によるトラブルも多発**していることから、購入前の慎重な判断は不可欠です。

また、盗んだもの、転売禁止となっているチケットや限定品等の売買、お酒やタバコの購入など、**“してはいけないこと”を隠れて行うケースもあり、保護者の見守りが欠かせない状況**です。
(なお、オンラインショッピング、オークション、フリマサービス等の利用には保護者の同意が必要です。)

ワンポイント
アドバイス

ショッピングサイト、フリマ、オークションには、魅力的な商品がいっぱい。
情報に振り回されず、情報を冷静に見極めることが重要です。

※取引等で困ったことが起きたときは、一人で悩まず、[消費者ホットライン☎188](#)に相談することも、消費者として大切な行動です。

購入するときに注意したいこと

- 取引のルールや購入希望の商品説明等を十分に確認するとともに、少しでも気になるところがあれば出品者に質問し、自分が納得してから購入手続きをしましょう。また、商品の購入前には必ず出品者情報や評価を確認しましょう。
- フリマアプリでの売買は、購入者がサービス運営会社に代金を先払いする「エスクローサービス」が一般的です。購入者は商品を受け取って確認し、問題がなければ「受取通知」を出します。その後、運営会社が出品者に代金を支払う仕組みです。
- 購入者は受取商品の状態をしっかりと確認してから、「受取通知」を送りましょう。商品が届かなかった、商品が破損していた、購入した物と違う商品が届いたなどのトラブルが起こった場合に、返金されなくなってしまうので、注意しましょう。
- 出品者に宅配便などの配達記録を追跡できる方法で発送してもらい、発送を確認することもトラブルを防ぐために大切です。もしトラブルが起きたら、運営会社にすぐに連絡しましょう。

出品するときに注意したいこと

- 運営会社が定める利用規約をしっかりと確認し、ルールを守るようにしましょう。商品についての説明や情報は正しく記載することが大切です。汚れや破損などの情報を隠して出品することは、トラブルになる可能性があります。
- 配送事故などで、購入者から「商品が届かない、破損していた」などの連絡が来たときに証拠となるように発送前に商品の写真を撮っておき、配送も配達記録を追跡できる方法を選びましょう。購入の場合と同じように、もしトラブルが起きたら、運営会社にすぐに連絡しましょう。
- 相手から「悪い評価」をされた場合、その仕返しとして、相手にも「悪い評価」をするようなことはしないようにしましょう。ルール違反となります。

引用：インターネットトラブル事例集 2021年度版 総務省
参考：戸田市情報モラル学習サイト情報モラルスクール 戸田市教育委員会

だいじょうぶ?!こじんじょうほうの入力

わあ！プレゼント？！
おうぼしなくっちゃ！



スマホを^み見ていて、お^き気に入りのゲームの^{あた}新しいバージョン
をプレゼントしてくれるコーナーを^み見つけたよしこさんは、

「わあ！これはぜったいおうぼしなくっちゃ！！」

と、おうぼコーナーによしこさんの「^{なまえ}名前」、「じゅうしょ」、
「^{でんわばん}電話番ごう」をかいて、はりきってそうしんしました。

すると・・・



いつもだれかが、わたしについてきてる。
こわい。なんで？！

かんがえてみよう

★ どうして、よしこさんはだれかにつけられるようになったのでしょうか？

となりのひと
話してみよう



〈せんせいのかいせつ〉

無料のアプリやサービスは、安全なものばかりではありません。名前や住所など「個人に関する情報」の入力を求められたときは、お家の人にならず相談しましょう。

〈お家の方へ〉

個人情報へのアクセス許可や入力欄には要注意！

アプリやサービスを利用登録するときなどに、個人に関する情報を求められることもあります。なかには必要ない情報を入力させる悪質なものもあるので要注意。氏名や住所、年齢、性別、メールアドレスなどが無断で二次使用されたり、業者に売られたりするリスクもあります。新しいアプリやサービスを利用する際は、必ず保護者が安全性を確認し、公式ストアを利用しましょう。

また、ダウンロード時に表示される「このアプリにアクセス許可するもの」を確認し、そのアプリに不要な情報へのアクセス許可を求めているなど、少しでも不安があるときはダウンロードを中止するのが賢明です。

☆ お家の人と「こじんじょうほう」について話してみよう。



健康に気を付けて使えていますか？

さとしさんは、2学期に入ってから、宿題をわすれてくることが多くなりました。



また、いつもつかれている様子で、授業に集中できないことがふえてきました。



気になったたんにんの先生が、お家の人に、さとしさんの夏休みの様子を聞いてみると、スマホでの友達とのやりとりが楽しくて、夜おそくまでスマホを使う毎日だったことがわかってきました。



かんがえてみよう

★ さとしさんは、どのようなスマホの使い方をしていたのでしょうか。

また、その使い方は健康や生活リズムにどのようなえいきょうがあったのでしょうか？

となりの人と
話してみましょう



話し合ってみよう



健康^{けんこう}に気^つを付けて、スマホ^{つか}を使うには、どんなルールがあるとよいですか？
また、決めたルール^きを守るために、どんな工夫^{くふう}ができそうですか？

〈先生の解説〉

A.ルールを作ってみる

上手にトークを終わらせるのが難しいと悩む子供はいっぱい。終わりの言葉を決める、〇時までと決めるなど、自分たちで話し合っ^てルールをつくと、コントロールしやすいようです。

B.睡眠について調べてみる

体の成長を促すだけでなく、体調を整えたり、疲労回復にも不可欠な「成長ホルモン」。睡眠との間にはどんな関係があるのか、調べてみると気づくことがたくさんあるはずです。

C.時間の使い方を見直してみる

宿題、食事、入浴 etc...帰宅後はやることだらけ。習い事や塾もバラバラで遅い時間しか話せないのなら、早めに寝て“朝活トーク”をするのも一案。目も頭もさえるのでお勧めです。

〈お家の人へ〉

家族みんなで守るルール、次のことも忘れないで

- 約束が守れたらしっかりと褒める。
- 完全に守れなくても、以前より頑張れたら励ます。
- 決めたルールは、学年が変わるタイミングなどで見直す。
- もしも守れなかったら、どうするかをきちんと決めておく。
- 保護者も、兄姉も、みんなで守って子どものお手本になる。



学級活動（２）指導案

１ 情報モラル教育に関する指導事項 健康のために利用時間や約束を守る

２ 題材名 「携帯型ゲーム機に夢中になると」
ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

３ 題材について

（１）児童の実態（例示のため省略）

（２）題材設定の理由

児童が日常的に利用している携帯型ゲーム機を保護者は単なるゲーム機としてしかとらえていないことが多いが、携帯型ゲーム機はネットワーク機能を持ち、様々な人とネットを通してつながることが可能である。児童の中には夢中になってしまって、健康を害して日常生活もままならない状況もあり、夢中になりすぎないようにするためには家の人との約束をして使っていく必要がある。この題材を通して、ゲームとの上手な付き合い方を考えるきっかけとしたい。

また、友達との関わり方については、日頃の生活と同じように、相手を考えることが大切である。そして、ネット依存を防ぐためには、家の人と約束をしていく必要性を感じ取らせることが重要である。今後、インターネットの適切な利用につなげていくために、相手意識とともに、節度をもって携帯型ゲーム機やスマホゲームを楽しむ態度を育てる。

４ 情報モラル教育に関する使用する資料

ネット社会の歩き方 動画教材 №60 （Japet & CEC）

「ケータイゲーム機に夢中になると」（2:58）

<http://www2.japet.or.jp/net-walk/anime/movie.html?id=60>

５ 事前の指導

活動の場	児童の活動	指導上の留意点	資料
帰りの会	この１週間でゲームに使った時間をアンケートに記入する。	○ この１週間で児童がゲームに使った時間を把握し、曜日ごとの平均値などでグラフ化しておく。 ○ アンケートの記述内容は個人的にとり上げられることはないことを確認する。	アンケート

６ 本時の流れ

観点	子どもの活動	指導の留意点	資料
導入（５分） つかむ	１ 事前アンケートの結果を確認する。 ・ アンケート結果を見て、学級の間がどれだけの時間をゲームに割いているのか、確認する。	○ 学級のみんなのゲームに割いた時間を確認し、全体で共有する。 ○ 家の人との約束の有無、それを守っているかを振り返る。	アンケート結果
	２ 本時のめあてを理解する。 オンラインゲームとの上手な^{しょうず}付き合い方を考えよう		

展開 (30分) ねむね・取組内容	3 動画教材(0:00～2:00)を視聴して、ストーリーを把握し、ハルキさんの行動からどうすればよかったのかを考える。 (1) ワークシートに自分の考えを書く。 (2) グループで話し合い、まとめる。 ・ 気になったこと ・ 考えられる居眠りの原因 ・ なぜゲームを止められなかったのか ・ どうすれば居眠りをしなかったか 4 動画教材の続き(2:01～2:58)を視聴して自分自身がネットゲームをするときの上手な付き合い方を考える。 (1) グループで話し合い、まとめる。 (2) グループでまとめたものを発表し、考えを共有する。 (3) 全体で意見交流する。	＜動画＞ハルキさんは携帯型ゲーム機で遊んでいるが、どうしても攻略できないので、「攻略掲示板」に書き込みをした。間もなく攻略方法と他のヒントをもらって、ハルキさんはますます夢中になった。お母さんとのゲームの約束を守れなかったハルキさんは次の日、授業中に居眠りをしてしまった。 ○ 誰でも陥る可能性があるということ、そうなってしまった場合は周りの人の助けが必要だということを認識できるようにする。 ○ オンラインゲームは、最初は誰でも簡単に始められるが、課金しやすい状況や不適切な情報に触れやすい状況、次第に止められなくなる状況等の危険性があることを認識させる。 ○ 「ゲームを続けたい」という気持ちにブレーキをかけたものが、お家の人との約束やルールであることに気付かせる。 ○ お家の人と約束をすることは、必要なことであることに気付くよう、配慮する。	ネット社会の歩き方 動画教材 No.60 (2:58) ワークシート
終末 (10分) 決める	5 オンラインゲームで遊ぶ時に、自分を守るために自分がやろうと決めたことを書く。 ・ 家族で決めたルールを守る。 ・ 課金するときの家族の許可。 ・ ゲームの前に宿題や家事手伝いをする。 ・ 生活リズムの見直しをする。	○ 実際に自分が取り組むと決めたことをワークシートに書かせる。 ○ オンラインゲームを日常的にしていけない児童については、他のゲームやテレビ視聴などについて考えることができるようにする。 ○ 決めた内容について、保護者と共有できるよう促すと共に、学級通信で学習内容について周知する。	ワークシート

7 事後の指導

活動の場	活動内容	指導上の留意点	資料
朝の会 帰りの会 など	・ 各家庭で作成した「オンラインゲームをするときのルール」を発表する。 ・ 保護者からのコメントを聞く。	○ 家庭等で作成した「オンラインゲームをするときのルール」を掲示したり、順番に発表したりすることで、取組を共有できるようにする。 ○ 保護者からのコメントを全体で共有し、実践の継続化を図る。	家庭で作成した「ルール」 アンケート

アンケート（教材）

オンラインゲームについてのアンケート

ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前（ ）

1 あなたは、スマホや携帯型ゲーム機などで、オンラインゲームをしていますか。

（ ）はい （ ）いいえ

2 「はい」と答えた人は、この1週間で、オンラインゲームに使った時間をまとめてみましょう。

月	火	水	木	金	土	日	合計
分	分	分	分	分	分	分	分

3 あなたの家では、オンラインゲームをする時のルールはありますか？

（ ）はい （ ）いいえ

4 3のしつ問で「はい」と答えた人にしつ問です。どんなルールですか？ 下に書きましょう。

・

・

・

5 1のしつ問で「いいえ」と答えた人にしつ問です。オンラインではないゲームなどはどれくらいしますか？また、家で決めているルールは何かありますか？ あれば、下に書きましょう。

6 オンラインゲームなどをついついやりすぎてしまい、こまったことや「しまったなあ～」と思ったことはありますか？ あれば、その内ようを書いてください。

ワークシート

オンラインゲームと上手に付き合うために

ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前（ ）

■ なぜハルキさんはオンラインゲームをやめられなくなったのでしょうか？

1	気になったことはどんなこと？
2	いねむりをしてしまったのは、なぜだろう。
3	ゲームをやめられなかったのは、なぜだろう。
4	どうすれば、いねむりしなかったのだろう。

■ オンラインゲームをする時、自分を守るためにあなたは何をしますか？

じぶん 自分で決めたことを書きましょう。

--

スマホ利用、自分をコントロールする力をつけよう！

友人とのトークが連日深夜まで続き



メッセージアプリで友人とのやり取り(トーク)をするのが大好きなAさん。話を終わらせるタイミングがわからず、夜遅くまでスマホを使う毎日でした。

遅刻や居眠りをするようになってしまった



朝起きるのがつらくなり、眠たくて授業にも集中できなくなりました。体調や成績にも影響が出ているのですが、友人とのトークはやめられません。

ほかにもないかな？



ついつい使いすぎるときは？

- ★ ゲーム（オンラインゲーム）
- ★ 動画や SNS を見る
- ★ 友達とのメッセージ交かん
- ★ アニメや芸能人のサイトなどを見る
- ★ アプリを使った写真や動画の加工 など

考えてみよう

スマホの使い過ぎや、ゲームのし過ぎは、どのような影響があると思いますか？

生活や健康への影響

学習や学校生活への影響

〈先生の解説〉

解説

長時間になりがちな利用を、どうコントロールするかが課題

オンライン学習の機会も増え、学びに、連絡に、趣味や娯楽に、スマホ等デジタル機器のある生活が当たり前になりつつあります。オンラインゲームをしたりネット動画を見たり、テレビ番組をスマホで見たり、スマホを使う時間は増える一方です。また、常にSNSのメッセージが気になり、何事にも集中できなくなる子もいます。

自分をコントロールできずスマホが手放せなくなると、日常生活に支障をきたすだけでなく、健康面でもマイナスです。適切な使い方ができるよう、親子で利用のルールを話し合い、保護者が利用状況を把握するよう心がけましょう。学校行事や受験など「いざ！」というときに後悔しないよう、スマホ利用を自制する力を育てましょう。

ワンポイント
アドバイス

時間の長さよりも、何にどれくらい使っているかが重要。使い方を見直しやアプリごとの時間制限など、時間管理機能※を上手に活用しましょう。

※利用時間設定（ペアレンタルコントロール機能）で、スマホやアプリ等が利用できる時間（長さ）や時間帯を設定することができます。



自分の使い方を確認して、自分のめあてを決めよう！

例を参考に、自分が何にどれくらいの時間を使っているか、書き出してみよう。

（例）



（自分）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

自分のめあて

〈保護者の方へ〉

互いのルールを尊重できるよう、サポートをお願いします

- よくやり取りをする友達の家庭など、決めているルールを互いに知っておくと、メッセージ交換をやめるタイミングなどが図りやすくなります。
- ご家庭同士でルールを揃えることも有効です。

5年〇組で話し合っ
て、学級のルールを考
えてみようよ！

それ、いいね！



学級活動（２）指導案

- 1 情報モラル教育に関する指導事項 健康を害するような行動を自制する
- 2 題材名 「オンラインゲームにのめり込むと」 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成
- 3 題材について
 （１）児童の実態（例示のため省略）
 （２）題材設定の理由
 持ち運びが可能な自分専用の端末として利用の場と時を広げるスマホや携帯型ゲーム機の普及によりいつでもどこでもゲームができるようになった。そのため、ネット依存に陥る子どもが増えてきている。
 本時では、オンラインゲームの仕組みを知るとともに、ネット依存の危険に気付き、家族でルールを話し合っゲームの時間を自分でコントロールすることの大切さを理解させる。
- 4 情報モラル教育に関する資料
 ネット社会の歩き方 動画教材 No.70 (Japet&CEC)
 「ネットゲームにのめり込むと」(3:49)
<http://www2.japet.or.jp/net-walk/anime/movie.html?id=70>

5 事前の指導

活動の場	活動内容	指導上の留意点	資料
帰りの会	この１週間でゲームに使った時間をアンケートに記入する。	個人を特定せず、学級全体にまとめたデータを活用することを確認することで、正確に書くことを促す。	アンケート

6 本時の流れ

観点	子どもの活動	指導の留意点	資料
導入 (5分) つかむ	1 事前アンケートの結果を確認する。 2 本時のめあてを理解する。 ネット依存^{いそん}にならないために、できることを考えよう	○ 学級全体として捉えられるように、曜日ごとや項目ごとの平均値などでグラフ化しておく。 ○ 「ネット依存」という言葉の意味について押さえる。	アンケート結果
展開 (30分) わかる・見つける	3 動画(0:00～2:05)を視聴し、主人公が「なぜ、オンラインゲームをやめられなかったのか」について考える。	○ ネット依存に陥った要因を考えながら、視聴することを確認する。 <動画> ケンタさんは、日常生活が充実していない。そんな時にオンラインゲームと出会い、ネットの世界に自分の居場所を見出し、のめり込んでいく。ゲーム中心の生活になり、とうとう朝起きられなくなる。(学校に行けなくなる、不健康になる)	ネット社会の歩き方 動画教材 No.70 (3:49) ワークシート

展開 (30分) ねむね・見つけね	○ 「どうしてこんなことになってしまったのでしょうか」「なぜオンラインゲームをやめられなくなったのでしょうか」 ・ 勉強もスポーツもできなくて、ほめてもらったことがなかった ・ 楽しいことが、(日常)生活になかった ・ やればやるだけうまくなった ・ ネットの仲間がほめてくれた ・ 無料だが、やればやるほど止められなくなるゲームの仕組みを知らずにやり始めた ・ 家にゲームを止める人がいなかった(夜中までやってしまった) 4 動画の続き(2:05～3:30)を視聴し、ゲームをやめられるようにするために、できることを考える。 ・ 家で、スマホやゲーム機、パソコンを使うときのルールを作って、守るようにする ・ 寝る時間を決めて、寝る部屋にはスマホやゲーム機を持ち込まない(よく寝る) ・ ゲーム以外の好きなことを探す(増やす) ・ ゲームはゲームと割り切る(はまるようになっていないことを意識する) 5 動画の続き(3:30～3:49)を視聴し、ネット依存の危険性について知る。	○ ゲームにのめり込んでいった主人公の状況について、考えられるよう配慮する。 ○ オンラインゲームの仕組み、家族との関係やルールの有無等についても、考えられるよう配慮する。 ・ オンラインゲームは、最初はだれでも簡単に始められるが、次第に止められなくなるように作られていることを確認する。(仲間ができるのと抜け難い、始めは無料でも課金機能もある) ・ 誰でも陥る可能性があるということ、そうならないためにも、そうなってしまった場合でも、周りの人の助けが必要だということを認識できるようにする。 ・ 家族や友達との実体験を交流することで、ゲーム以外にも楽しいことがあることに気付けるようにする。 ○ ネット依存の傾向が強い場合は、専門的な施設や医療機関に相談することも大切であることを伝える。 ○ 読み上げることで、全員で共有し、確認できるようにする。	ネット社会の歩き方 動画教材 No.70 (3:49) ワークシート ネット社会の歩き方 動画教材 No.70 (3:49)
終末 (10分) 決める	6 ネット依存にならないために、どうすればよいか考え、自分ができる・やろうと思うことを書く。 ・ 家族でルールを決める(寝る時間、勉強の時間、トイレには持ち込まない、やりながら話をしない) ・ 時間が分かるように時計をおく ・ 家族との関わり(会話)を大切ににする ・ ゲーム以外の時間をつくる(外で遊ぶ、運動する) ・ 友達とリアルでほめ合う(友達のいいところを伝えたい)	○ 自分の利用状況に応じて、実際に取り組むと決めたことをワークシートに書くようにする。 ○ 帰宅後に、保護者に「ネット依存」について伝え、ワークシートの裏面に保護者のコメントをもらうことや、ゲームをするときのルールを決めて、ワークシートに書いてくることを確認する。	ワークシート

7 事後の指導

活動の場	活動内容	指導上の留意点	資料
朝の会 帰りの会 など	・ 各家庭で決めた「オンラインゲームをするときのルール」を発表する。 ・ 保護者からのコメントを聞く。	○ 家庭等で決めた「オンラインゲームをするときのルール」を掲示したり、順番に発表したりすることで、取組を共有できるようにする。 ○ 保護者からのコメントを全体で共有し、実践の継続化を図る。	ワークシート 学級(学年)通信

アンケート（教材）

ゲームについてのアンケート

年 組 番 名前（ ）

- 1 あなたは、スマホやゲーム機、テレビ、パソコンを使ったゲームをしますか。
- A 以前からずっとしている。 B 以前はしていたが、今はしていない。
- C 以前からずっとしていない。 D 以前はしていなかったが、今はしている。

- 2 この1週間で、放課後から翌朝までの時間の使い道をまとめてみましょう。

	月	火	水	木	金	土	日	合計
ゲーム や動画 ※1	分	分	分	分	分	分	分	時間 分
運動や 習い事 ※2	分	分	分	分	分	分	分	時間 分
勉強 ※3	分	分	分	分	分	分	分	時間 分
睡眠 ※4	分	分	分	分	分	分	分	時間 分
他※4	分	分	分	分	分	分	分	時間 分

※1 ゲームはスマホやゲーム機、テレビ・パソコンを使うもの、動画はスマホやパソコン、テレビで視聴するもの

※2 運動は、サッカー少年団の練習などのスポーツ以外に、友達と体を動かして遊ぶことも含めます

※3 勉強は、学校の宿題、自主学習、塾での学習など

※4 他は、食事や風呂、トイレ、家族との時間など

- 3 1の質問で「B」と答えた人に質問です。なぜ、今はゲームをしていないのですか？

ワークシート

ネット^{いそん}依存にならないためには、どうしたらよいのだろう

_____ 年 _____ 組 _____ 番 名前（ _____ ）

■ ケンタさんは、なぜオンラインゲームをやめられなかったのでしょうか？

■ ゲームをやめられるようにするために、できることは何でしょうか？

■ これから、自分でやっていこう（できる）と思うことを書きましょう。

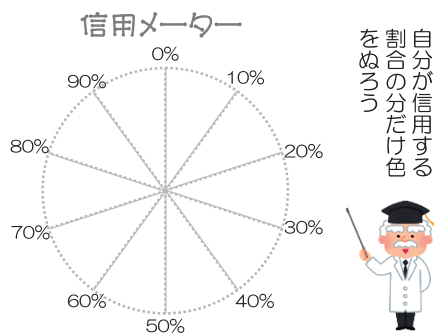
□ 家族と話し合ったこと（オンラインゲームをするときのルール）を書きましょう。

情報の信頼性について考えよう

年 組 番 氏名 ()

- ① 情報を集めたいときや、何かを調べようというとき、どんな方法で調べることができますか？
 思いつくだけ、下の枠に書き出してみよう。
 また、書き出した方法の中で、普段よく使う方法に○を付けよう。

- ② インターネットで調べた情報は、どれくらい信用できそうですか？
 「信用メーター」に自分が信用する割合を「%」で示し、理由を書きましょう。



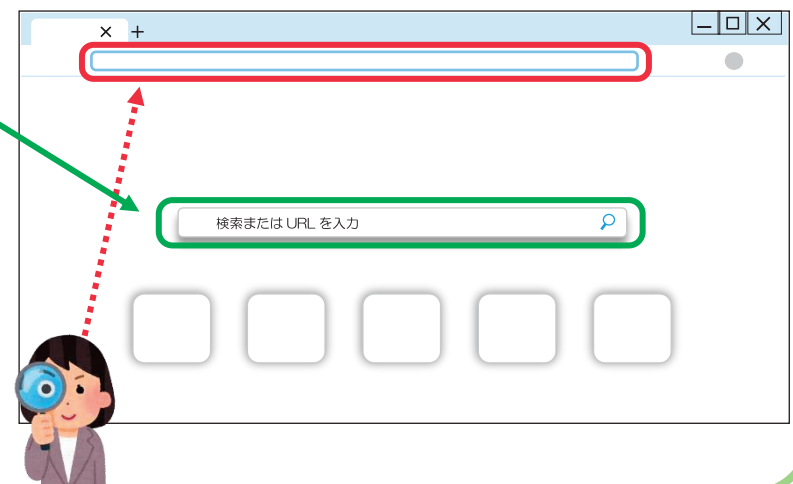
理由

- ③ インターネットで調べるよさと問題点について、近くの人と話し合ってみよう。

検索エンジンとは？

Yahoo（ヤフー）や Google（グーグル）など、調べたいキーワードを入力することで、ネット上にある情報から、関連する情報を選んで示してくれるものです。

インターネットブラウザ
 (Internet Explorer、Google Chrome など) のアドレスを入力する場所に検索したい言葉を入れて Enter キーを押しても探すことができます。



<先生の解説>

使う人ごとに得られる情報が異なる！

情報の偏りを知り、冷静に判断することが、ネット利活用の新常識に

表示されるのは使い手に合わせて選ばれた情報

興味のあるニュースを読んだり、気になるワードで検索したり……ネットを使えば使うほど個人の趣味嗜好に合った情報・報道・コメントが目立つようにカスタマイズされていきます。

インターネット上のサービスの多くは、個人の使い方等に合わせて、動画サービスのオススメやWEBサイトに表示される広告等だけでなく、**ニュースや検索結果なども人それぞれで異なる仕組みになっています**。そのため、自分のスマホがどんどん使いやすくなる一方、**無関心なことや自分と違う意見は見えづらくなるという欠点**もあります。

「確かな」「不確かな」「本当の」「間違っ」「ウソの」「悪意の」等々、ありとあらゆる情報が入り混じった中から使い方や感覚に合ったものが表示されるので、騒ぎを起こすことが目的で発信されたデマが多数表示されることもあるかもしれません。**目にした情報をうのみにせず、単に数の多さで判断せず、多角的に確認することが重要**です。

☑ 他の情報と比べてみる

ネット検索し、複数の情報を読み比べましょう。
本や新聞など、ネット以外で調べるのもお勧めです。

☑ 情報の発信元を確かめる

発信元が明らかであっても、信頼できる人なのか、
信頼できるWebサイトなのかを確認しましょう。

☑ その情報はいつ頃書かれたものか確かめる

元の情報が古いものだった場合、現在とは状況が
異なるかもしれないので、注意しましょう。

☑ 一次情報を確かめる

その情報が引用や伝聞だった場合は、元になった
オリジナルの情報源を探して確かめてみましょう。

確認方法



同じ言葉で検索を行っても、個別のニーズに合いそうな情報がそれぞれ表示される

SNSでの再投稿・拡散の際も気をつけたい！

そもそも私たちには、自分が信じたいものを信じ、大勢の人が選ぶものを選ぶ、という特徴があります。また、時流に乗っている報道記事や望んでいる情報であれば、すんなり受け入れてしまう傾向もあります。

さらにSNSには、「エコーチェンバー」「フィルターバブル」と呼ばれる現象が生じ、**得られる情報が偏ったり、同種の主張ばかりを目にする結果、判断が偏向する可能性があること**をしっかりと理解する必要があります。

エコー
チェンバー

自分の周りに似たような考え
の人ばかりが集まってしまう

フィルター
バブル

自分の好みや見たい情報以外が
自動的に隠れてしまう

自分と似た意見や知り合いからの情報を信用したい気持ちは誰もが持っていますが、たとえその情報が自分に都合が良くても悪くても、そのまま受け入れて一喜一憂しないこと。**安易な再投稿や拡散はやめて、一旦立ち止まって冷静に判断**しましょう。**閲覧履歴を定期的に見直したり削除したりする**のも一案。**狭い範囲の情報に振り回されないよう、普段から多様な情報に接することが大切**です。



じがど ひかい 自画撮り被害に気を付けよう！

引用・参照：総務省「インターネットトラブル事例集（2021 年版）」

同性のステキな友達だと信じていたのに

好きなアーティストの話題で意気投合した同じ年のRさんと直接やり取りを始めたSさん。やがて、誰にも言えない秘密も打ち明けられる仲になりました。

写真を送ったら態度が急変、脅迫された

Rさんの写真が届き、嫌われたくなくて自分の写真を返信した途端、写真付きで秘密をネットに拡散されたくなければ裸の写真を送れと脅されました。

近年、SNSで知り合った人や知り合いなどから、同世代を装ってだまされたり、脅されたりして、他人に見られると恥ずかしい写真を要求され、送信してしまうという被害がたくさん起こっています。送信した写真をさらに脅しの材料にされたり、インターネット上に拡散されたりしてしまう危険性があり、事件につながっています。そのような状況にならないよう、「自画撮り写真」の危険性について学びましょう。

啓発動画も視聴してみよう

再現ドラマ 「自画撮り被害が増加！SNS 上の出会いに要注意！！」

<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16428.html>

出典：内閣府《政府インターネットテレビ》

考えてみよう

- ★ 個人情報や写真・動画の悪用、脅しなどの被害から、自分や家族、友だちを守るためには、どのようなことに注意すればよいと思いますか？



優しい言葉で信用させて入手した個人情報や写真を悪用したり、「ネットにばら撒く」「学校に知らせる」などと脅したりする。こんな被害にあわないために、できることは？

A. 裸の画像は送らない

一度、ネット上に流出した画像は、全てを回収・削除することはできません。また、友達などに裸の写真を送信させたり、裸の写真を他の人に転送したりすることは「犯罪」※です。

B. 情報の組み合わせに注意

フォロー相手や友達との会話から名前や学校名が知られてしまうと、顔写真でも脅しのネタになる可能性が！ネットだけの知り合いに、秘密や内緒ごとを打ち明けるのはとても危険です。

C. 深みにはまってしまいう前に

SNSのやり取りでは、ウソの書き込みや写真の偽装ができるので、目に見える情報を簡単に信用しないこと。一度送ってしまえば取り戻せないことを忘れずに、困ったら迷わず大人に相談を！

解説

言葉巧みに近づく人を見える情報だけで判断するのは不可能

政府インターネットテレビでは、実際の事件を基にしたドラマ仕立ての動画を公開しています。悪意ある大人の巧妙な手口を、動画で疑似体験できますので、ぜひ参考にしてください。

自画撮り被害児童のほとんどは中高生。仲良くなりたいと思わせて個人情報を聞き出し、写真を送らせて脅す手口の一部始終を、じっくり考えながら視聴し、時間をかけて真剣に話し合ってみましょう。



ワンポイントアドバイス

「自分だけは大丈夫」と思って注意を怠ることが一番危険！
”直接”写真をやり取りしない＆秘密を話さない。これが安全の鍵です。

※児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反。

心がけ次第で明暗が分かれる“見せる”“つながる”

人は、自分に都合が悪いことから目を背けがち！だから「カメラ＋ネット」もその危険を過小評価せず、さまざまなところに目を向けて考えながら発信することを心がけましょう。



家族や友人・知人の範囲を超えた“不特定多数”に写真や動画を見せれば、傷つけたり誰かに傷つけられたり、トラブルや犯罪に巻き込まれたりする可能性も生じます。楽しく有効に使いたいと思うなら、起こりうる危険にも向き合って！

- 自発** 注目されたくて行うルール違反、危険行為、迷惑行為
- 他発** 写ったモノ・場所・文字によって身元が知られる可能性
- 他発** 公開した写真・動画の悪用やねつ造、誹謗中傷の可能性

この建物目覚めが…あそこだ！



小さくてもスゴイ!! カメラの性能の飛躍的向上に要注意

「ピースサインの指紋」まで判別できるようになった現在のデジタルカメラ。スマホのカメラ機能も負けてはいません。「瞳に映った景色」を地図情報の風景写真と照合、近くで待ち伏せして後をつけ自宅マンションを突き止め、投稿動画に写った室内の様子などから部屋の位置まで割り出したというストーカー事件もあったほどです。きれい、カワイイ、珍しい等々、写真や動画“映え(ばえ)”しそうだと思ったら、すぐに撮影したくなってしまふ人もいますが、それをネットで公開した瞬間、恐ろしいトラブルの扉が開いてしまうかもしれません。撮影や編集の技術と共に、公開して大丈夫か、悪用されないか、想像する力を身につけましょう。

あの大羊の着ぐるみきてるー

動画撮りたい

撮っていいよ！アップしちゃって全然いいよー



これであの子アカウントがわかるかも！

学級活動（２）指導案

１ 情報モラル教育に関する指導事項 パスワードの認証の重要性を理解し、正しく利用できる

２ 題材名 「～パスワード～自分の大切なものを守る『鍵』」
ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の育成

３ 題材について

（１）児童の実態（例示のため省略）

（２）題材設定の理由

インターネットを利用することは、児童の生活の一部となっており、気軽にインターネットを使うことが当たり前となっている。このような状況において、自分の個人情報を守るという意識が薄れてしまうことがある。本題材を通して、自分や友達の名前や連絡先も大切な個人情報であることに気付かせたい。

また、個人情報を守る大切さと、「パスワード」は個人情報を守るための鍵であるということを理解し、安全にインターネットを利用するためにはどうしたらよいかを考え、決めたことを実践しようとする態度を育てる。

４ 情報モラル教育に関する資料

ネット社会の歩き方 動画教材 No.97 (Japet&CEC)

「～パスワード～自分の大切なものを守る『鍵』」(7:07)

<http://www2.japet.or.jp/net-walk/anime/movie.html?id=97>

５ 事前の指導

活動の場	児童の活動	指導上の留意点	資料
帰りの会	・ アンケートに記入する。	○ 学級全体の情報通信機器の所有、その使い方の実態をもとに授業をすること、アンケートの記述内容は個人的にとり上げられることはないことを確認する。	アンケート

６ 本時の流れ

観点	子どもの活動	指導上の留意点	資料
導入 (5分) つかむ	1 事前アンケートの結果を知る。 ・ スマートフォンやタブレットの利用状況や目的 ・ パスワードの認知や利用 ・ パスワードを使ってよかったことや困ったこと 等について確認する。	○ 事前アンケートの結果を知らせ、自分たちのスマホやタブレットの使い方を知ることによって問題意識を高めることにつなげる。 ○ スマートフォンやインターネットを使うことのデメリットだけでなく、メリットの視点からも機器の使い方を振り返らせる。	アンケート結果
	2 本時のめあてを理解する。 パスワードの役割^{やくわり}について考え、自分が気を付けることを決めよう		

展開 (30分) ねむね・見つけ方	3 動画教材の前半（「ふくろうクイズ」0:00～1:42まで）を視聴し、スマートフォンやタブレットに入っていて、とられたら困るものについて考え、全体交流する。 【とられたら困るもの】 ・ 個人情報 ・ お金 ・ 友達の情報 4 もし、パスワードを知られてしまったらどうなるかを考える。 【もしパスワードを知られてしまったら・・・】 ・ お金が盗られてしまう ・ 勝手に買い物をされる ・ スマホに入っていたみんなの電話番号が勝手に使われる 5 動画教材の続き（「どうしてこうなってしまったのでしょうか」1:43～5:14まで）を視聴して、主人公のサトシさんがなぜトラブルに巻き込まれたのか、原因を考える。 【なぜトラブルに巻き込まれたのか】 ・ ゲームのレベルを簡単に上げようとしたから ・ パスワードを教えてしまったから ・ 相手がサトシさんのパスワードを勝手に変えてしまったから 6 動画教材の続き（「解説部分」5:15～6:52）を視聴し、安全なパスワードの作り方について知る。また、スマートフォンやタブレットを安全に使うためにどのようなルールを作ると良いか、班で話し合う。	＜導入動画＞ ユウさんが鍵をかけていた自転車が盗られたことをきっかけとして、ふくろう先生がスマートフォンやタブレットでも同じことが起こる可能性があることから、「みんなで考えてみよう」と呼びかけ、クイズをする。 ○ 動画を途中で停止し、クイズの答えを考えた後に、全体交流を図る。 ○ パスワードについて簡単に説明する。 ○ 連絡先などの個人情報は、パスワードによって守られていることを知る。もし、パスワードが知られてしまったらどうなるかを考えさせ、児童の問題意識を高める。 ＜動画の続き＞ サトシさんがネットゲームで「なかなか強くならない」と悩んでいると、チャットフレンドが「僕が強くしてあげようか？」と声をかけてきた。 ○ サトシさんがゲームのレベルを上げたいと思い、トラブルに直面したことについて考えることで、児童自身の経験を振り返らせ、トラブルに巻き込まれた原因を考えさせる。 ○ 児童の現状により、動画の補助説明を行う。	2015年版 「ネット社会の歩き方改定版」 (Japet&CEC) No.97 ワークシート
終末 (10分) 決める	7 自分の情報を守り、スマートフォンやタブレットを安全に使うために、自分のルール（マイルール）を考えてワークシートにまとめる。（時間があれば、グループで意見交流する。） 8 学習の振り返り 今日の学習から個人情報を守るために考えた「我が家のルール」の案を書く。	○ 話し合ったことを参考に、自分の課題にあったルールを考えるよう助言する。 ○ 以下について確認する。 ☆ 個人情報の重要性と保護方法 ☆ 自分の個人情報と同様に、他人の個人情報も大事であること ○ 友達の意見や今日の学習で学んだことを参考に、「我が家のルール」の案を記入し、家庭で保護者と話し合っ、ルールを決めることを確認する。	ワークシート

7 事後の指導

活動の場	活動内容	指導上の留意点	資料
朝の会 帰りの会 など	・ 家庭で作成した「スマートフォンやタブレットを使用するときのルール」を発表する。 ・ 保護者からのコメントを聞く。	○ 家庭で作成した「スマートフォンやタブレットを使用するときのルール」を掲示するなど、学級で交流することで取組を共有できるようにする。 ○ 保護者からのコメントを全体で共有し、実践の継続化を図る。	家庭で作成した「ルール」アンケート

アンケート（教材）

スマートフォンやタブレットなどの利用^{りよう}についてのアンケート

ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前（ ）

1 あなたはスマートフォンやタブレットなどを使^{つか}ったことがありますか。

（ ）はい （ ）いいえ

2 あなたは、何をするためにスマートフォンやタブレットなどを使^{つか}っていますか。

--

3 あなたは、スマートフォンやタブレットなどを使^{つか}った時に、どんな「よかったこと・楽しかったこと」、「こまったこと」がありましたか。

【よかったこと・楽しかったこと】

【こまったこと】

4 あなたは、スマートフォンやタブレットの「パスワード」について知っていますか。

（ ）はい （ ）いいえ

5 あなたは、スマートフォンやタブレットの「パスワード」を使^{つか}っていますか。

（ ）はい （ ）いいえ

ワークシート

パスワードの役割^{やくわり}についてみんなで考えよう

ねん 年 くみ 組 ばん 番 なまえ 名前（ ）

- ^{どうが}動画を見て、次の3点について自分の意見を書きましょう。

○ スマホやタブレットに入っていて、取られたり見られたりしたらこまるものは何でしょうか？

○ パスワードの^{やく}わりはどんなことでしょうか？

○ パスワードが知られてしまったら、どんなことが^お起こるでしょうか？

- サトシさんは、どうしてこうなってしまったのでしょうか？

- ^{あんぜん}安全にスマートフォンやタブレットを使うために、自分のルールを決めて下^{した}に書きましょう。

- ^{あんぜん}安全にスマートフォンやタブレットを使うために、お家の人と話し合^あって、^{かぞく}家族で取り組む「わが家のルール」を決めましょう。

保護者のみなさまへ

子どもにスマートフォンやタブレットを使わせる時に気をつけて欲しいこと

【家庭でのルールづくり】

- スマートフォンやタブレットを使うときの約束は、家庭で話し合って事前に決めておきましょう。

【個人情報を守るためのパスワード】

- パスワードは、電話番号や誕生日など、簡単に想像できるようなものにならないようにしましょう。
- 保護者も自分のパスワードを安易に子どもに教えないようにしましょう。

【スマホやタブレットの利用】

- オンラインゲームなどで、子どもたちがスマートフォンやタブレットをどのように利用しているのかを把握しましょう。
- オンラインゲームなどで課金する場合は、クレジット情報などを端末に記憶させることは避けましょう。
- 子どものスマートフォンやタブレットの利用履歴などは、大人が定期的に確認しましょう。



☆ 本日、スマートフォンやタブレットの「パスワードの役割」について学習し、子どもたちは「安全にスマートフォンやタブレットを使うためのルール」を一人一人決めました。

☆ ご家庭でも、家族みんなが安全にスマートフォンやタブレットを使うためにどうしたらよいのかを話し合い、「家族のルール」「〇〇家のルール」などを決めましょう。

【参考】授業でつかったアニメーション（7分7秒）

<http://www2.japet.or.jp/net-walk/anime/movie.html?id=97>

学級活動（２）指導案

１ 情報モラル教育に関する指導事項 不正使用や不正アクセスされないようにインターネットを利用できる

２ 題材名 「無料につられたら」 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成

３ 題材について

（１）児童の実態（例示のため省略）

（２）題材設定の理由

インターネット上では、無料をうたったサービスが多く存在している。インターネットを利用する児童は無料の範囲の制限を超えてしまったり、条件をよく確認しないまま、利用したりして無料だと思っていたのに課金してしまった等のトラブルに見舞われている。この授業を通して、児童には「なぜ無料なのか」を分かったうえで、一歩立ち止まって考え、納得してサービスを利用できる態度を育てたい。無料サイトはさまざまな形式のものがあるが、ここでは「一部無料」「広告付きで無料」の事例をあげ、その事例を通して、仕組みを理解させる。

４ 情報モラル教育に関する資料

ネット社会の歩き方 動画教材 No.47 (Japet&CEC)

「傷つくようなメッセージが友達から来たら」(3:29)

<http://www2.japet.or.jp/net-walk/anime/movie.html?id=57>

５ 事前の指導

活動の場	児童の活動	指導上の留意点	資料
帰りの会	アンケートに記入する。	学級全体の情報通信機器の所有、その使い方の実態をもとに授業をすること、アンケートの記述内容は個人的にとり上げられることはないことを確認する。	アンケート

６ 本時の流れ

観点	子どもの活動	指導の留意点	資料
導入 (5分) つかむ	１ 身近な無料サービスの例をあげる。 ・ スーパーでの試飲、試食 ・ 無料ゲーム ・ 無料動画 ・ 無料アプリ	○ 身近に、無料サービスはたくさんあり、宣伝などによってそのサービスが提供されていることを確認する。	アンケート結果
	２ 事前アンケートの結果を確認する。 ・ スマートフォンやタブレットを使う人が多い。 ・ スマートフォンやタブレットをどのような目的で利用しているか確認する。 ・ 無料サービスのサイトをどのくらい使っているか確認する。	○ 学級のスマートフォンやタブレットの使用状況、無料サービスの利用状況を知らせることで問題意識を高める。	
	３ 本時のめあてを理解する。 むりょう 無料サイトの意味を考えて、自分が気を付けることを決めよう。		

展開 (30分) ゆるゆる・見つける	4 動画教材（「あなたは無料の意味が分かりますか？」まで 0:00～1:35）を視聴し、ストーリーを確認する。 ※違法サイト：テレビ番組、映画、ライブ映像、音楽、書籍などの著作物を許可なく公開またはアップロードしているサイト。違法だと知りながらそれらのサイトで動画等の著作物をダウンロードした場合でも違法となる。 5 動画教材から無料の仕組みについて考える。 ・ 一部分だけ無料 ・ 広告付きで無料 6 カナさんが「広告は良い」と考えた理由について考える。 ・ 広告も役に立つ場合がある。 ・ 迷惑な広告もある。 ・ 嫌だったら、止めたらいい。 7 動画教材の続き（「無料の意味」・「解説部分」1:35～）を視聴し、安全に無料サイトを使う（もしくは使わない）ために、どのようなことが大切かグループで話し合う。	<動画> 無料で音楽をダウンロードできるサイトを見つけたカナさんとサヤカさん。だけど進んでいくと、有料の所に行っちゃって……。別の「全曲無料」のサイトではメールアドレスを登録するよう指示がありました。 ○ 違法サイトは法律違反であることを確認し、実際にダウンロードやアップロードするときには、保護者に相談することを伝える。 ○ 他にも、一定の期間だけ無料など、様々な形式があり、「宣伝のために無料」など「無料であることにも理由がある」ことや、「無料・プレゼント」という名目で個人情報を得ようとする場合もあることを知らせる。 ○ カナさんが規約をよく読んでいることを押さえる。 ○ 規約を読むことの重要性を伝えるとともに、規約の理解が難しい場合には「利用をやめる」「保護者に相談する」ことを伝える。 ○ 少しでも不安を感じた場合は、大人に相談することを確認する。	ネット社会の歩き方 動画教材 No.47（3:29） ワークシート
終末 (10分) 決める	8 これからどのように無料サイトを使っていくのか（もしくは使わない）、自分のルールを決める。 ・ 有料になる場合も考えておく。 ・ 違法になる場合を知って、利用しない。 ・ 利用の判断が難しいときは、保護者に相談する。 9 学習の振り返り ・ 今日の学習から安全に無料サイトを使うために考えた「我が家のルール」の案を書く。	○ グループで話し合ったことをもとに、自分の課題にあった方法を決めるよう助言する。 ○ 以下について確認する。 ☆ 利用規約をきちんと読む。 ☆ 違法サイトには入らない。 ☆ 無料サイトであっても、使うときにはお家の人に相談する。 ○ 友達の意見や今日の学習で学んだことを参考、「我が家のルール」の案を記入し、家庭で保護者と話し合っ、ルールを決めることを確認する。	ワークシート

7 事後の指導

活動の場	活動内容	指導上の留意点	資料
朝の会 帰りの会 など	・ 家庭で作成した「我が家のルール」を発表する。 ・ 保護者からのコメントを発表する。	○ 家庭等で作成した「無料サイトを使うときのルール」を掲示したり、順番に発表したりすることで、取組を共有できるようにする。 ○ 保護者からのコメントを全体で共有し、実践の継続化を図る。	家庭で作成した「ルール」 アンケート

アンケート（教材）

スマートフォンやタブレットなどの利用についてのアンケート

_____年 _____組 _____番 名前（ _____ ）

1 あなたはスマートフォンやタブレットなどを使ったことがありますか。

（ _____ ）はい （ _____ ）いいえ

2 あなたは、何をするためにスマートフォンやタブレットなどを使っていますか。

--

3 あなたは、無料サイトを使ったことがありますか。

（ _____ ）はい （ _____ ）いいえ

4 無料サイトを使ったことがある人に質問です。
（しつもん）

何の無料サイトを使ったことがありますか。

--

5 無料サイトを使ったことがある人に質問です。

無料サイトを使って、困こまったことは何かありましたか？あれば書いてください。

--

ワークシート

無料サイトについてみんなで考えよう

_____年 _____組 _____番 名前（ _____ ）

■ 動画を見て、自分の意見を書きましょう。

○ 音楽サイトは、なぜ無料なのでしょう？

■ どうしてカナさんは「^{こうこく}広告は良い」と考えたのでしょうか？

■ 安全に無料サイトを使う（もしくは使わない）ために、自分のルールを考えてみましょう。

■ 安全に無料サイトを使う（もしくは使わない）ために、お家の人と話し合っ、家族で取り組む「^{わがや}我が家のルール」を決めましょう。

インターネットのセキュリティについて考えよう

年 組 番 氏名 ()

- ① パソコンやスマホなどでインターネットを利用しているときに、個人情報を守る方法には、どのようなものがありますか？知っている方法を書き出してみましょう。



- ② 次の使い方を見て、どのようなトラブルが起こる可能性があるか、考えてみましょう。

占いアプリで趣味嗜好を入力し



いつも読んでいる情報サイトに掲載されていた無料の占いにアクセスしてみたGさん。生年月日や趣味嗜好を答えると、占いの結果が表示されました。

おいしい情報をシェアするつもりが



よく行くショッピングタウンでお気に入りのお店を見つけたPさん。親しい人たちに教えてあげようと、位置情報オフで撮影した写真を投稿しました。

パスワード不要の無料Wi-Fiスポットで



Iくんは、パスワードもいらず無料でネットに接続できる場所を近所に発見。家の電波が不安定なので、よくその場所に行ってネットをしていました。

起こりそうなトラブルについて、近くの人と話し合ってみましょう



＜先生の解説＞ インターネットを利用しているときに、個人情報を守るには…

- ★ サイト上では、むやみに個人情報を入力しない（占い、〇〇診断 など）
- ★ 個人が特定されるような出来事を入力したり、撮影場所がわかるような写真や動画を掲載したりしない。（間接的な情報でも個人の特定につながります。）
- ★ 暗証番号（パスワード）の設定
 - ・ 長くする、他のパスワードと同じものを使用しない
 - ・ 定期的に変更する
 - ・ 通信の暗号化を利用する
- ・ 個人情報（住所や電話番号、学校、ID とパスワードなど）をパスワードに使用しない



事例のその後

入力した個人情報の意図しない二次利用

占いアプリで趣味嗜好を入力し

大量の迷惑メールが届くようになった



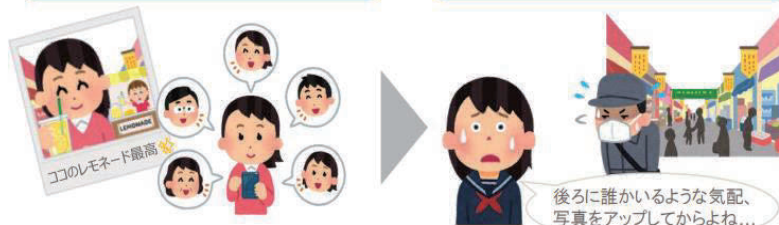
メルマガやサイトの運営会社が信用できても、広告の内容が信用できるとは限らない！入力した情報が、無断で二次利用されたり、業者に売られたりするリスクもあります。

ダウンロード時に表示される「このアプリにアクセス許可するもの」を確認し、そのアプリに不要な情報へのアクセスを求めているなど、**少しでも不安がある時は、ダウンロードを中止**するのが賢明です。

投稿から個人が特定されたことによる被害

おいしい情報をシェアするつもりが

知らない人に付きまとわれるようになった



カメラの性能が高まっていることで、位置情報をオフにしているにもかかわらず、**背景の電柱や看板の文字が読めたり、瞳に映ったものが見えたりして、住所や地域が特定される可能性**があります。また、指紋が判別される可能性も高まっています。

公開範囲を限定しているからといって、安易に個人情報を書き込まないことが大切です。スクリーンショットやデータ保存などされていて、自分の知らないところで勝手に使われるかもしれません。

悪意あるWi-Fiスポットを利用したことによる情報流出

パスワード不要の無料Wi-Fiスポットで

通信内容が盗み見られてしまった



無料（フリー）Wi-Fi スポットは誰にでも設置が可能です。名称の設定も可能なので、個人が有名企業の名称を表示することもできてしまいます。**Wi-Fi は自動接続にせず、信用（名称、鍵マーク、Wi-Fi ステッカーなど）を確認してから接続するようにしましょう。**また、デバイス名が本名だと、接続時に名前が知られます。設定を見直しましょう。

Wi-Fi スポットは、緊急災害時に役立つので、身近にある安全なスポットを確認しておくといいですよ！



フリーWi-Fiに気を付けよう！

インターネット機器を無線でインターネットに接続する技術のことをWi-Fi（ワイファイ）といいます。誰でも無料でWi-Fiを利用できる「フリーWi-Fi」のサービスを提供されている場所が増えています。「フリーWi-Fi」は、外出先でも気軽にインターネットを利用できるため、便利な面もありますが危険性もあります。



「フリーWi-Fi」は、空港や駅をはじめ、商業施設、カフェ、ファストフード店、病院、コンビニエンスストアなどでも提供されています。これらの場所で、インターネット機器のWi-Fi機能をオンにすると、接続できるWi-Fiサービスが自動的に検索されます。そこに接続すれば、インターネットが使えるという仕組みです。（ただし、メールアドレスを登録したり、店内でパスワードを教えてもらったりしないと、「フリーWi-Fi」を利用できない場合もあります。）

パスワード不要の無料Wi-Fiスポットで



くんは、パスワードもいらず無料でネットに接続できる場所を近所に発見。家の電波が不安定なので、よくその場所に行ってネットをしていました。

通信内容が盗み見られてしまった



そのWi-Fiスポットは、他人の情報を盗むために悪意で設置されたものでした。くんの通信内容は、ずっと盗み見られていたのです。

「フリーWi-Fi」の利用の危険性

「フリーWi-Fi」のセキュリティレベルは様々です。セキュリティ対策が不十分な場合もあり、利用時に次のような被害を受ける可能性があります。

- 閲覧サイトの履歴やメールの内容、サービス利用時のパスワード等の通信内容を盗み見られる。
- 不正サイトに誘導されてウイルスに感染し、ネット機器に保存している連絡先や、個人情報、写真・動画などをコピーされ悪用される。

話してみよう

フリーWi-Fiを使ったことはありますか？
また、被害にあわないために、気を付けていることはありますか？



Wi-Fiが自由に使える場所が増えていますが、ネットを使いたいという人の思いを利用した悪質なWi-Fiスポットもあります。安全に使うために気をつけたいことは？

A. 悪質なWi-Fiスポットも存在

悪意を持った者がWi-Fiスポットを設置することもあります。新しくWi-Fiスポットに接続するときは、誰が提供しているのか、接続先の名称や鍵マークは正しいかを確認するようにしましょう。

B. 通信内容の保護を

個人情報等を入力するときは、通信を途中で盗み見されないようにするために、ブラウザ上に鍵マークが表示されるか、URLが「https」からはじまっているかを確認しましょう。

C. いざ！という時のために

緊急災害時、携帯電話会社の電波が使えなくなることもあります。通学路や自宅近くで安全なWi-Fiを提供している場所をいくつか知っておけば、命をつなぐことに役立ちます。

解説

ラッキー！が一転、個人情報の流出や悪用の恐れもある

スマホは、携帯電話事業者の回線(3G/4G/LTE/5Gなど)だけでなく、Wi-Fiスポットを使ってネットに接続することができます。でも、自宅に無線LAN環境が作れるように、Wi-Fiスポットは誰にでも設置できます。名称、鍵マークやWi-Fiステッカー※等でどのようなWi-Fiスポットなのかを落ち着いて確認しましょう。

出先でパスワード不要の無料Wi-Fiを探す人もいますが、**通信傍受やID・パスワードなどを盗むために設置する人もいる**ことを思い出して！Wi-Fi設定が自動接続だと悪意のWi-Fiスポットにつながる危険が、スマホのデバイス名が本名だと接続時に名前が知られてしまう危険があるので、設定を見直すことも大切です。

ワンポイント アドバイス

Wi-Fiスポットの中には、悪質なものと安全性の低いものがあることも。外出先で利用するなら、提供者や通信内容の保護を必ずチェック！

※公共施設や店舗等に貼ってある、Wi-Fiが使えることを示すステッカー。緊急災害時にも役立つので、身近なWi-Fiスポットを調べてみましょう。



危険性を減らすための対策は、他にもありますか？

★ インターネット機器にセキュリティソフトを導入するなどの対策をする。

★ 「フリーWi-Fi」を利用するときは、個人情報の入力が必要なページ・アプリは使わない。

★ 提供元が確認できない「フリーWi-Fi」を使わない。

★ 知らない間に提供元不明の「フリーWi-Fi」に接続してしまうことを防ぐため、Wi-Fi を使わないときはインターネット機器のWi-Fi機能を「オフ」にしておく。



動画も参考にしよう！



学べる！
プチ動画8



第3章 実践の充実・発展

1 指導のためのQ&A～学級活動について～



Q1. 情報モラル教育は、学級活動(1)～(3)のうち、どの内容で扱えばいいですか？

A1. 学級活動の内容のうち、主に学級活動(2)で扱うことが考えられます。



学級活動(2)の内容項目については、下の表のとおりです。

学級活動(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全	
小学校	中学校
ア 基本的な生活習慣の形成	ア 自他の個性の理解と尊重、よりよい人間関係の形成
イ よりよい人間関係の形成	イ 男女相互の理解と協力
ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成	ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応
エ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成	エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
	オ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

題材例 SNSで嫌な思いをしない・させないために大切なこと

小学校の学級活動(2)の内容項目イや中学校の学級活動(2)の内容項目アで、SNS上での書き込みやコメント等に関して、児童生徒が嫌な思いをしない・させないようにするために、大切なことを自分自身が考え、個々の目標を意思決定するなどの活動が考えられます。こうした意思決定や、それに基づく実践は、いじめの未然防止にもつながります。

小学校の学級活動(2)の内容項目ウでは、心身の健康・安全を守っていくために、スマートフォン等の使用時間や使用する時間帯などについて児童自身が考え、自分に必要なルールを意思決定する等の活動が考えられます。

中学校の学級活動(2)の内容項目エでは、インターネットの利用に伴う危険性や弊害などに関する題材を設定し、全体としての問題(現状)から生徒自身が、今後どのように利用していくのか意思決定する等の活動が考えられます。



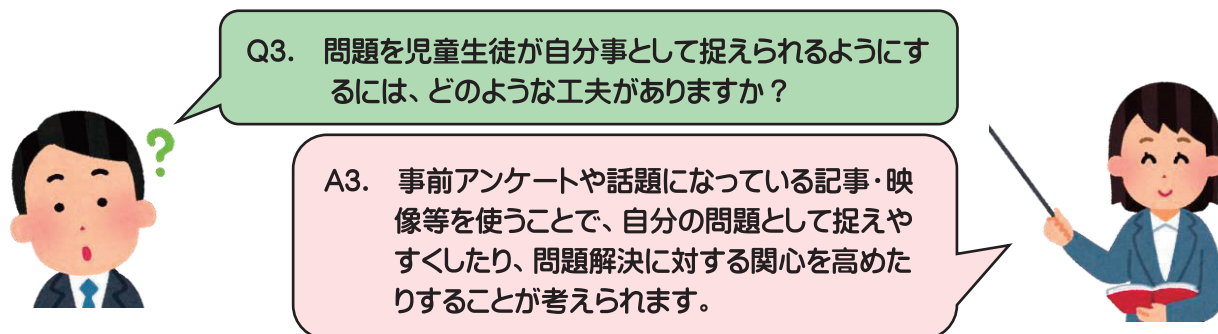
Q2. 学級活動(2)の授業で扱う際のポイントは何ですか？

A2. 児童生徒が、自分に応じた目標を意思決定できるようにすることです。



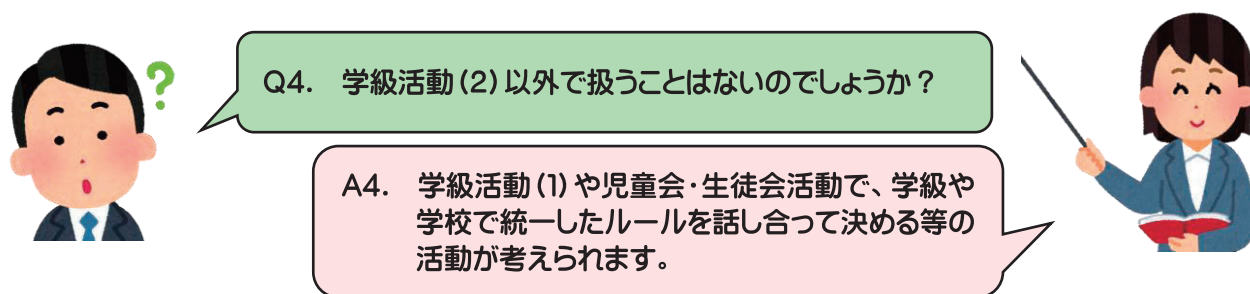
そのためには、教員や保護者など、大人が問題だと捉えていることについて、児童生徒自身が問題意識をもてるようにすることが大切です。

教員は、児童生徒に対して話し合いを生かして自分に合った解決方法を意思決定するように助言したり、意思決定したことをその後の一定期間（あらかじめ決めておく）で実践できるよう、支援したり励ましたりします。そして、一人一人の児童生徒の意思決定（工夫する点、努力する点）に沿って、どこまで達成できたかを認める・伝えることが大切です。こうした教師との関わりを通して、児童生徒が達成感や充実感を味わい、自己有用感を育んでいく、ということを意識しましょう。



事前アンケートでは、児童生徒にスマートフォンの所持やインターネットを使える環境の有無、それらの使用時間、あるいは使用する中で嫌な思いをした経験などを書いてもらいます。こうしたアンケートの結果を授業で提示することで、「自分と同じような状況の人（思いをしている人）がいる」とか、「自分の書き込みで嫌な思いをした人がいるかもしれない」といった問題意識をもたせることができると考えられます。

また、スマートフォン等を所持していない児童生徒に対しては、話題になっている記事やニュースを見せるなどの工夫によって、今までにインターネットへの書き込みを見た経験などを思い起こしたり、今後、自分がSNSを使う時のことを想像したりするなどの思考を促すことができると考えられます。



児童生徒から「学級全体で考えたい」などといった要望があった場合は、学級活動（１）で扱い、学級会で話し合って、統一したルールをつくる（合意形成）などの活動も考えられます。同様に、児童会や生徒会の活動として、学校全体のルールや約束事をつくっていくこともできます。こういった活動は、教員の適切な指導のもと、児童生徒の共通の問題として取り上げ、協力して実践するという学習過程であり、学級活動（２）の一人一人の意思決定に基づく実践を行う学習過程との違いに留意する必要があります。

一口に情報モラル教育といっても、その内容や扱いは様々です。年間の学級活動の中でも、扱う方法や内容に重なりが出ないようにしなくてはなりません。そうすることで、より多くの場面で情報モラルに関して考える機会を与えることができ、情報モラルの多面性や多様性に気付くよう促していくことができます。また、学年間や他教科等でも情報モラルの扱い方や内容に重なりが出ないように、教員同士で話し合い、カリキュラムマネジメントの充実を図ることが大切です。

2 児童生徒が発信する ～他校種や地域への啓発・支援～

情報機器の進化、インターネット環境の発展により、自宅に整備する家庭やフリーW i - F i を設置している施設も増えています。また、大人だけでなく子どもにとっても、スマートフォンやタブレットによってインターネットを利用することが、日常化しているといえるでしょう。

新しくて便利なものへの適応・順応は大人よりも子どもが早く、保護者や家族が子どもの利用状況、内容についていけていないことも問題として挙げられます。そのため、トラブルに巻き込まれないための情報教育・情報モラル教育の取組は、学校だけでなく家庭や地域と一緒に進めるとともに、大人の理解も向上することが重要となります。

(1) 児童生徒の学びを家庭や地域につなげる ～大人の知識や意識の向上～

児童生徒に対して、情報モラル教育を実施する。
※利用上のルール、ネットトラブルの予防・対処法など。

家庭に対して、利用実態調査（アンケート）を行う。
※家庭からのフィードバックを得る。

家庭や地域の大人に対して、フィードバックの報告を兼ねた情報モラルの講演会などを実施する。

家庭や地域の大人に対する取組を学校が行うことで、第2章1・2のように、フィルタリングなどの「ペアレンタルコントロール※」についての理解を深化すること、「インターネットの利用」や「携帯電話の使用」のルールを各家庭で考える機会（きっかけ）につなげてもらうことが大切です。
※親が子どもの利用環境を管理すること、またその機能のこと（フィルタリングを含む）

(2) 児童生徒によるインターネットトラブル防止に関する取組例

① 校種間連携：SNSを通じた犯罪被害の低年齢化に対する取組

ボランティアの高校生や大学生が、「サイバー防犯の出前授業（警察主催）」において中学生向けに講師を行う。

期待される効果



- ・講習の受講者にとっては、年齢の近い高校生や大学生から話を聞くことで、より身近な問題として受け止められる
- ・ボランティア参加者の理解が深まる

取組に加えることができそうなこと

保護者にも参加してもらう。



- ・フィルタリング機能について理解がされる
- ・フィルタリング設定の利用を促すことができ、被害に遭う可能性を低める

② 中高生向け：ネット犯罪に巻き込まれないための啓発活動

高校生が、駅や停留所で中高生にチラシを配布

「ネットでの出会いは危険です」

「簡単に人の話にのらない」
「簡単に、個人情報を
伝えない・さらさないで」



(3) 児童生徒が地域に貢献する取組を考える

児童生徒同士の間での発信や啓発以外に、情報の発信者、情報社会への参画者として、地域（高齢者など）に対してデジタル機器やネットの利点や注意点を発信すること【行事でのプレゼン発表やチラシ・ポスターの配布など】や、機器の使用方法をレクチャーする機会（訪問）などを企画することが考えられるのではないのでしょうか。各校・校区・地域の実情に応じて、取組を進めていきましょう。

3 児童会・生徒会による活動 ～ネットフォーラムより～

高知県では、平成 26 年から令和元年までの 6 年間、県内の児童会・生徒会の代表者が実行委員となり、県内のすべての児童会・生徒会の代表者が集まっての児童会・生徒会交流サミットや集会を企画し、いじめやインターネットの問題解決に向けた取組の交流を進めてきました。

その中で、SNS を使ったネット上でのトラブルを減少させるための取組として、児童生徒や P T A が中心となったネットの適切な利用についてのルールづくり等が進められてきました。しかし、個々の家庭生活においてルールが十分に守られているかの確認や、学校や家庭・地域において、未然防止の取組を継続していくことの課題も見られました。

平成 27 年には、インターネットという環境の中で、今何が起きているのか、なぜいじめが起ころのかなど、さまざまな問題について県全体を巻き込んで取り組んでいくために、実行委員会の児童生徒を中心として、『ネット問題』を子どもと大人で考える県民フォーラム」が開催されました。そのときの実行委員会の取組をご紹介します。



【実行委員会で話し合った内容】

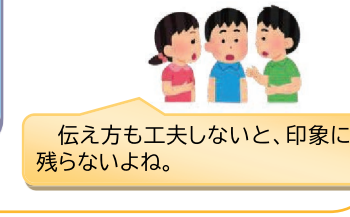
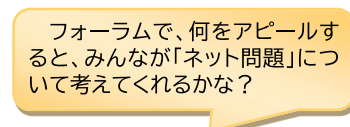
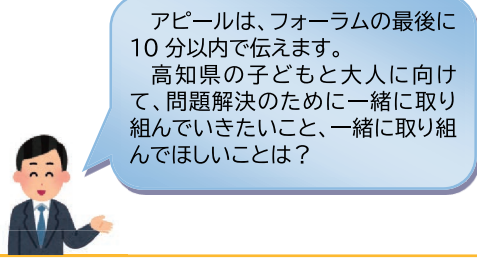
第 1 回…ネット利用の問題を確認しよう

第 2 回…問題解決のためにできること、大人にしてもらいたいことを考えよう

第 3 回…フォーラムで何をするか決めよう

＝☆ ネットフォーラム ☆＝

第 4 回…フォーラムでできたことを県内に広げよう



【実行委員会の話し合いより】

自分たちにできること

- ・ 個人情報などを書き込まない。
- ・ 常に警戒心を持つ。
- ・ 相手の気持ちを考える。
- ・ 親との会話を多くする。親に相談する。
- ・ みんなの表情を見て、困っている人を助ける。
- ・ 自分で使用を制限する。
- ・ 寝る 1 時間前には使用しないなどのルールを決める。

大人にしてもらいたいこと

- ・ 一緒に考える。
- ・ 家族で過ごす時間を設ける。
- ・ 子どもがしていることを親も知る。
- ・ 授業や講演会で、子どもの理解を深める。
- ・ 時間になったらケータイを預かる。
- ・ SOSを出している子どもに、大人が自ら進んで手を差し伸べる。やさしく接する。
- ・ 各学校で呼びかける。
- ・ 県で決まりを作る。
- ・ 取り締まる機関を設ける。

アピールの柱

- ・ 自分自身の心がけ
- ・ 周りの人のことを考える
- ・ トラブルが起きた時の対処
- ・ 大人ができること
- ・ 県などの規制、各学校や地域での呼びかけ

アピール

- ★知ろう ネットの危険性とその現状
- ★決めよう 周りのみんなでネットのルール
- ★つながろう 人と人とのコミュニケーション
- ★頼ろう 困ったときはお互いに
- ★なろう SOSに気付ける人

一人一人の心がけと行動で
社会は変えられます



(イラスト)実行委員会

ルールづくりを行うことが取組の最終ゴールではありません。また、インターネット利用時のトラブルや不安、それらを回避するための取組を伝えるだけでは、「危ないけど、私は大丈夫」と他人事になってしまうこともあります。子どもも大人も自分事として捉え、なぜルールや取組が必要であるのかを考えるとともに、学校や地域をあげての取組を継続していくことが、今後とても重要になります。

〔ネットフォーラムを終えて、実行委員会の意見交流より〕

良かった点	改善点
- 県内の様々な年代の方に、実行委員会の活動の紹介や、アピールなどを広めることができた。 - 実行委員会の活動を通して、ネットのいろいろな部分（危険性など）が分かったし、考える機会になった。 - 実行委員全員が、アンケート集計を協力し、それぞれの役割をしっかりとこなすことができた。また、臨機応変な対応もできた。	- 各中学校から1人は参加してもらえれば、さらに広く活動を知ってもらえるのではないかな？ - アピールを読んでもらうとき、理解してもらるのが難しかった。各学校に広めてもらえるような呼びかけが不十分だった。 - 話を聴くだけでなく、参加した人全員で活動できる場（分科会やクイズなど）があればよかった。

実行委員会の活動そのものが、問題を自分や自分たちのこととして捉える機会となったようです。

県内各地から参加した実行委員の子どもたちは、フォーラムが終わっても、きっと自分の学校や周りの人たちとこれらの問題に続けて取り組んでくれていることでしょう。



〔ネットフォーラム参加者アンケートより〕

「ネットフォーラム」に参加したことで、明日からチャレンジしてみたいこと【児童生徒】

- 周りの人に、フィルタリングの大切さを伝えたい。ネットの使い方をもう一度見直したい。
- フォーラムのことを、生徒会だよりを書いて発行しようと思う。
- 夜9時以降は携帯に触れないようにする。自分でスマートフォン使用上の決まりを作る。
- 生徒会の活動で、インターネットについての掲示物を校内に掲示したい。
- 親と使用時間について考えたり、ルールを決めたりしたい。家族とのコミュニケーションの時間を増やす。何かあったら、慌てず、周りの人に相談する。
- 断ネット day、ノーメディア dayを作ったらどうか。
- 友達との普段からの信頼関係を築いておくこと。
- SNSでメッセージを送信する前に、相手が誤解しない内容かどうか確かめて送信する。

今回の「ネットフォーラム」についての感想【大人】

- インターネットの問題について、子どもと大人が一緒に考える良い機会になった。子どもとルールをもう一度考えたいと思った。
- 子どもたちのインターネットの問題は、大人の問題でもある。ネットを否定するのではなく、受け入れて使用の仕方を考えていけばよいと思う。
- 子どもが、インターネットトラブルに巻き込まれ、一人で悩まないように、日頃からのコミュニケーションを大切にしたい。
- 子ども同士の人間関係、コミュニケーションの希薄な最近の環境だからこそ、「会う」、「声をかける」、「スキンシップ」、「目と目を合わす」などのことが、とても大切だと感じた。

児童会・生徒会が主体となった活動の取組例

〔アンケートを活用した取組〕

- ① 情報モラル教育の授業後に、児童会・生徒会でインターネットの使い方について話し合う。
- ② インターネットの使い方についてのアンケート項目を考える。(項目は、必ず職員会で確認する。)
- ③ アンケートを実施する。
- ④ 各学級や児童会・生徒会でアンケートを集計し、分析や取組案を考える。
- ⑤ 各学級で取組案について話し合う。
- ⑥ 委員会や児童会・生徒会で各学級の意見を集約し、全校集会や生徒総会等で話し合う。
- ⑦ P T Aに、インターネットの使い方についての取組案の説明や、P T Aを対象としたアンケートを行う。(アンケートを集計し、取組案の修正等を行う。)
- ⑧ 児童会・生徒会通信を作成し、取組のお知らせを行う。

各学校や校種間で連携した取組

●各学校●

- ・ インターネット利用の問題についての参観授業(保護者も子どもと一緒に授業を受けても良い)
- ・ 教室や廊下等に児童生徒が作成した情報モラルを呼びかける啓発ポスターや標語等の掲示
- ・ 校内の取組の普及啓発(学校便り、学年・学級通信など)
- ・ 児童生徒と保護者の代表がパネラーとして意見の交換を行い、その後参加者全員で意見を交流するシンポジウムを開催
- ・ 児童生徒や保護者の意見の集約を行い、ルールづくりにつなげる。ルールを作った後も、取組の確認を定期的に行い、行動の振り返りやルールの見直し等に取り組む。

●中学校区での取組例●

- ・ 小学4～6年の児童、中学1～3年の生徒を対象にしたネット利用に関するアンケートの実施
- ・ 中学校の生徒総会や小学校の代表委員会等でアンケート結果についての討議
- ・ 児童会と生徒会の交流による、中学校区で揃えたルールづくりの協議
- ・ 文化祭等でネットトラブルやその取組の具体例をロールプレイや動画で発表
- ・ 生徒会だよりやP T Aだよりで、インターネット利用のルール等についての広報活動を行い、小学校にも配付

●市町村内単位での取組●

- ・ 市町村単位での全小中学校を対象にしたインターネット利用のアンケートの実施(学校へもデータ提供)
- ・ 市町村単位で児童会・生徒会交流会を実施し、インターネット利用に関するルールづくり
- ・ 地域広報に協力を依頼し、市町村の地域住民へ啓発

●高等学校での取組●

- ・ 小中学校への出前講座を行い、トラブルにならないための取組例や高校生の経験を含めた事例等について、近隣の児童生徒や保護者が自分事として考える啓発活動
- ・ よりよい使い方について、生徒会が中心となってリーフレットを作り、近隣の小中学校へ配付

巻末資料1 高知県サイバー防犯ボランティア ～学生団体CyKUT～

Cyber Student Volunteer + Kochi University of Technology

高知県教育委員会では、平成 29 年 5 月より高知工科大学学生ボランティア C y K U T、少年サポートセンターと連携して、各学校や P T A 研修等において、子どもと大人がネット問題の学習や啓発に活用できる教材を作成してきました。この項では“高知県サイバー防犯ボランティア学生団体 C y K U T”について皆さんに紹介させていただきます。

1 C y K U T 発足のきっかけ

情報セキュリティ分野に興味のある学生が集まり、学び合うことができる場を設け、互いの知識や技術の向上を目指すことを目的として、平成 26 年に発足しました。活動のなかで得た知識を部内だけで留めず、小中学校をはじめとした地域での啓発活動に生かしていくことを活動理念としています。

2 取組内容の紹介

C y K U T では以下の 4 つについて活動を行っています。

(1) 講演活動

地域の依頼のあった小中学校を中心に、インターネットや S N S に潜む危険性についての出前授業や講演活動を行っています。講演は、普段の活動の中で作成した資料や、要望に合わせて新たに作成した資料を使って行います。



講演の様子

(2) サイバーパトロール

県警察本部から委嘱をされ、Twitter のような S N S を中心に不適切な書き込みが掲載されていないか、また、インターネット上に情報の搾取を目的としたサイト(フィッシングサイト)がないかをパトロールしています。継続的に行うことを重視しており、メンバー各々が活動できる時間帯に主に個人単位で確認をしています。



「高知県サイバー防犯ボランティア」
委嘱の様子

(3) L T (ライトニングトーク)

週に 1 回メンバー全員が集まり、自分が興味を持った I T に関連するニュースについて 5 分～10 分程度で発表し、意見を交換し合う時間を作っており、内容によって講演の資料に活用しています。

(4) 勉強会 など

仮想環境の構築やネットワーク運用などメンバーが興味を持っている題材について、メンバーの 1 人が提案者となり、希望者が学ぶ勉強会を不定期で実施しています。大学の教員から指導してもらった場合もあります。

その他にも、活動の中で作成した教材資料を教育委員会に提供したり、教育委員会で作成中の教材について協議したりする等、教育委員会と連携した活動も行っています。

3 講演で可能な活動

C y K U Tの講演では、次の（１）～（３）の活動が可能です。

（１）インターネットの利用時に気を付けるべき事柄についての啓発

W e bサイトやS N S等を活用する際に考えられる危険性やその対処法について、資料を用いて講演しています。

（２）コロナ禍に対応した啓発

ビデオ会議ツールを用いた遠隔での講演や、その様子を録画した映像データを提供しています。

（３）フィッシングサイトの疑似体験

フィッシングサイトを再現したページを使って、危険性を解説しています。

4 高知工科大学学生ボランティアC y K U T、少年サポートセンターと連携して作成した教材の紹介

以下のURLでアクセスしてください。作成した教材は、高知県ネット教材作成委員会のページで見ることができます。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310801/2018032900241.html>

S N Sの落とし穴

その1	「簡単に伝わってしまう 怖さ ～顔を加工して公開～」
その2	「協調行動のエスカレート ～グループ会話の例を通じて～」
その3	「間違った情報の拡散」
その4	「情報の信頼性」
その5	「ネット詐欺・悪徳商法」
その6	「S N Sを利用した金銭トラブル」
その他	「著作者と違法ダウンロード ～そのダウンロード、違法です！～」

その6 「S N Sを利用した金銭トラブル」の教材より

SNSの落とし穴 その6

SNSを利用した 金銭トラブル

高知県ネット教材作成委員会
高知工科大学ボランティアCykut
高知県警察少年サポートセンター
高知県教育委員会人権教育・児童生徒課

今までのSNSの利用問題

- ・いじめ
- ・誹謗中傷
- ・個人情報漏洩
- ・偽情報
- ・詐欺や迷惑メールの被害
- ・援助交際の相手探し

最近注目を浴びだした新しい問題が！

個人間融資の手順の例(Twitter)

1. ダイレクトメッセージを送信

2. LINEのIDもしくは電話番号を要求後、住所や勤め先を要求

3. 審査後、口座情報を送信

4. 保証金などの前払い

借入者 貸付者

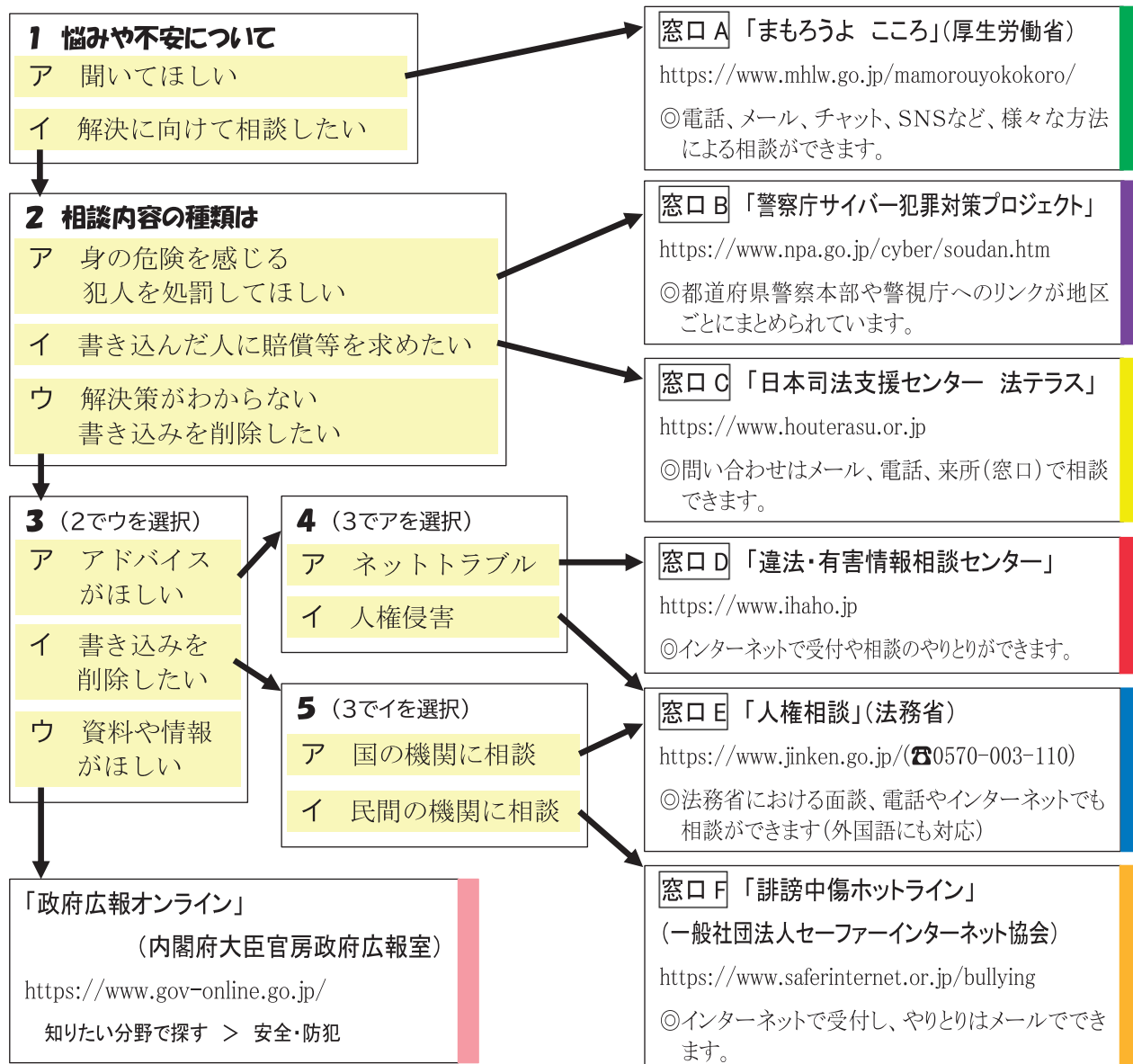
事例

- 保証金1割を入金後、1時間後に希望額を振り込むという話だったが、入金してから1時間後も振り込みがなかったため連絡をするが、返事がない。
- 借入の条件として男女問わず裸の写真を要求され送信した借入者が後日、お金を振り込まないと裸の写真を拡散すると貸付者に脅される。

など…

巻末資料2 何かあったときの相談窓口

インターネット上の「誹謗中傷」などのトラブル、悩みや不安などで、どこに相談したらいいのかわからないか迷いませんか？
 そんなときは、下図（フロー図）の「1」から始めてください。問いに答えて、矢印にそって進めていくと、内容に応じた窓口（A～F）に辿り着きます。辿り着いた窓口にアクセスしてみてください。
 ※地域によっては相談先が異なる場合があります。アクセス先の内容でご確認ください。



何かあったときの 高知県内相談窓口



*ネットを利用した犯罪や、架空・不当請求の被害を受けたら

- 高知県警サイバー犯罪相談窓口 088-875-3110
- 高知県立消費生活センター 088-824-0999
- 少年サポートセンター(ヤングテレホン) 088-822-0809

*ネットいじめに悩んだら

- 高知県心の教育センター(電話相談) 088-821-9909

*個人情報や書き込みで悩んだら

- 高知県教育委員会人権教育・児童生徒課 088-821-4932

*人権相談(インターネット含)

- 高知法務局 人権擁護課 088-822-3503

参考・引用文献等

- * 令和２年度 スマートフォン・インターネットの利用に関する調査（R2.10～11）集計結果
（令和２年 高知県教育委員会）
- * 令和２年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果 （令和３年３月 内閣府）
- * Society5.0に向けた人材育成 ～社会が変わる、学びが変わる～ （平成30年6月5日 文部科学省）
- * 小学校学習指導要領（平成29年告示） （平成30年2月28日 文部科学省）
- * 中学校学習指導要領（平成29年告示） （平成30年3月30日 文部科学省）
- * 高等学校学習指導要領（平成30年告示） （平成31年2月15日 文部科学省）
- * 小学校学習指導要領（平成29年告示）総則 （平成30年2月28日 文部科学省）
- * 中学校学習指導要領（平成29年告示）総則 （平成30年3月30日 文部科学省）
- * 高等学校学習指導要領（平成30年告示）総則 （平成31年2月15日 文部科学省）
- * すべての先生のための「情報モラル」指導実践キックオフガイド
（平成19年3月15日 文部科学省委託事業）
- * 教育の情報化に関する手引き検討案 第5章 情報モラル教育（平成21年1月29日 文部科学省）
- * 情報モラル教育実践ガイダンス ～すべての小・中学校で、すべての先生が指導するために～
（平成23年3月 国立教育政策研究所）
- * スマホがウィルスに感染！？不安に思ったら試したい5つの方法
（Canon株式会社 キヤノンマーケティングジャパン サイバーセキュリティ情報局）
https://eset-info.canon-its.jp/malware_info/special/detail/210715.html
- * 2018年プレスリリース・研究成果 （平成30年7月10日 国立大学法人東北大学）
<https://www.tohoku.ac.jp/japanese/2018/07/press20180710-04-internet.html>
- * 令和２年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査
（令和３年10月13日 文部科学省）
- * デジタル時代の子育てを一緒に考えてみよう！
（令和２年3月31日 総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第一課）
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/preschool/
- * フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）をご存じですか？ （総務省）
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/filtering.html#:~:text=
- * 子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の育児教育の在り方について（答申）
（平成17年1月28日 文部科学省）
- * 第38回母子健康協会シンポジウム「触れ合い育児の大切さ」
（平成30年2月7日 公営財団法人母子健康協会）
- * 青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律
（平成20年2月1日施行平成20年法律第79号）

- * ネット利用の低年齢化対策サブワーキング 2016 年度 報告書
(平成 29 年 3 月 31 日 安心ネットづくり促進協議会)
<https://www.good-net.jp/files/original/201711012218166828467.pdf>
- * インターネットトラブル事例集 2021 年版 (令和 2 年 総務省)
https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/
- * 情報化社会の新たな問題を考えるための教材〈児童生徒向けの動画教材・教員向けの指導手引き〉
(令和元年・2 年 文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416322.htm
- * みんなで、よりよい学級・学校生活をつくる 特別活動 小学校編
(平成 31 年 1 月 国立教育政策研究所 教育課程研究センター)
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>
- * 学級・学校文化を創る 特別活動 中学校編
(平成 28 年 4 月 27 日 国立教育政策研究所 教育課程研究センター)
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>
- * 第 5 期科学技術基本計画 (平成 30 年 11 月 20 日 内閣府)
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index5.html>
- * 情報モラル教育実践ガイダンス (平成 23 年 3 月 国立教育政策研究所)
<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/index.html>
- * 青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース (第 9 回)
資料 9－1 文部科学省資料 (令和元年 12 月 23 日 総務省)
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ict_anshin/02kiban08_04000340.html
- * 報道資料「不正アクセス行為の発生状況及びアクセス制御機能に関する技術の研究開発の状況」
(国家公安委員会 総務大臣 経済産業大臣)
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01cyber01_02000001_00061.html
- * ①令和 2 年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について (令和 3 年 3 月 4 日 警察庁)
- * ②令和元年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について (令和 2 年 3 月 5 日 警察庁)
- * ③平成 30 年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について (平成 31 年 3 月 7 日 警察庁)
- * ④平成 29 年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について (平成 30 年 3 月 22 日 警察庁)
- * ⑤平成 28 年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について (平成 29 年 3 月 23 日 警察庁)
- * ⑥平成 27 年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について (平成 28 年 3 月 17 日 警察庁)
- ①～⑥→ <https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/>
- * SNS 東京ノート (令和 3 年 東京都教育委員会)
https://infoedu.metro.tokyo.lg.jp/tokyo_rule.html#snsnote
- * 〔仙台版〕情報モラル教育実践ガイド 平成 30 年度版 (平成 30 年 3 月 仙台市教育委員会)
- * 〔仙台版〕情報モラル教育実践ガイド 平成 31 年度版 (平成 31 年 3 月 仙台市教育委員会)
<https://www.sendai-c.ed.jp/01home/01sougou/12moral/moral.html>

- * 戸田市情報モラル学習サイト 情報モラルスクール （戸田市教育委員会）
<https://www.toda-c.ed.jp/moraleducation/>
- * ネット社会の歩き方
（JAPET&CEC（日本教育情報化振興会）、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）及び経済産業省）
<http://www2.japet.or.jp/net-walk/>
- * 違法だよ！あげるくん （J B A（日本民間放送連盟））
<https://j-ba.or.jp/ioubokumetsu/>
- * 政府インターネットテレビ （内閣府大臣官房政府広報室）
<https://nettv.gov-online.jp/>
- * 写真や動画が流出する怖さを知ろう（全編） （令和2年12月3日 文部科学省）
<https://www.youtube.com/user/mextchannel/search?query=%E6%95%99%E6%9D%90%E2%91%A5>

e-GOV 法令検索

- ・ 個人情報の保護に関する法律
平成十五年法律第五十七号
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0000000057>
- ・ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
平成十三年法律第百三十七号
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=413AC0000000137>
- ・ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
平成十五年法律第八十三号
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=415AC0000000083>

情報モラル教育実践ハンドブック

令和4（2022）年3月

編集・発行／高知県教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

TEL 088-821-4932 FAX 088-821-4559

E-mail 310801@ken.pref.kochi.lg.jp

